

史跡垣ノ島遺跡保存管理計画



平成27年度改訂版

函館市教育委員会

例 言

1. 本書は、北海道函館市臼尻町に所在する史跡垣ノ島遺跡を、文化財保護法に基づき適正に保存、活用を図るための基本方針や具体的な方法を示した保存管理計画書である。
2. 本保存管理計画は、平成 24 年 12 月 10 日に函館市教育委員会が主体となって策定したものであるが、平成 25 年度から 26 年度にかけての北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議および文化庁、北海道教育委員会の指導を受けて改訂したものである。
3. 本計画は、史跡を取り巻く環境や社会情勢の変化等に伴い必要に応じて見直しを行うこととする。
4. 本書は、函館市教育委員会で閲覧することができる。
5. 本計画の策定にあたり、次の団体、機関等から多大なご指導と御協力を賜った。ご芳名を記し、感謝申し上げます。(順不同)
北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議、文化庁文化財部記念物課、北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課、北海道生活環境部くらし安全局文化・スポーツ課縄文世界遺産推進室、千歳市教育委員会、伊達市教育委員会、洞爺湖町教育委員会、森町教育委員会

凡 例

1. 平成 16 年 12 月 1 日の市町村合併(函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町)以前に記載されたもののうち、事実記載として必要な箇所については「南茅部町」または「南茅部町教育委員会」と表記した。
2. 挿図において、任意の縮率の図版にはスケールを入れた。
3. 引用文献は、各章末に記載した。参考文献等は、巻末に記載した。

目 次

第1章 沿革と目的	1
1. 計画策定の沿革	1
2. 計画の目的	2
3. 委員会の設置	2
(1) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議および実行委員会の設置	2
(2) 計画策定の体制	2
(3) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議の活動	3
(4) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会の活動	4
4. 保存管理計画策定までの経過	5
第2章 史跡垣ノ島遺跡の概要	7
1. 函館市の概要	7
(1) 自然的環境	7
(2) 社会的環境	15
(3) 歴史的環境	17
2. 指定に至る経緯	24
3. 指定地の現況	25
(1) 指定説明とその範囲	25
(2) 指定地の現況	26
(3) 公有化の状況	32
(4) 整備の状況	32
第3章 史跡垣ノ島遺跡の価値	33
1. 発掘調査の内容	33
(1) 調査の経過	33
(2) 調査の成果	34
2. 史跡の本質的価値	38
(1) 長期にわたる定住性を示す拠点集落	38
(2) 大規模な記念物－盛土遺構－	43
(3) 当時の精神性を示す遺構と遺物	47
(4) 調査成果にみる遺跡の本質的価値	48
第4章 保存・管理	54
1. 基本方針	54
(1) 基本方針	54
(2) 現状把握	54
2. 構成要素	55
(1) 本質的価値を構成する要素	55
(2) 指定地内におけるその他の要素	55
(3) 指定地以外における周辺地域の環境を構成する諸要素	55
(4) 地区区分	58
3. 保存管理の方法	59
(1) I地区の保存管理	59
(2) II地区の保存管理	59
(3) 関係法令	59
4. 現状変更等の取扱方針および取扱基準	63
(1) 史跡指定地（I地区）における現状変更等による制限	63
(2) 史跡の景観を保護する範囲（II地区）の保存管理	63

5. 植生管理	63
(1) 植生管理	64
(2) 植栽計画	65
6. 出土遺物・調査記録の管理	66
7. モニタリングと負の影響を与える要因	67
(1) 経過観察（モニタリング）	67
(2) 負の影響を与える要因	67
第5章 整備・活用	69
1. 基本方針	69
2. 整備	69
(1) 基本構想	69
(2) 基本計画	70
(3) 整備事業の概要（予定）	70
(4) 追加整備	71
3. 公開・活用	73
(1) 普及・啓発	73
(2) 調査・研究	77
第6章 運営および体制整備	78
1. 基本方針	78
2. 体制の整備と役割分担	78
3. 体制の維持と運営	79
第7章 今後の課題	80
1. 保存管理について	80
(1) 史跡指定地（Ⅰ地区）	80
(2) 史跡の景観を保護する地区（Ⅱ地区）	80
2. 整備・活用について	81
(1) 整備	81
(2) 活用	81
3. 調査・研究について	81
(1) 指定地内における遺構等の調査について	81
(2) 指定地周辺の埋蔵文化財包蔵地の確認について	81
関連資料	82
1. 関係機関設置要綱	82
(1) 史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会要綱	82
(2) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会設置要綱 （函館市・千歳市・伊達市・洞爺湖町教育委員会・森町）	83
(3) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議設置要綱 （北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会）	84
2. 北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書	86
附編	92
主な参考文献・関係図書	102

第1章 沿革と目的

1. 計画策定の沿革

垣ノ島遺跡が所在する南茅部地域は太平洋に面し、緑豊かな山々や多くの河川など多様な自然環境に恵まれていることから狩猟採集を基盤とした縄文文化が栄え、海岸段丘上に多くの遺跡を有している。それらは南茅部縄文遺跡群と呼ばれ、昭和38年の黒鷲遺跡の発掘調査を嚆矢として50年以上にわたり実施してきた発掘調査による出土品は400万点を優に超えており、中には国宝に指定された「中空土偶」や専門集団の存在を示唆するアスファルト塊など、我が国の歴史と文化を語るうえで貴重な考古資料が数多く発見されている。

こうした南茅部縄文遺跡群の中核となる本遺跡は、昭和50年の一般分布調査により発見され、昭和54年に垣ノ島A遺跡として発見・周知された埋蔵文化財包蔵地で、平成12年度から15年度に国道278号尾札部道路（バイパス）整備事業に伴い実施した緊急発掘調査により、縄文時代早期から後期の墓域や集落跡、早期の足形付土版の出土など、数々の貴重な成果が挙げられた。そこで旧南茅部町教育委員会は、平成15年度から16年度にかけて遺跡の主体部とみられる台地中央部の詳細分布調査を実施し、大規模な「コ」の字形を呈する盛土遺構の存在を確認するとともに、早期から後期の竪穴住居跡を検出した。こうした数々の成果から、重要な遺跡として保存に向けて文化庁や北海道教育委員会（以下、道教委）と協議のうえ、函館市に合併した平成17年度から21年度にかけて国庫補助事業によりさらなる詳細分布調査を実施し、地域の拠点集落として長期間にわたる定住性を示すことが捉えられたことから、平成22年度に国へ史跡指定の意見具申書を提出し、遺跡の重要性とその保存の必要性が認められ、平成23年2月7日付けで史跡に指定された。

この間、平成16年度に策定された合併建設計画において南茅部地域が縄文文化の発信拠点の役割を担う地域と位置づけられ、合併後の平成18年3月に策定した「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」に基づき関連事業に着手することとなり、史跡指定後には史跡垣ノ島遺跡整備事業として、国補助事業として平成24年度に公有化事業を実施し、同年、学識経験者からなる史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会（菊池徹夫委員長）を設置し指導を得ながら、平成25年度から史跡内容確認を目的とした発掘調査に着手した。

一方、史跡指定後直ちに公有化や整備に着手したため、保存管理計画は未策定のままであったが、北海道、北東北3県を中心にユネスコの世界文化遺産登録に取り組んでいる「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」が平成21年1月に世界遺産暫定一覧表に記載され、本遺跡も平成24年度に追加資産として正式登録を目指すこととなったことから、構成資産の一つとして個別資産のマネジメントプランの必要性が生じるなど、本計画策定に向けた取り組みが急務となったものである。

2. 計画の目的

このような背景のもとに、史跡垣ノ島遺跡を国民共有の財産として将来にわたり良好に保全していくため、史跡を取り巻く環境や歴史および現状を整理し、史跡の本質的価値と構成要素の明確化、史跡を保存管理していくための基本方針や方法、現状変更などの取扱基準、整備および整備後の維持管理、活用等の基本的な考え方について取りまとめることを目的に、保存管理計画を策定した。

3. 委員会の設置

(1) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議および実行委員会の設置

平成 24 年に策定した当初の保存管理計画は、同年に設置した史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会の指導を受けながらコンサルタント会社に委託して 12 月に策定していたものであるが、当該計画については、その後、文化庁より専門家の合議による客観的立場からの検討が不足しているとの指導を受けた。そこで道教委から、同様の計画に課題のあった北海道内の世界遺産登録を目指す他都市と共同で外部の有識者の指導を得て計画策定を進めるようにしてはとの提案があり、道教委ならびに文化庁の指導のもと、関係自治体による協議、調整を経て、平成 26 年 3 月 4 日付けで函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町教育委員会、森町の 5 市町で協定書を調印し、文化財所管課長を実行委員とする北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会（以下、実行委員会）を設置した。当実行委員会においては道内の有識者を北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議（以下、検討会議）の委員に委嘱し、平成 26 年 3 月 23 日から平成 27 年 1 月 16 日までに 4 回の北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議の開催と、平成 26 年 5 月に各史跡の視察を実施し、さまざまな課題についての検討や議論を行い、多くの指導、助言を得た。なお、第 3 回会議においては文化庁記念物課史跡部門の佐藤正知主任文化財調査官を招へいして意見をいただいている。

本会議の総括として、平成 27 年 3 月 19 日付けで検討会議から実行委員会宛に保存管理計画策定の指針となる「北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書」の提出を受け、検討会議における指導および本提言を反映させながら各自治体において計画策定に取り組んでいる。

(2) 計画策定の体制

北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議ならびに北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会に係る組織および会議出席者は次のとおりである。

ア. 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議

委員長	越田 賢一郎	(札幌国際大学教授, 考古学)
副委員長	小杉 康	(北海道大学大学院教授, 考古学)
委員	西山 徳明	(北海道大学観光学高等研究センター長, 観光学)
委員	吉田 恵介	(札幌市立大学教授, 農学, 都市および地方計画)

イ. 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会

実行委員長	阿部 千春	(函館市教育委員会生涯学習部参事3級)
副実行委員長	本間 浩一	(伊達市教育委員会噴火湾文化研究所文化課長)
同	永井 宗雄	(洞爺湖町教育委員会社会教育課長)
監事	高橋 理	(千歳市教育委員会埋蔵文化財センター長)
同	木村 哲二	(森町教育委員会社会教育課長) (平成25年度)
同	金丸 孝也	(同) (平成26年度)

ウ. 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会事務局

事務局長	福田 裕二	(函館市教育委員会生涯学習部文化財課主査)
事務局員	豊田 宏良	(千歳市教育委員会埋蔵文化財センター係長)
同	青野 友哉	(伊達市教育委員会噴火湾文化研究所文化財係長)
同	角田 隆志	(洞爺湖町教育委員会社会教育課主幹)
同	三谷 智広	(同 主事) (平成26年度)
同	阿部 泰之	(森町教育委員会社会教育課係長) (平成26年度)
同	高橋 毅	(同 主任)
同	加藤 渉	(同 主事) (平成26年度)

エ. 指導・助言機関および出席者(敬称略)

文化庁文化財部記念物課史跡部門主任文化財調査官	佐藤 正知 (平成26年度)
北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課調査グループ主幹	田中 哲郎 (平成25年度)
同	西脇 対名夫
同	主査 藤原 秀樹 (平成26年度)
北海道生活環境部くらし安全局文化・スポーツ課縄文世界遺産推進室室長	桑田 和子 (平成26年度)
同	主幹 遠藤 浩

(3) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議の活動

本検討会議は、次のとおり開催した。

平成26年 3月23日	第1回検討会議(札幌市)
	○検討会議委員の委嘱および委員長、副委員長の選任
	○これまでの経過と各自治体で作成中の保存管理計画の進捗状況、課題の説明
	○各遺跡の本質的価値について検討
5月2～3日	第1回委員視察および現地指導(森町鷲ノ木遺跡, 洞爺湖町入江・高砂貝塚, 伊達市北黄金貝塚)
5月8～9日	第2回委員視察および現地指導(伊達市北黄金貝塚, 洞爺湖町入江・高砂貝塚, 森町鷲ノ木遺跡, 函館市垣ノ島遺跡, 同大船遺跡)

	5 月 22 日	委員視察（千歳市キウス周堤墓群），第 2 回検討会議（千歳市） ○第 3 回視察（千歳市キウス周堤墓群） ○保存管理計画の構成と共通の課題について検討 ○史跡内の諸要素への対応について検討（範囲，地形等） ○史跡周辺の諸要素への対応について検討（道路，建物，自然など） ○個別の課題について検討
	8 月 1 日	第 3 回検討会議（札幌市） 文化庁佐藤主任調査官出席 ○保存管理計画に関する指導・助言（佐藤主任調査官） ○環境・景観等について検討（自然，人工物等，景観条例） ○整備・公開・活用について検討 ○史跡の管理について検討（植生，モニタリングなど）
	平成 27 年 1 月 16 日	第 4 回検討会議（森町） ○保存管理計画策定に関する追加指導、総括 ○「提言書原案」の検討
	3 月 19 日	検討会議委員長から実行委員会委員長へ「北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書」提出

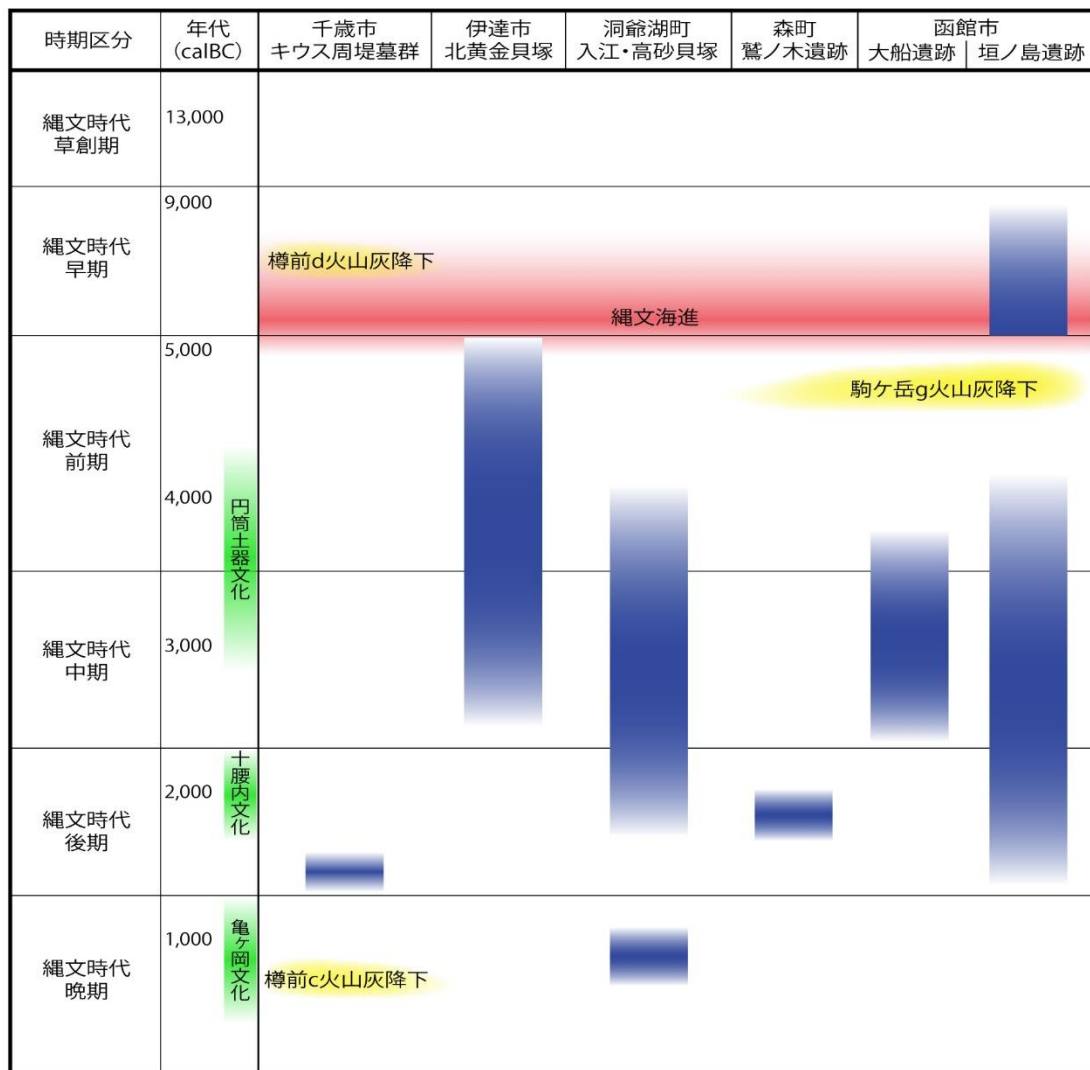
（４）北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会の活動

検討会議を主催する実行委員会は、円滑に会議を運営開催するため次のとおり開催した。

平成 26 年	3 月 7 日	第 1 回実行委員会（洞爺湖町） ○組織体制の協議，実行委員長，副委員長，監事，事務局長の選任 ○平成 25 年度予算，事業の協議，承認 ○検討会議委員の選任等の協議，承認
	3 月 23 日付	北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議委員委嘱
	5 月 21 日	第 2 回実行委員会（千歳市） ○平成 25 年度事業・会計報告 ○平成 26 年度事業の協議，承認
	7 月 8 日	実行委員会事務局会議（ワーキンググループ）（洞爺湖町） ○保存管理計画の構成および用語等の統一について検討 ○今後の取り組みについて協議
	12 月 15 日	第 3 回実行委員会（東京都） ○第 4 回検討会議の開催および運営について協議 ○今後の取り組みについて協議
平成 27 年	3 月 30 日	第 4 回実行委員会（書面協議） ○平成 26 年度事業・会計報告 ○事業実施報告書の作成について ○会計の精算について ○実行委員会の開催について
	3 月 31 日付	実行委員会解散

4. 保存管理計画策定までの経過

年 度	概 要
昭和 53～54 年度 (1978～1979)	・一般国道 278 号整備に伴う一般分布調査により、縄文時代前期から後期の集落跡として埋蔵文化財包蔵地周知資料を整備（名称：垣ノ島 A 遺跡）（道教委）
平成 12～15 年度 (2000～2003)	・一般国道 278 号尾札部道路改良工事に伴う 9,200 m ² の緊急発掘調査を実施（南茅部町埋蔵文化財調査団（以下、調査団））
平成 15～16 年度 (2003～2004)	・緊急地域雇用創出特別対策推進事業による遺跡内容確認調査を実施。平成 15 年度は 19 地点、合計 200 m ² 、平成 16 年度は 2 地点、合計 24 m ² （調査団） ・遺跡の保存に向け、文化庁、道教委、南茅部町（合併後は函館市（以下、市））と協議
平成 17 年度 (2005)	・国庫補助事業の市内遺跡発掘調査等事業として、盛土遺構の 14,300 m ² の地下レーダー探査を実施（函館市教育委員会（以下、市教委））
平成 18 年度 (2006)	・国庫補助事業の市内遺跡発掘調査等事業による 3 地点、合計 19 m ² の詳細分布調査を実施（市教委）
平成 19 年度 (2007)	・国庫補助事業の市内遺跡発掘調査等事業による 39 地点、合計 225 m ² の詳細分布調査を実施（市教委）
平成 20 年度 (2008)	・国庫補助事業の市内遺跡発掘調査等事業による 3 地点、合計 300 m ² の詳細分布調査を実施（市教委）
平成 21 年度 (2009)	・国庫補助事業の市内遺跡発掘調査等事業による 18 地点、合計 112 m ² の発掘調査を実施（市教委） ・名称を「垣ノ島遺跡」に変更
平成 22 年度 (2010)	・国へ史跡指定の意見具申書を提出（市） ・11 月 19 日付、国の文化審議会において史跡指定の答申 ・翌年 2 月 7 日付け官報告示により史跡指定
平成 23 年度 (2011)	・史跡指定に向け地権者への説明・依頼等準備（市教委） ・筆界未定地の測量を実施し史跡の範囲と面積を確定（確定面積 92,749 m ² ）（市教委）
平成 24 年度 (2012)	・国庫補助事業の史跡垣ノ島遺跡公有化事業等により史跡地の買上を実施（市） ・史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会の設置、会議 1 回開催（市教委） ・ 史跡垣ノ島遺跡保存管理計画を策定（市教委）
平成 25 年度 (2013)	・繰越の公有化事業を実施し、公有化事業を完了（市） ・国庫補助事業の市内遺跡発掘調査等事業による 2 地点、合計 96 m ² の発掘調査を実施（市教委） ・史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会 2 回開催（市教委） ・ 保存管理計画策定のため、函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町教育委員会、森町とともに北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会および北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議を設置、検討会議 1 回開催
平成 26 年度 (2014)	・国庫補助事業の市内遺跡発掘調査等事業による計 232 m ² の史跡内容確認調査を実施（市教委） ・史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会 2 回開催 ・ 保存管理計画策定のための検討会議 3 回、実行委員会ならびに同ワーキンググループなどの開催、27 年 3 月に検討会議委員長から実行委員長に「北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書」を提出
平成 27 年度 (2015)	・国庫補助事業の市内遺跡発掘調査等事業による計 182 m ² の史跡内容確認調査を実施（市教委） ・史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会 2 回開催 ・ 保存管理計画の改訂



合同で計画検討を行った史跡の位置と比較年表

第2章 史跡垣ノ島遺跡の概要

1. 函館市の概要

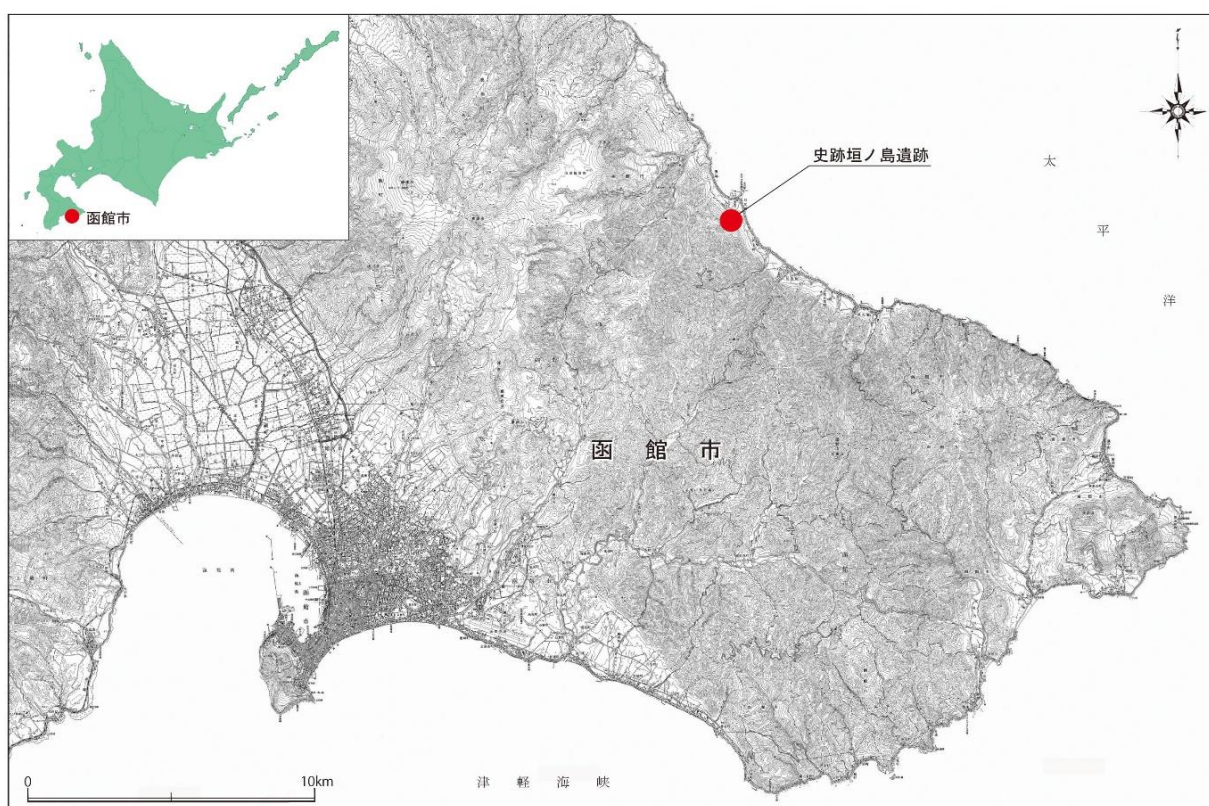
(1) 自然的環境

函館市は、平成16年12月の市町村合併後、北海道南西部の渡島半島南東半に突出した亀田半島の大部分が市域となっており、南は津軽海峡、北から東は太平洋に面している。市域の中央は亀田山地が占め、西側は函館平野が広がる。市の中心となる市街地は、津軽海峡に突出した函館山（標高334m）を軸とした扇形に広がり、市内には亀田川、松倉川、汐泊川などの二級河川をはじめ大小の河川が流れている。

ア. 臼尻地区の位置

史跡垣ノ島遺跡が所在する南茅部地域は、亀田半島北岸の太平洋に面しており、北海道の中では年間を通じ、気候は比較的温暖といえる。噴火湾の入り口にあたるため、暖流と寒流の接する前浜はマコンブやタラ、マグロなど水産資源の豊富な地域である。

本遺跡は、南茅部地域のほぼ中央を流れる垣ノ島川左岸河口付近の標高約32～50mの海岸段丘上に位置し、前浜には、弁天島（現弁天岬）など複数の小さな岩礁が連なって沖合に突き出ており、良好な漁場となっている。



史跡垣ノ島遺跡の位置図

イ. 地形

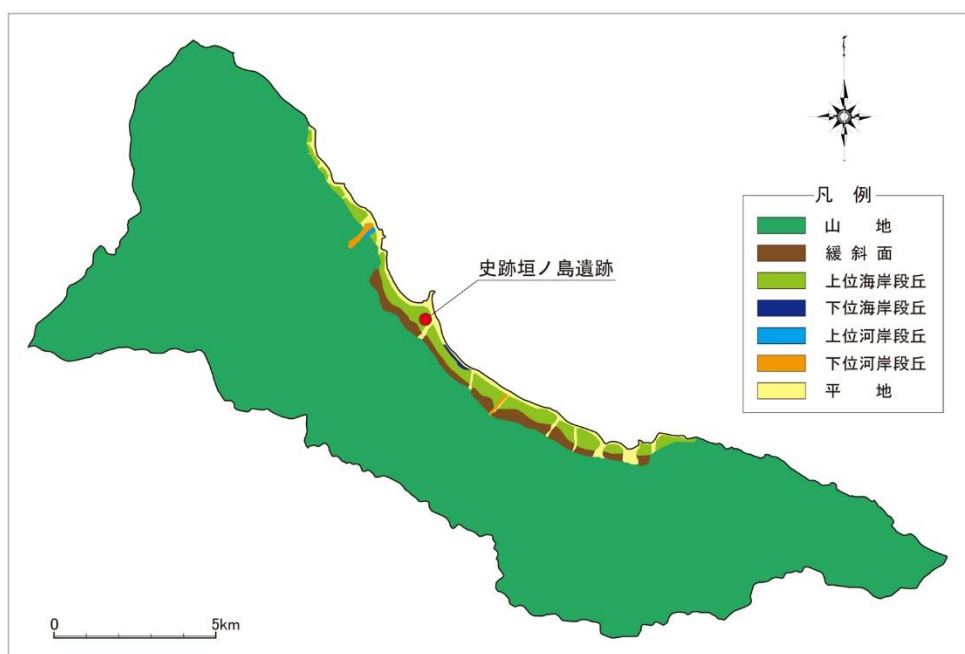
南茅部地域の地形は大きく、(ア) 山地地形、(イ) 山麓緩斜面、(ウ) 海岸段丘、(エ) 河岸段丘、(オ) 平地、(カ) 海底地形に分類することができる。(注1)

(ア) 山地地形

山地地形は南茅部地域の大部分を占めており、亀田山塊を構成する南茅部地域に属する主な山地としては、熊泊山(817.9m)、泣面山(835m)、袴腰岳(1,108.3m)、台場山(527.8m)がある。これらの山地のうち袴腰岳がわずかに1,000mを超しているだけで、これ以外の山地は500~800mの高度を示すにすぎず一般に低い山地よりなっているといえる。これら山地を刻む河川としては、北から南に中ノ川、磯谷川、ガロウ川、大舟川、垣ノ島川、精進川、川汲川、築上川、著保内川、尾札部川、八木川、見日川、ポン木直川、木直川、白井川、相泊川、滝ノ沢などがある。これらの河川はいずれも短く、もっとも長い磯谷川でさえも11km、ガロウ川―大舟川で9km、大舟川だけでは8kmを示すにすぎず、それ以外の河川はきわめて短いものである。いずれの河川も亀田山塊を水源としており、河川の浸食により起伏量は比較的大きい。

(イ) 山麓緩斜面

南茅部地域の山麓緩斜面は2種類に分けられる。一つは海岸段丘にのるものであり、他には八木川上流部に見出されるものである。海岸段丘上の山麓斜面は豊崎地区から川汲地区にかけて見出され、背後はほぼ100mを境にして急斜面となる。このうち、60m以下はきわめて平坦で、海岸段丘面を示すが、60~100mの高度の所は緩斜面をなしており、海岸段丘面と交叉している。この面はきわめて低い傾斜角を示していることから麓屑面的なものとも見ることができる。八木川上流の山麓緩斜面は傾斜も急であり崖錐であると見ることができる。



南茅部地域地形区分図

(『南茅部町史』上巻 1987より作図)

(ウ) 海岸段丘

南茅部地域の海岸段丘は、上位段丘と下位段丘に分けられる。上位段丘は大船地区から見日地区まで広く分布しているもので、標高はおおよそ 30～70m で地域的に多少高度差があるものの、一般的には北が高く、南に低くなる傾向が見出される。しかし、その大部分が 30～50m の標高を示すところから、函館市内で対比すると、リス・ウルム間氷期に形成された日吉段丘に対比することができる。したがって、南茅部地域の上位海岸段丘は、リス氷期とウルム氷期の間（約 13 万～7 万年前）の温暖で高海水準時代に形成された海岸段丘と考えられる。下位段丘はきわめて局所的に見出されるもので、安浦付近に存在する。標高は 20m くらいである。精進川左岸での同段丘堆積物は、最大 15 cm 程度の亜円礫よりなる砂礫層が 4～5 m くらい見出される。

(エ) 河岸段丘

河岸段丘は、南茅部地域においてはいくつかの河川沿いにきわめて局所的に見出される。

大舟川下流右岸には 50～60m と 30～60m の二段の河岸段丘があり、左岸には見出されない。

磯谷川の下流右岸には 40～60m の河岸段丘があり、左岸には見出されない。また、川汲川下流右岸には 20～40m の河岸段丘があり、薄く砂礫層をのせている。しかし、八木川下流においては左岸に河岸段丘の発達がよく、右岸には見出されない。

このように、①河岸段丘が川汲川以西においては右岸によく発達し、八木川では左岸に発達がよいこと、②海岸段丘高度は前述したように全体的に北高南低の傾向があり、さらに川汲地区、尾札部地区から見日地区の海岸段丘地形をみると、尾札部地区から見日地区の方向に高度を減じている。築上川と尾札部川に挟まれた段丘面高度は、西に高く東に低い傾向を示している。こうしたことから、川汲、尾札部間を中心に、これを離れるにしたがって高度を減ずる傾向が読み取れる。

(オ) 平地

平地は各河川流域に局所的に見出されるほか、海岸沿いに見出されるが、小面積を占めるだけである。八木川下流部の尾札部中学校プール建設に伴うボーリング資料によると、シルトと砂礫の互層が 10m の深度まで見出され、基盤岩には達していないので、この場所における沖積層の層厚は 10m 以上であることがわかる。

大舟川下流の大船小学校におけるボーリング資料によると、6m で基盤に達する所と、10m でも基盤に達しない所があるが、前者は山寄りの地点であり、一般的には八木川の場合と同様 10m 以上の層厚を示している。

(カ) 海底地形

南茅部地域付近の海底地形は 0～20m と、60～140m の二段丘が見出される。0～20m 面は現海成面である。福島県常盤沖や茨城県鹿島灘の場合には 25～50m と 100～140m の二段丘面が報告されているので、60～140m 面は、二つの段丘面が複合したものと考えられる。南茅部地域沿岸の潮海流は、年間を通して海岸線に平行した南東から北西方向の流れが多い。

ウ. 地質

亀田半島地域には中生代の戸井層を基盤岩として中部中新統下部（川汲層・天狗沢層）、中部中新統上部（汐泊川層・八木沢頁岩層）、上部中新統～鮮新統（松倉集塊岩層・三森山層・中の沢層・黒羽尻集塊岩層・峠下火砕岩層・松倉川層・磯谷川火山砕屑岩類など）が分布する（鈴木・長谷川 1963；鴈澤 1992）。川汲層・汐泊川層・松倉集塊岩層は火山噴出物や頁岩からなる海成層であるが、松倉川層・磯谷川 火山砕屑岩類は湖成層及び陸成火山噴出物からなる。また、本地域には玄武岩などの貫入岩や半深成岩（石英斑岩など）が多く分布し、上記の中新統とともに熱水変質作用をうけている。

川汲層（鈴木・長谷川 1963；庄谷・高橋 1967）は、川汲周辺に分布し、変質の著しいデイサイト質凝灰岩からなる。下限不明で、層厚は約 200m 以上、函館地区の天狗沢層（鴈澤 1992）は相当層。

汐泊川層（鈴木・長谷川 1963；鴈澤 1992）は、亀田半島南部の広い範囲に分布する。川汲層を整合に覆い、海成の硬質頁岩と泥岩の互層からなり、玄武岩質の枕状溶岩を含む。またドレライト（K-Ar 年代は 12.2Ma：広瀬ほか 2000）の貫入をうけている。層厚は約 500m 以上。函館市南茅部南部の八木川頁岩層（庄屋・高橋 1967）は相当層。

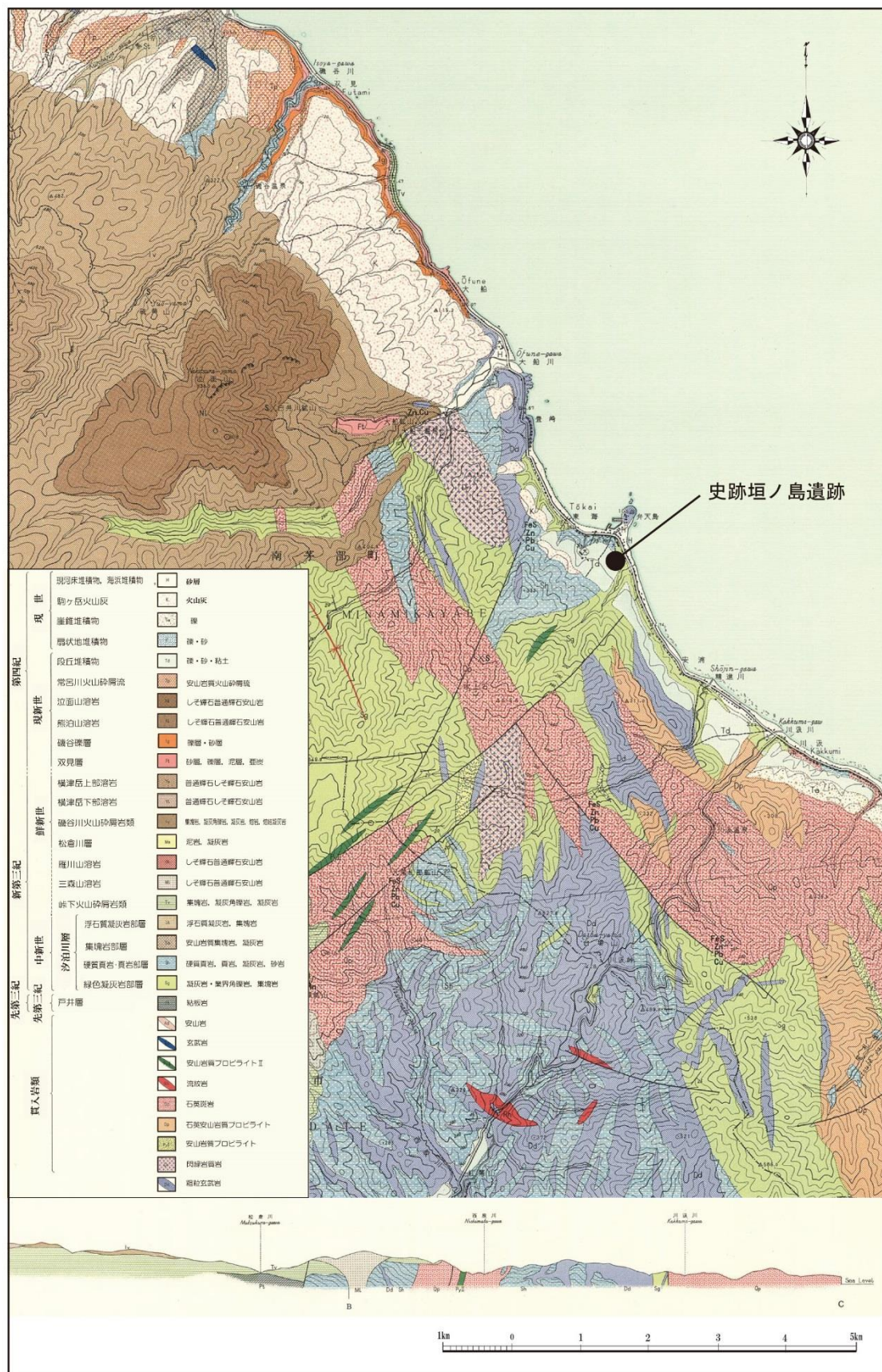
松倉集塊岩層（鈴木・長谷川 1963）は函館市北東部に分布し、汐泊川層を不整合に覆う。主として安山岩質及び流紋岩質のハイアロクラスタイトからなり、泥岩や頁岩を含む。層厚は 700m 以上。鴈澤（1992）による三森山層（FT 年代；12.0～7.4Ma）に相当。亀田半島西半部に分布する峠下火砕岩類（三谷ほか 1966；K-Ar 年代：1.9, 9.7Ma：広瀬ほか 2000）、鹿部町に分布する頁岩・凝灰岩からなる中の沢層や安山岩質ハイアロクラスタイトからなる中の沢層や黒羽尻集塊岩（K-Ar 年代：5.7Ma；新エネルギー総合開発機構 1988）、安山岩溶岩・同質火砕岩からなる木直層（庄谷・高橋 1976；K-Ar 年代：3.7Ma；広瀬ほか 2000）は相当層。

松倉川層（鈴木ほか 1969）は、函館市北東部に分布し、松倉集塊岩層を不整合に覆う湖沼成の礫岩・砂岩・泥岩からなる。層厚は 70m 以上。

磯谷川火山砕屑岩類（鈴木ほか 1969）は、亀田半島北部に分布する。陸成の溶結凝灰岩を含むデイサイト質火砕岩からなり、泥岩や砂岩を含む。凝灰岩の FT 年代は 5.1～1.1Ma（新エネルギー総合開発機構 1988；鴈澤 1992）。層厚は 500m 以上。

これらの地層の上位には、鮮新 - 更新統の火山岩類（横津岳下部溶岩・横津岳上部溶岩・泣面山溶岩など）が分布する（鈴木ほか 1969）。（注 2）

史跡垣ノ島遺跡の所在する臼尻地区は、段丘面を挟み、山側と海岸側には石器の素材となる硬質頁岩や頁岩の分布が広範囲に見られ、遺跡海側の段丘崖には「鳴り岩」と呼ばれる頁岩の露頭もある。こうした石材に恵まれた環境が、大規模な縄文集落が成立する一つの要因になったと考えられる。

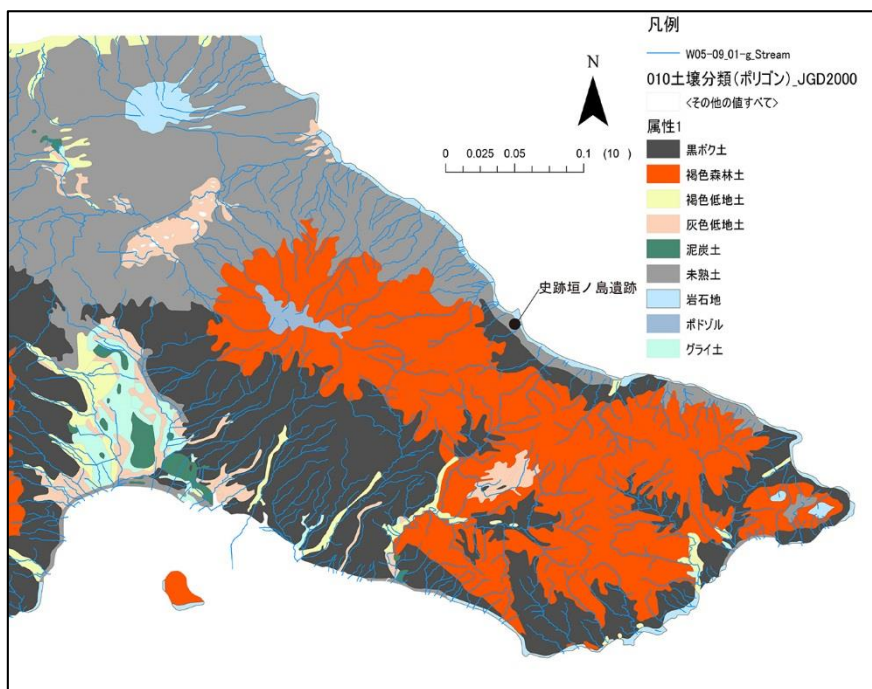


地質図

(北海道立地下資源調査所 1963)

エ. 土壌

史跡垣ノ島遺跡のある臼尻地区は、山域に褐色森林土が広がり、遺跡の南東側は海岸から約1kmに1～2kmの幅でクロボク土が帯状に分布する。遺跡のあたりから山すそにかけて黒ボク土地帯が帯状にみられることから、ススキやササなどの植物が広がっていたと推測されるが、これは里山など、ヒトの活動によって形成された可能性もある。

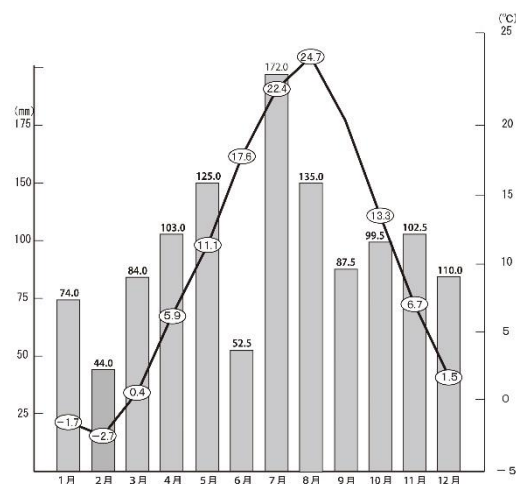


土地分類図（土壌図）北海道Ⅴ（渡島支庁・檜山支庁）

（国土交通省国土施策局国土情報課-昭和53年発行-）

オ. 気象

南茅部地域の気象に最も大きな影響を及ぼすのは海流と背後に迫る山塊である。この地域の気象は、対馬海流（暖流）や千島海流（寒流）の影響を受ける海洋性気候であり、夏季には海霧が発生しやすい。1976年以降のアメダス統計によれば、気温は、8月から9月にかけての盛夏でも26℃前後で、30℃を超える日はごくまれである。一方、1月から2月にかけては0.5℃から-9℃前後で、厳冬期でも-10℃を下回することは珍しく、年間の気温較差は小さい。降水量は、0～1.4 mm以下が多く、降水量の少ない函館の中でも特に少ない地域と言える。風は静穏な日も多いが、南西または南南西の風が年間を通じて多く吹き、冬は北西の風が多い。初雪は11月初旬で、降雪量は比較的少ないが、3月下旬には大雪となることがある。



月別平均気温・降水量平成22年

（資料：函館气象台提供）

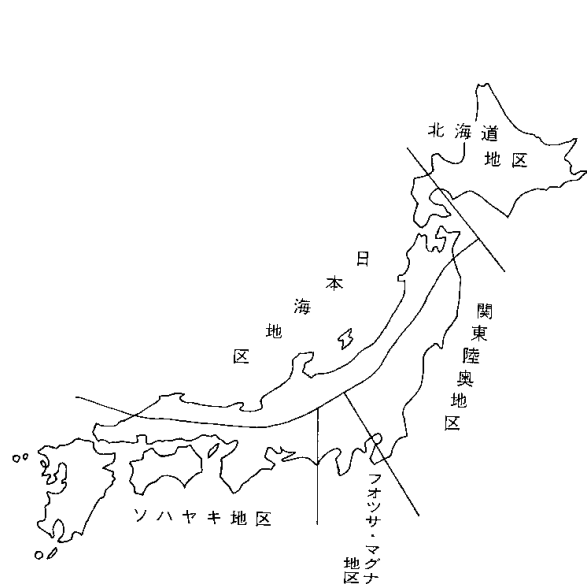
カ. 植生と植物相

南茅部地域の植物相全般は日本の植物地理学上の区系では「日本海地区」に属し、その北部に位置している。また、森林の組成を主体として考察された森林帯の区分では、中部地方から渡島半島にかけての地域を、ブナに特徴づけられることによって「ブナ帯」と称しているが、当地域はその北部に位置している。さらにまた、北海道植物区系では本州要素の濃厚な「南西小区」に区分されている。

道南各地と同様に、巨視的には多雪を特徴とする「日本海地区」に属しており、北海道としては本州要素の濃厚な地域とされてはいるが、対馬暖流の影響を大きく受ける日本海側（江差方面）とは、積雪量をはじめその他の気象条件にも微視的には若干の差異がみられ、本州要素の分布密度は必ずしも同一とはいえない。

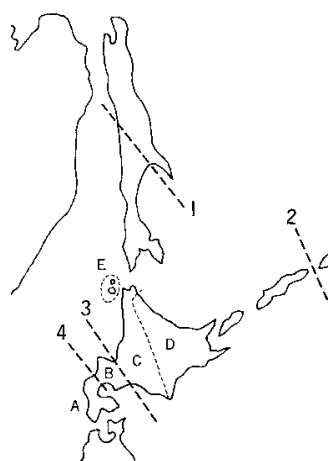
このように、南茅部地域の全般的植生と植物相は北海道とはいえ本州の延長線上にあつて、海岸に沿って街村状に発達している市街地と、これに伴う耕地、植林地を除いた全域のほとんどが夏緑広葉樹を主体とする自然林に被われ、植生は極めて豊かである。（注1）

本遺跡に関する丘陵地帯、海岸地帯及び遺跡周辺の植生と植物相は次のとおりである。



日本の植物区系

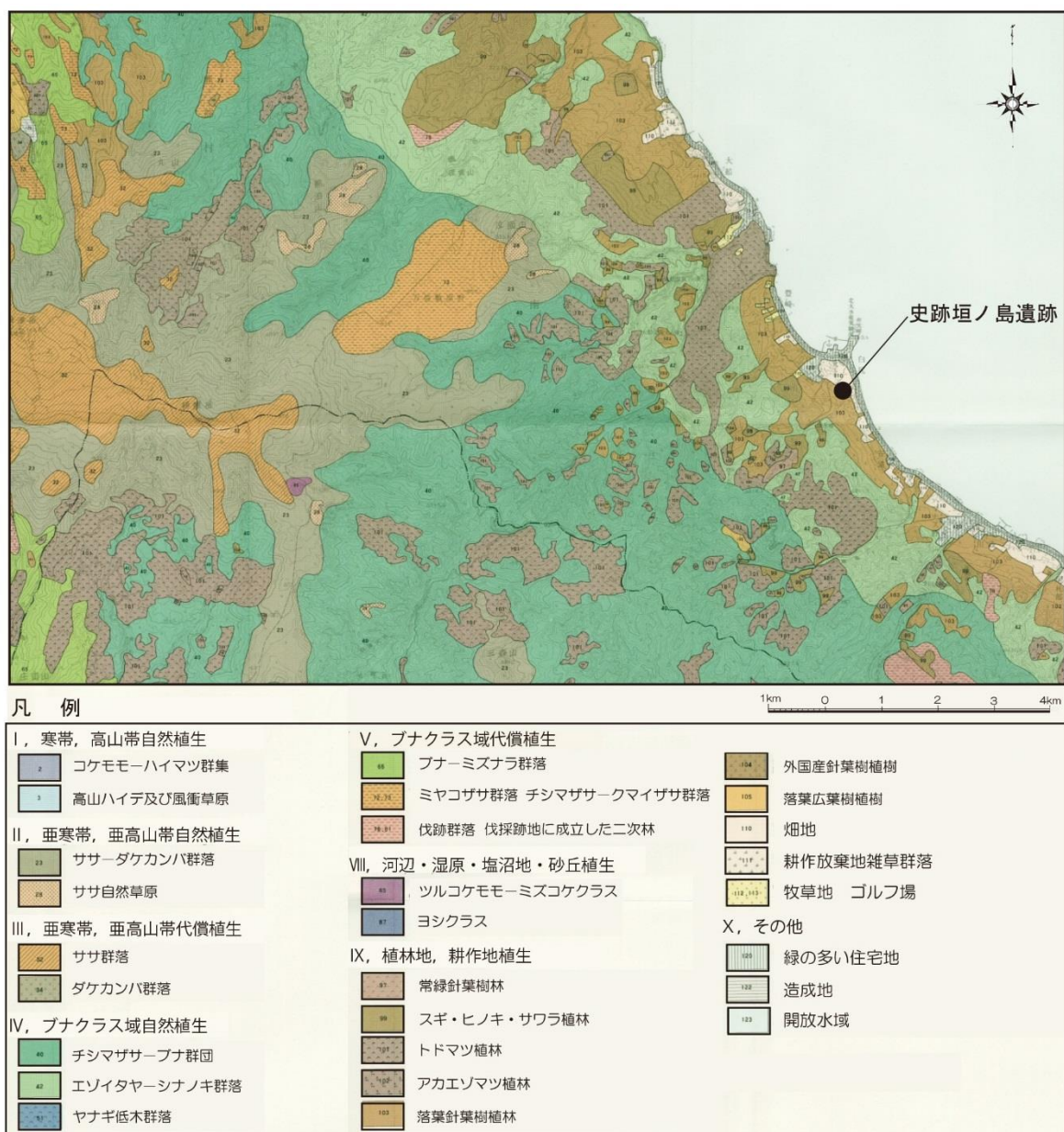
（『南茅部町史』上巻 1987）



- A 南西小区……渡島半島のほぼ全域にわたり、寒地北方系は山岳地帯を南下し、平地はブナ林植物群（本州系）が北上。
- B、C 中央小区……温帯植物が南西小区より北、東へ広がる経路に当たる。石狩低地帯により二分も可能。
- D 北東小区……中央背稜山脈以東。平地にエゾマツ・トドマツ林が発達する。また、サハリン、千島北方系の湿原植物に関連をもつ。
- E 利札小区……サハリンとの関連性が強く、また、固有種も多く、高山植物相を考案するうえで重要な地区。

北海道の植物区系の小区分

（『南茅部町史』上巻 1987）



周辺植生図

(本図は、「現存植生図『白尻』環境庁 昭和 59 年」に加筆した)

(7) 丘陵地帯

亀田山塊の中腹から海岸付近にいたる山麓地帯は、河川の侵蝕による起伏の多い緩斜面で、下部には若い二次林や若干の植林地、及び耕地を含んでいる。耕地の大半は居住地に近い台地に集中し、その面積は南茅部地域の僅か 9% に過ぎず、水田は全くない。スギ、トドマツ、カラマツを主体とする植林地は小規模ではあるが随所にみられ、母樹林（採種林）には立派な精英樹も少なくないが、これも南茅部地域の面積の 10% を越えていない。残余の広大な地域の大部分が夏緑広葉樹の自然林に被われている。しかし、南東部を除いては古い自然林に乏しく、北西一部はほとんどが若い二次林で占められている。

(イ) 海岸地帯（市街地を含む）

海岸線は太平洋に面して約 36 km に及んでいる。南東部の屏風岩付近から尾札部付近にいたる約 15 km の間は、亀田山塊からの緩斜面が直接汀線に迫って 30～80m の懸崖を発達させ、獅子鼻岬、立岩岬などの奇岩のそそり立つ海岸風景を形成している。したがって、植生と植

物相も海辺性より山地性、内陸性の目立つ環境が多い。北西部の黒羽尻岬、岩戸、豊崎方面の崖地は断続的で、また、後背地に耕地化の進んでいるところが多いこともあって、山地性より草原性、荒地性などの人里植物が目立っている。

(ウ) 遺跡周辺

遺跡周辺の自然植生は前掲の現存植生図に示すようになっている。遺跡は畑地と落葉針葉樹植林地（カラマツ）となっており人の手により開発が行われている。遺跡の時代は、現在の遺跡の周辺に見られる自然植生のエゾイタヤ・シナノキ群落があったと思われる。エゾイタヤ-シナノキ群落はエゾイタヤ、ミズナラ、ハリギリ、ウダイカンバ、カシワが主な高木となる。

(2) 社会的環境

ア. 人口

現在の函館市は、平成 16 年 12 月 1 日に函館市、戸井町、恵山町、榎法華村、南茅部町の 1 市 3 町 1 村が合併して 10 年以上が経過した。

函館市の人口は 269,628 人（男性 122,738 人、女性 146,890 人）で世帯数 143,206 人と、北海道内では第 3 位の人口を有する。このうち、南茅部地域は 5,718 人（男性 2,717 人、女性 3,001 人）、2,616 世帯で、大船遺跡が所在する臼尻町は 730 人（男性 350 人、女性 380 人）350 世帯である（平成 27 年 3 月 31 日現在）。

人口は年々減少傾向にある一方、65 歳以上の高齢者が占める割合は 3 割に達し少子高齢化を反映した人口構成となっている。

イ. 産業・運輸

主な産業別就業人口は、第一次産業では農業 551 人、漁業 3,657 人、第二次産業では 8,467 人、製造業 10,133 人、第三次産業では卸売業・小売業 24,670 人、医療・福祉業 16,040 人、宿泊業・飲食サービス業 13,121 人、運輸業・郵便業 6,712 人、生活関連サービス業・娯楽業 5,782 人などとなり、第三次産業が主体を占める。

主要な産業のうち、第一次産業では沿岸漁業を中心とした水産業が盛んで、漁業就業者は全道の 13.7%（平成 15 年度）を占め、合併後には道内でも有数の水産都市となり、養殖を含むコンブ漁やイカ、マグロなどの沿岸漁業による水揚量・水揚高ともに全道一で、タラ、タコ、ウニも全道トップクラスとなっている。特にコンブの水揚量は全国の 2 割を占めており、全国トップクラスである。

第三次産業では、伝統的建造物群や特別史跡五稜郭跡など歴史的な建造物や史跡が数多く存在し、夜景で人気の高い函館山の眺望など良好な景観や温泉施設などに恵まれ、国内屈指の観光都市である本市は、観光が基幹産業の一つであり、観光入込客数は約 482 万人（平成



函館山からの夜景

25 年度) で、一時期の減少傾向から増加傾向に転じている。平成 28 年 3 月に開業予定の北海道新幹線への期待や、アジア各地を中心に海外からの観光客数が年々伸びており、滞在型、通年観光型の国際観光都市を目指している。

古くから国際貿易港として開港した本市は、北海道の玄関口として港湾施設、空港、青函トンネルで繋がる鉄道を擁し、国道 5 号線をはじめ複数の国道の起点にもなっており、道内における運輸・交通の要衝である。海運では年間約 1 万 4 千隻、総トン数 3,380 万 8 千トンの船舶が寄港し、貨物の移出入は合計 3,450 万トン余り、輸出入は 160 万トン余りを数える。

また、青函航路のフェリーは 73 万人余りの旅客と 40 万台以上の車両を運んでいる。函館空港は国内 7 路線、国外 2 路線のほかチャーター便が運航し、旅客数は約 150 万人、貨物 9 千トンを運んでいる。鉄道路線では、青函トンネルを利用する鉄道では旅客約 150 万人、貨物約 460 万トンが往来し、J R 函館駅は延べ 115 万人以上の利用者を数える(平成 25 年度末)。

陸路では、国道のほかに北海道縦貫自動車道が現在隣接する七飯町の大沼インターチェンジまで延伸し、自動車専用道路の函館江差自動車道や函館新外環状道路が現在整備中である。

ウ. 交通アクセス

垣ノ島遺跡は、市内中心部から直線で北東へ約 25 km の距離にあり、函館市内からは道道 83 号線で山間を抜けた南茅部地域川汲町から鹿部町方向の国道 278 号尾札部道路(バイパス)沿い約 3.5 km の場所に位置する。鉄道が無いために各交通機関のポイントからは、バスを含む自動車による移動となる。遺跡までの主要なアクセスは次のとおりである。

- | | |
|-----------------------|--|
| ○ J R 函館駅～ | : 道道 83 号線 約 34 km 自動車で約 50 分 |
| ○ J R 新函館北斗駅(北海道新幹線)～ | : 道道 43 号線(大沼経由) 約 45 km 自動車で約 35 分 |
| ○ 函館空港～ | : 道道 83 号線 約 28 km 自動車で約 35 分 |
| ○ 函館フェリーターミナル～ | : 道道 83 号線 約 37 km 自動車で約 1 時間 |
| ○ 道央自動車道大沼 I C ～ | : 道道 43 号線(大沼経由) 約 45 km 自動車で約 50 分 |
| ○ 公共交通機関 | : 函館駅前より函館バス「臼尻小学校前」下車
バス約 1 時間 20 分 + 徒歩約 15 分 |



主なアクセスポイント

(3) 歴史的環境

ア. 函館市の概略

本市は、豊かな水産資源と自然の良港に恵まれていることから、古より海と共に繁栄してきた。中世には道南十二館の一つとして知られる志苔館が築かれ、江戸時代には北前船による交易で繁栄した。また、安政6年(1859年)には、幕府が長崎、横浜と並び日本初の国際貿易港として開港し、西洋文化の影響をいち早く受けた。さらに、明治維新の戊辰戦争の際には新政府軍と旧幕府軍との最後の戦いの舞台になるなど、日本の歴史上も重要な役割を果たしてきた。明治以降は北海道の玄関口として発展し、青函連絡船や青函トンネルの開通、現在では北海道新幹線開業(平成28年3月)を間近に控え、津軽海峡を挟んだ本州との交流の拠点としてさらに重要性を増している。

こうした恵まれた自然や地勢によって栄えた函館の歴史は、先史時代にも遡ることができる。現在、函館市域には322カ所の埋蔵文化財包蔵地が確認されており、旧石器時代、縄文時代、続縄文時代、擦文時代の各時期において人々が連綿と生活を営んできたことが分かる。特に本州との交流はさまざまに変化しながらもつながってきたことが遺跡や歴史資料から窺うことができる。

イ. 南茅部地域における縄文時代の主な遺跡

史跡垣ノ島遺跡の所在する南茅部地域は、噴火湾の入口に位置し、海と山と数多くの河川など自然資源に恵まれていることから、縄文時代早期(10,000年前)から晩期(2,300年前)に至る約8,000年の間に、88カ所の縄文遺跡が確認されている。これまで発掘調査を実施した遺跡は40カ所以上を数え、400万点を優に超える遺物が出土するなど数多くの学術的な成果が得られている。本地域を代表する遺跡は次のとおりである。

川汲A遺跡—中心市街地近くの川汲川右岸にある縄文時代早期の遺跡。当地域への定住の始まりを示す約10,000年前の押型文土器や竪穴住居跡等を検出した。一方、史跡大船遺跡と同時期の中期後半に40軒以上の竪穴住居跡を検出している。

垣ノ島B遺跡—垣ノ島川右岸にある縄文時代早期の遺跡。竪穴住居跡と土坑を検出した。150基以上検出した土坑のうち、土坑墓のひとつから、漆塗り髪飾りや漆を塗った糸を加工した編物状の装飾品等の漆製品が検出した。放射線炭素年代測定法により約9,000年前という年代値が得られ、世界最古の漆製品であることが判明した。

大船遺跡—大舟川左岸の海岸段丘上にある縄文時代前期から中期までの大規模な集落跡。これまでに100軒以上の竪穴住居跡が確認され、祭祀の場と考えられる大規模な盛土遺構を伴う集落や竪穴住居が、数百年間にわたり連続的に変遷していることが解明された。また、多量の土器・石器とともに、クジラやオットセイ、マグロ、クリなど当時の生業や食糧資源、豊かな生態系を示す資料も出土している。平成13年に国の史跡に指定された。

八木A・B遺跡—八木川左岸の海岸段丘に形成された縄文時代前期と後期の集落遺跡。上位の段丘面に形成された前期の集落には30基以上の土坑墓を検出した盛土遺構が存在し、盛土遺構が単なる廃棄の空間ではなく「送り場」として存在していたことが窺える。また、下位の段丘面に形成された後期の集落においては、所謂「地鎮山タイプ」と呼ばれる方形の配石墓を2基検出し、住居廃棄後の窪みからは注口土器と下部有孔土器(市指定有形文化財)が

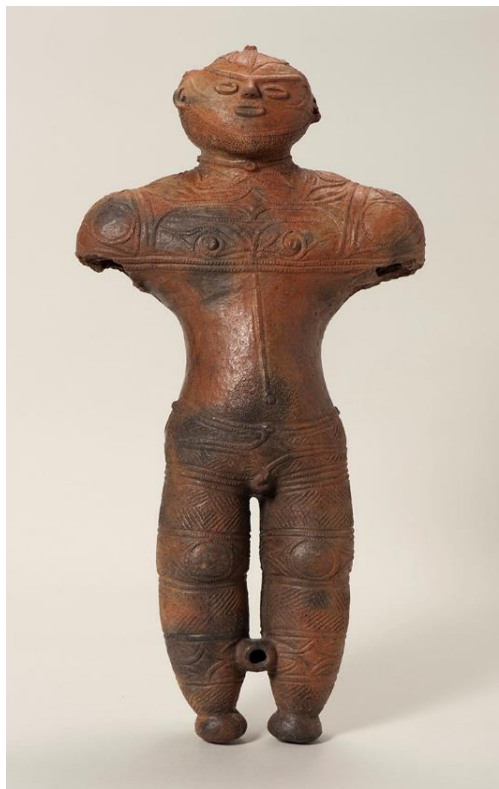
対になって出土するなど祭祀・儀礼に伴う遺構・遺物がみられる。

ハマナス野遺跡—川汲川左岸の低位海岸段丘上に形成された縄文時代前期後半の大規模な集落遺跡。200 軒を超える竪穴住居跡を検出した。代表的な住居に五角形のベンチ状段構造をもつ（日ノ浜型住居址）タイプが多数発見されている。廃屋墓からは副葬品とみられる木胎漆器やヒエ・クリの炭化種子も出土している。

臼尻B遺跡—垣ノ島遺跡北側の狭小な海岸段丘上に形成された縄文時代中期の大規模な集落遺跡。300 軒以上の竪穴住居跡を検出し、大船遺跡に見られる卵形を呈する竪穴住居も多数存在する。多量の青竜刀形石器や石棒、シカ絵画土器（市指定有形文化財）などが出土している。

磨光B遺跡—縄文時代後期の集落遺跡。遺跡の西側には著保内川，東側には築上川の小河川が流れる。竪穴住居跡と掘立柱建物跡，集石，ストーン・サークルを確認した。作業場とみられる掘立柱建物跡の内部からは浅い炉状の土坑とアスファルトの塊がセットで出土し、アスファルトを加工した工房跡と考えられる。なお、アスファルトは秋田県産であることが判明した。

著保内野遺跡—昭和 50 年(1975)の夏に，地元の主婦により畑の耕作中に偶然土偶が発見され，発掘調査で縄文時代後期の遺跡であることを確認した。土偶は中空土偶で，高さ 41.5cm と国内最大級でかつ非常に精巧で写実的な造形から，昭和 54 年(1979)国の重要文化財に指定された。平成 18 年(2006)の確認調査によって土偶の出土状況が確認されたことから，翌平成 19 年(2007)6 月 8 日に国宝に指定された。



著保内野遺跡出土 国宝「土偶」



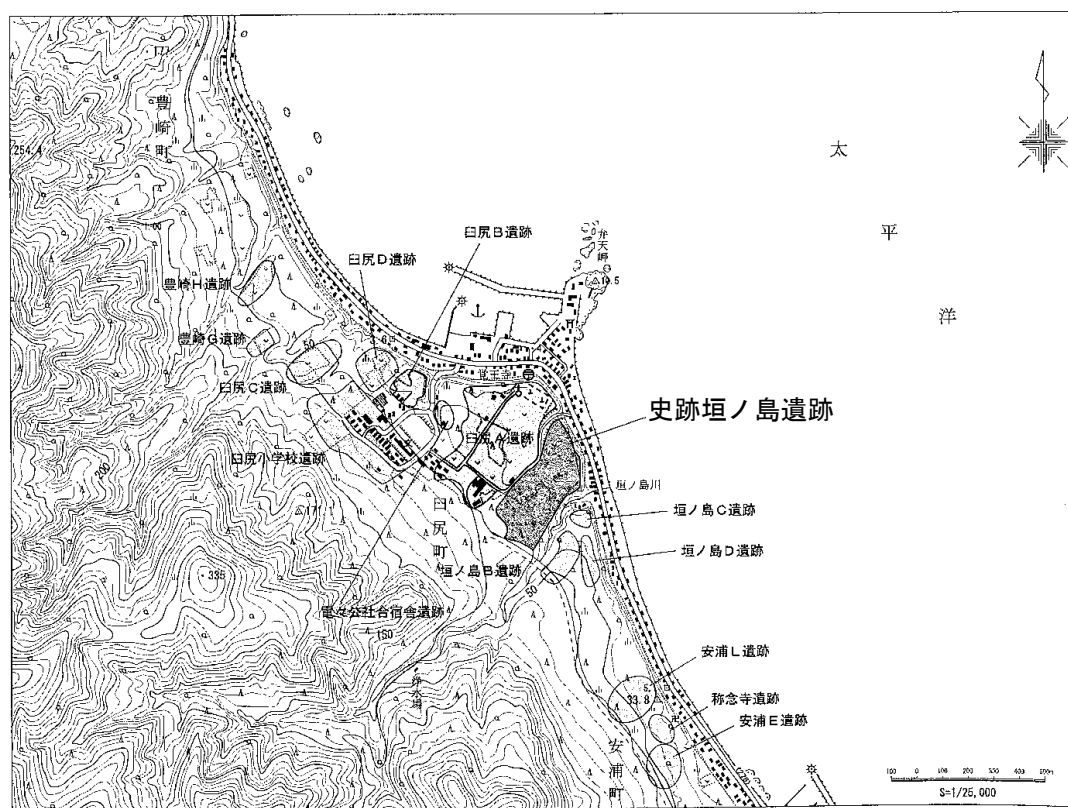
ハマナス野遺跡

ウ. 臼尻地区の歴史的環境

(7) 先史時代

史跡垣ノ島遺跡の周辺には多くの縄文時代の遺跡が分布している。垣ノ島川を挟んだ対岸には、縄文時代早期前半の土坑墓から漆の装飾品が出土した垣ノ島B遺跡や、後期の垣ノ島C・D遺跡が存在する。一方、遺跡の北西の沢地形（現市道）を隔てて、早期から後期の遺構・遺物が確認された臼尻A遺跡や電電公社合宿舎遺跡が隣接する。さらに0.8km北西の海岸段丘上には、中期を主体とする竪穴住居跡が330軒以上検出した大規模な集落跡の臼尻B遺跡が存在し、ここから中期後半のシカ絵画土器（函館市指定文化財）が出土している。さらに後期後半の「地鎮山タイプ」の配石遺構や特徴的な出入り口構造をもつ竪穴住居跡が多数検出した臼尻小学校遺跡や臼尻C遺跡が存在する。

このように縄文時代の遺跡が数多く存在する南茅部地域にあって、史跡垣ノ島遺跡周辺の臼尻地区は特に遺跡の密度が高く、かつ重要な学術的成果が挙げられている地区であり、本遺跡はその中心となる拠点集落と位置付けることができる。



史跡垣ノ島遺跡と周辺の遺跡分布図

(イ) 歴史時代

史料にみえる南茅部地域の歴史は、延宝5年(1677)、能登の飯田屋与五右衛門が八木浜（現尾札部町）へ漁業のために来住したことに始まるとされる。近世には商場知行制に基づく松前藩の箱館六箇場所（持場）中最大の場所である尾札部場所に含まれる。尾札部場所は南茅部地域の中央東寄りを流れる八木川と尾札部川の間を拠点に、東は亀田半島東端、西は松屋崎（現森町砂原地域）で、約62kmの海岸線に設定されていた。近世には松前藩主直轄領、松前藩の重臣新井田家の知行地や幕府直轄地などになっていた。尾札部と臼尻には和人とアイ

ヌの人々との交易場所である運上屋があった。産物はコンブ・ノリ・ニシン・イリコ・干鰯・魚油・オットセイなどで、恵山岬から木直までの約 12km の険しい断崖の続く前沖は、ブリ・マグロ・タラの有数の漁場で、尾札部川から西方の鹿部川下での磯浜は良質のコンブの産地であった。特に当地域の昆布は北前船の時代から白口浜真昆布と呼ばれ「天下昆布」、「昆布の絶品」(『蝦夷嶋奇観』)とされ、江戸時代には将軍への献上品とされた。

本遺跡が所在する「臼尻」の名称は、正保元年(1644)『正保御国絵図』に初出する。和人がこの地に来住したのは、享保 3 年(1718)に南部の人、東出屋多五右衛門がはじめとされている。

寛政 12 年(1800)、箱館六箇場所一円において和人の出稼ぎが増えたことから幕府はこれらと和入地と定め「村並」とした。文化 13 年(1816)尾札部場所から分離独立し、安政 5 年(1858)に正式に村となり、現南茅部地域の西半部にあたる板木・熊泊・磯谷を持場として含んだ。これを遡る文政期(1818～1830)には、南部三陸地方で発達したニシン建網(大謀網)が天保 10 年(1839)に尾札部の黒鷲岬沖と臼尻の弁天島沖に伝わったことから、当地域は北海道定置網漁業発祥の地となった。尾札部地区の黒鷲岬にはこれを記念する石碑が建立され、市指定史跡となっている。一方、臼尻地区には市指定史跡「東エゾ箱館在六箇場所臼尻会所跡」の碑が、現臼尻会館前に建立されている。

臼尻地区の前浜は、弁天島(現弁天岬)など複数の小さな岩礁が連なって沖合に突き出ており、西の茂佐尻崎までの入江は五百石船が潤掛かりのできる天然の良港として、コンブや魚粕・マダラの積出港として賑わったという。現在も良好な漁場であり、臼尻漁港を中心に市街地が形成されている。町名の「臼尻」とは、アイヌ語の「ウス」(湾)、「モシリ」(島=弁天島)が由来であろうという説がある。臼尻地区が弁天島と陸繋島を形成していることから名付けられたのであろう。文政 10 年(1827)『新鰯積送り証文』にはすでに「臼尻」の名称が使われており、安政 6 年(1859)の目加田守陰が描いた『延叙歴検真図』(函館市中央図書館蔵)でも臼尻村として弁天島会所、稲荷社などが描かれている。



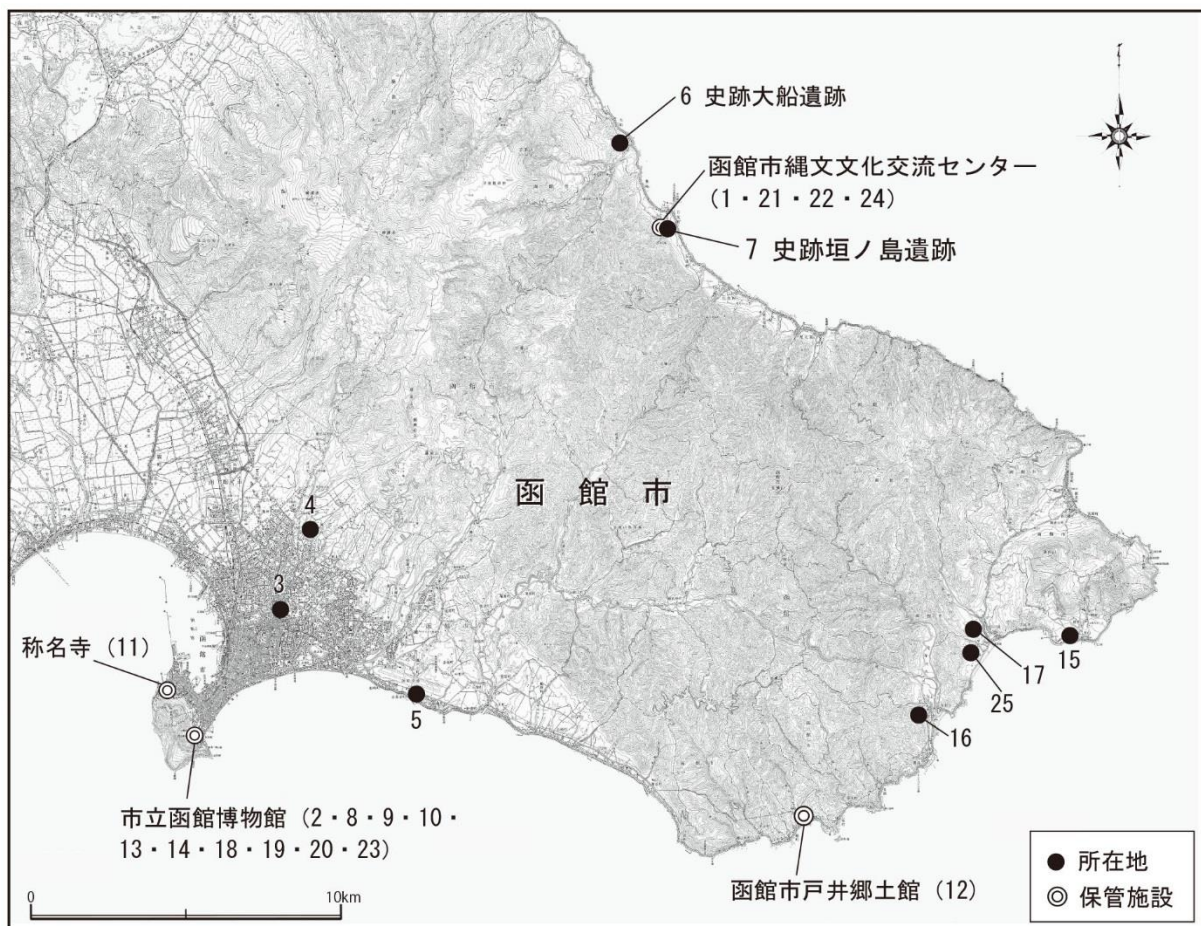
東エゾ箱館在六箇場所臼尻会所跡の碑

エ. 函館市の歴史的文化遺産

函館市には、平成 27 年度現在国指定文化財 15 件、国選定文化財 1 件、国登録文化財 18 件、北海道指定文化財 20 件、函館市指定文化財 88 件、合わせて 142 件の文化財がある。国・道指定の文化財は建造物や古文書、絵画など幕末から明治期にかけてのものが多く、地域性と併せ函館の歴史的特色がよくあらわれている。一方、「アイヌの生活用具コレクション」(重要有形民俗文化財)や「蝦夷国風図絵」、「アイヌ風俗 12 カ月屏風 1 双」、「アイヌ絵巻」(いずれも市指定有形文化財)など北海道を特徴付けるアイヌ文化に関する資料も見られる。

このうち縄文時代の指定物件は、国宝の著保内野遺跡出土の「土偶」1 件、国指定史跡は

「大船遺跡」，「垣ノ島遺跡」の 2 件，道指定有形文化財は「楸法華出土の尖底土器」，「日ノ浜遺跡出土の動物土偶」，「サイベ沢遺跡出土の遺物」，「住吉町遺跡出土の遺物」の 4 件，市指定の史跡は「日の浜遺跡」1 件，市指定有形文化財（考古資料）は「日ノ浜遺跡出土の硬玉製玉（晩期）」，「臼尻 B 遺跡出土『シカ絵画土器』」，「八木 B 遺跡出土『注口土器及び下部有孔土器』」，「ブラキストンの大形磨製石斧」，「豊原 4 遺跡出土の足形付土版等一括資料」の 5 件である。このほか先史時代の文化財としては，道指定有形文化財の「樽岸出土の石器」（旧石器時代），史跡「恵山貝塚」（続縄文文化），市指定有形文化財（考古資料）に「恵山貝塚出土品を中心とする恵山文化期骨角器製品一括資料 506 点並びに恵山貝塚出土遺物を中心とする恵山式土器一括資料 62 点」（いずれも旧能登川コレクション）（続縄文文化），「有舌尖頭器類 73 点」（旧石器時代）がある。



区分	No.	名称	区分	No.	名称
国指定			市指定		
国宝	1	「土偶」(縄文時代)	有形文化財 (考古資料)	18	「恵山貝塚出土品を中心とする恵山文化期骨角器製品一括資料506点並び恵山貝塚出土遺物を中心とする恵山式土器一括資料62点(いずれも旧能登川コレクション)」(続縄文文化)
重要文化財	2	「北海道志海苔中世遺構出土銭」(中世)		19	「日ノ浜遺跡出土 硬玉製玉」(縄文時代)
特別史跡	3	「五稜郭跡」(近世)		20	「有舌尖頭器類73点」(旧石器時代)
史跡	4	「四稜郭」(近代)		21	「臼尻B遺跡出土『シカ絵画土器』」(縄文時代)
	5	「志苔館跡」(中世)		22	「八木B遺跡出土『注口土器及び下部有孔土器』」(縄文時代)
	6	「大船遺跡」(縄文時代)		23	「ブラキストンの大型磨製石斧」(縄文時代)
	7	「垣ノ島遺跡」(縄文時代)		24	「豊原4遺跡出土の足形付土版等一括資料」(縄文時代)
北海道指定			史跡	25	「日の浜遺跡」(縄文時代)
有形文化財 (考古資料)	8	「樽岸出土の石器」(旧石器時代)			
	9	「楸法華出土の尖底土器」(縄文時代)			
	10	「日ノ浜遺跡出土の動物土偶」(縄文時代)			
	11	「板碑(貞治の碑)」(中世)			
	12	「板碑(戸井町の碑)」(中世)			
	13	「サイベ沢遺跡出土の遺物」(縄文時代)			
	14	「住吉町遺跡出土の遺物」(縄文時代)			
史跡	15	「恵山貝塚」(続縄文文化)			
	16	「女那川煉瓦製造所跡」(近世)			
	17	「古武井溶鉱炉跡」(近世)			

函館市における国・道・市指定の有形文化財（考古資料）・史跡所在地図

2. 指定に至る経緯

垣ノ島遺跡は、昭和 50 年代の一般分布調査によって縄文時代の集落跡として周知資料が整備され、すでに大規模な土堤のような高まりがあることが知られていた。本格的な発掘調査は平成 12 年度から 15 年度にかけて、遺跡の南側縁辺部で南茅部町埋蔵文化財調査団（当時）が一般国道 278 号尾札部道路改良工事に伴う緊急発掘を実施した結果、縄文時代中・後期の竪穴住居群や早期後半の墓域が発見され、遺跡の主体部と見られる舌状台地の先端付近ではさらに濃密な遺跡の存在が想定された。

そこで南茅部町教育委員会（平成 16 年 12 月の市町村合併以降は函館市教育委員会）は文化庁および道教委との保存に向けた協議を進め、平成 15 年度から 21 年度にかけて保存目的の発掘調査を実施し、遺跡の範囲と内容確認調査を行った。これにより先述の土堤のような高まりが後期初頭を中心とした大規模なコの字形の盛土遺構であること、また早期前半から後期後半の長期間にわたる各時期の集落や豊富な遺物などが確認されたことから、その保存の必要性が認められることになった。

本遺跡は渡島半島東部の縄文集落の長期的な変遷を示す代表的な事例であるとともに、北東北から北海道南部の拠点の縄文遺跡の典型を示すものである。

これらのことから、史跡垣ノ島遺跡は保存状態が良好なうえ、北海道のみならず東日本の縄文文化を代表する重要な遺跡であり、日本の歴史と文化を知る上でかけがえのない文化遺産であると位置付けられることから、平成 23 年 2 月 7 日に国の史跡に指定された。



垣ノ島遺跡史跡指定範囲航空写真（平成 26 年）

3. 指定地の現況

(1) 指定説明とその範囲

垣ノ島遺跡の指定状況は以下のとおりである。

指定年月日	平成 23 年 2 月 7 日
種 別	史跡
告示内容	平成 23 年 2 月 7 日付文部科学省官報第 11 号 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。 平成 23 年 2 月 7 日 文部科学大臣 高木 義明
名 称	垣ノ島遺跡
所在地	北海道函館市臼尻町
地 域	406 番 1、406 番 3、406 番 12、406 番 13、408 番 3、416 番 1、416 番 2、416 番 3、416 番 4、416 番 8、416 番 10、417 番 1、417 番 2、417 番 3、417 番 4、417 番 5、418 番、419 番 1、419 番 2、420 番、426 番 1、426 番 2、431 番、432 番、433 番、434 番 1、434 番 3、434 番 4、434 番 5、438 番、439 番、440 番 1、440 番 2、441 番 1、441 番 2、442 番、443 番、444 番、521 番 1、529 番 1、530 番 1、530 番 2、531 番、532 番、533 番、534 番 1、534 番 2、552 番、北海道函館市臼尻町 443 番と同 521 番 1 に挟まれ同 439 番と同 552 番に挟まれるまでの原野を含む。

指定面積：92,757.49 m²

指定説明

垣ノ島遺跡は、北海道南部の太平洋に面する海岸段丘上、東向き斜面の標高 32～50 メートルに立地する、縄文時代早期前半から後期後半まで長期間存続した拠点的な集落遺跡である。

平成 12 年度から 15 年度までの国道の建設に伴う発掘調査において、早期後半の足形付土版を副葬した土坑墓群と、後期後半の竪穴建物群が確認されたため、南茅部町教育委員会（現・函館市教育委員会）は平成 15 年度から 21 年度まで、遺跡の範囲と内容を確認するための発掘調査を実施した。

遺跡は、南北 500 メートル、東西 200 メートルに延びる舌状の海岸段丘上約 10 万平方メートルのほぼ全体に広がり、以下のような変遷を見せる。

早期前半にこの段丘上中央部に出現した集落は、早期後半には段丘上南西部に移動し、その南端部には足形付土版を副葬した 70 基を超える土坑墓群が形成される。

前期前半には、約 5,800 年前に噴火した駒ヶ岳を起源とする火山灰と軽石が、この地域一帯に厚さ 30 センチメートル前後堆積するため、遺物や遺構といった生活痕跡はまったく認められなくなる。しかし、前期後半になると、北海道南部ではこの時期独特の二段の床を有する竪穴建物群が、段丘上東側に広く形成される。

中期になると、集落は段丘上中央部から東側の段丘縁辺部まで広がり、本遺跡としては最も

集落域が広範囲になる。また、平面形態が隅丸方形を呈する竪穴建物の規模も最も大きく一辺 10 メートルほどになるが、腐植土があまり発達しない段丘上中央部一帯では、これらが窪地として現在も遺存している。さらに当該期は、出土土器から東北北部との交流も窺える。

後期の集落は、中期同様に段丘上中央部から東側に広がるものの、中期に比べてやや狭くなり、後期後半になると、段丘上南西部に移動して終焉を迎える。この後期について最も特筆すべきは、後期初頭から後期前半の短期間に、段丘上中央部からやや東寄りに形成される「コ」字状を呈した盛土遺構である。これは幅 25 メートルから 30 メートル、高さ 2 メートルほどの細長い盛土からなり、全体的な規模は南北 120 メートル、東西 100 メートルと極めて大きい。盛土遺構の内側は最大で 1 メートルほど掘削されており、その掘削土を盛ることで盛土遺構を形成したと見られる。盛土遺構本体には竪穴建物や土坑は認められず、盛土遺構の性格は判然としない。

ところで、この太平洋に面した海岸段丘は、約 10 キロメートルにわたって海岸線から山裾までの 500 メートル程度の間に、標高 30 メートルから 50 メートルの緩斜面を形成する独特な地形であり、駒ヶ岳が噴火した前期前半を除き、早期前半から後期後半までの各期の遺跡が高密度で分布している。

垣ノ島遺跡は、この海岸段丘上の多くの遺跡の中でも、早期前半から後期後半までの集落変遷が追える唯一の例であり、また、ほかのどの遺跡よりも規模が大きく拠点的な集落といえる。特に、早期後半の墓制や、前期前半に駒ヶ岳の噴火により生活痕跡が一時的に途絶えること、中期における東北北部との交流、後期初頭に大規模な盛土遺構が造成されること、さらには、後期後半を最後に遺跡がまったくなくなる事実等は、北海道はもとより、東北北部を含めた北日本における縄文時代遺跡の存り方を考える上で極めて重要である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(本文は、文化庁文化財部監修『月刊文化財』569 号[平成 23 年 2 月号]の史跡解説より転載した。)

(2) 指定地の現況

ア. 立地と概況

史跡垣ノ島遺跡の所在する台地は、北東側に比高差約 25m の段丘崖、北西側の現市道臼尻東海線となっている沢地形、南東側の垣ノ島川に面した急斜面に囲まれた標高 32m～50m の舌状を呈する海岸段丘で、南西側は山麓から延びる緩斜面に繋がり面積約 10 万 ha を有する。

市道臼尻東海線は、かつて河口部が V 字形切り立った崖面となっていた沢で、大雨などによる出水時には民家などに被害が出ていたとの証言があり、現在は湧水が暗渠を流れている。

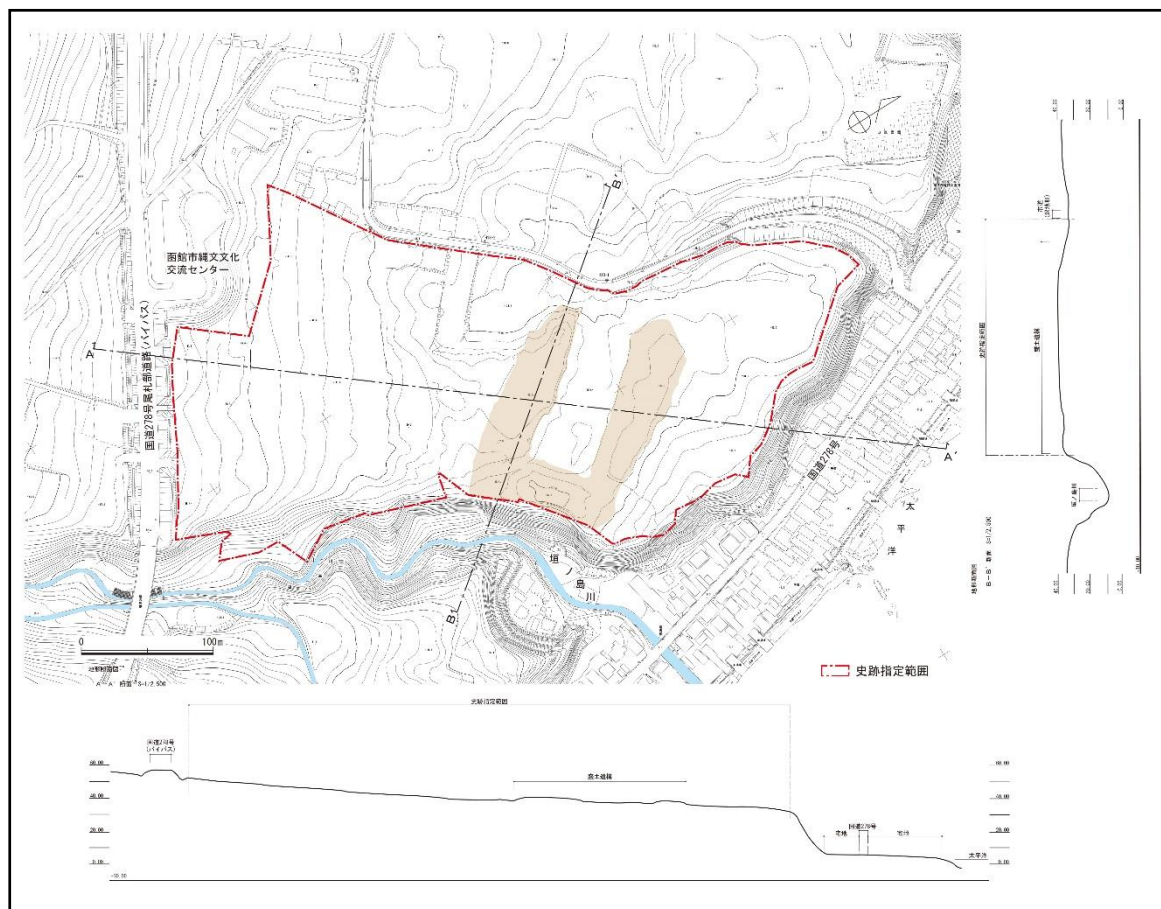
海岸段丘の崖面には地元で「鳴り岩」と呼ばれる巨大な頁岩の露頭が国道 278 号に面して存在する。国道 278 号はこの段丘外崖と海岸線に挟まれた狭小な低地に沿っており、道路脇には家屋や乾燥場などの漁業施設からなる集落が連なっている。海岸線は岩礁からなるが、ほとんどは漁業施設や護岸されている。垣ノ島川は流路延長 3.4km と小規模ながら、蛇行して V 字形に切り立った小溪谷を刻み、河口付近で袋状に開いた狭小な低地を形成している。なお、本河川の水質は良好で、上流には水源地があり、臼尻地区一帯に供給されている。



史跡北側の盛土遺構現況



史跡南西側現況



史跡指定範囲と地形断面図

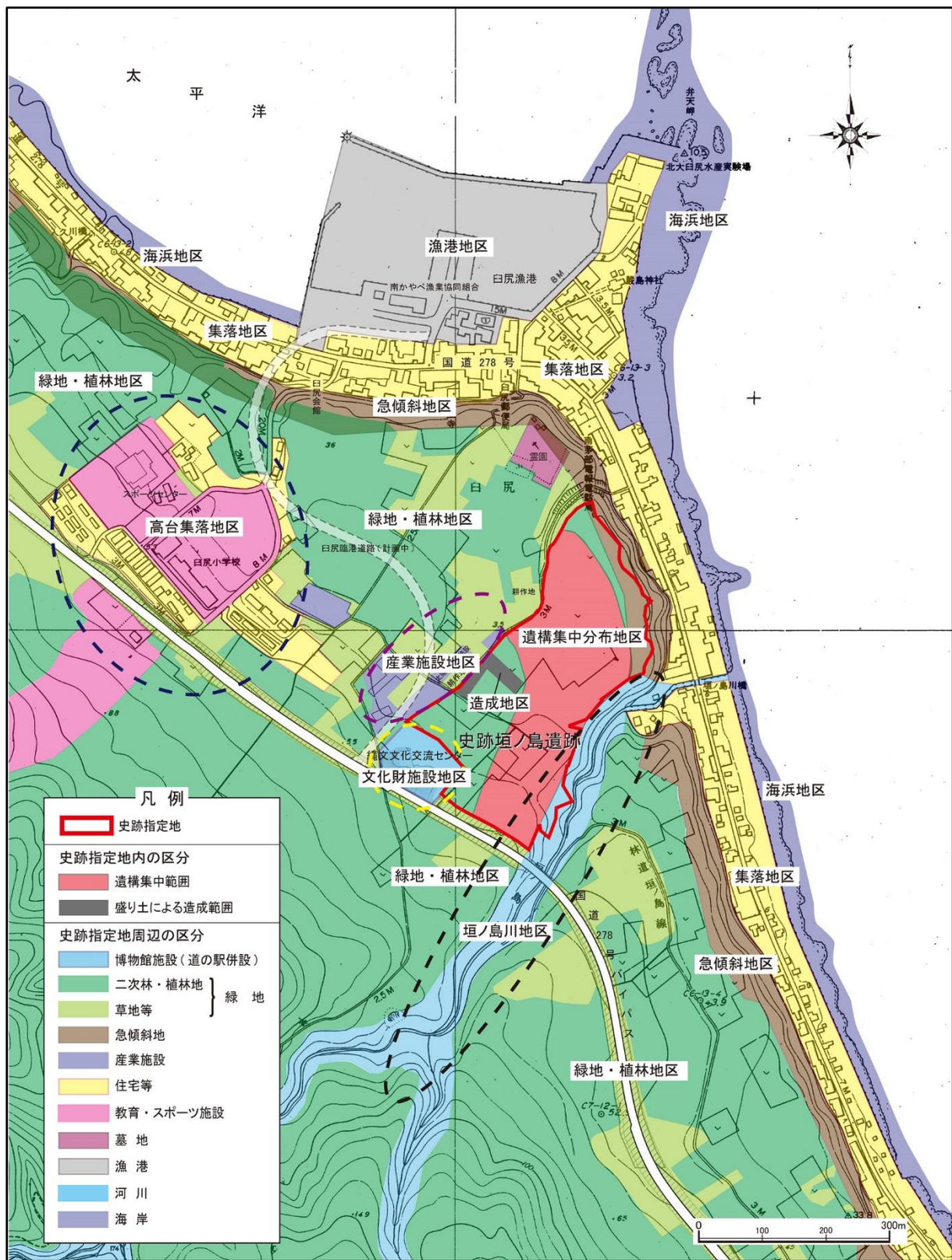
イ. 土地利用状況

史跡指定地内においては、多くの土地がかつて家庭菜園としての畑地やスギ・トドマツなどの植林地として利用されていたが、史跡指定後直ちに公有化したため、現在は植林地のほか実生木などの二次林や草地となっており、市道沿いの一部には資材置き場として利用された盛土による造成地が残る。なお、住宅などの建築物は存在しない。史跡地内および周辺地域の土地利用は次のとおりである。

史跡のある臼尻地区は、南茅部地域でも人口が多く集中する地区の一つだが、指定地の西側から南側の隣接地に木工所やコンブ乾燥場や倉庫、函館市縄文文化交流センターなどの建築物が点在し、高台地区にある集落は史跡から 300m ほど離れた臼尻小学校および函館市臼尻スポーツセンター周辺に市営団地や戸建の住宅が存在する。海岸段丘下には、史跡の北にある臼尻漁港を中心に国道 278 号沿い水産加工施設等や集落が連なる。一方、垣ノ島川はほとんど自然河川のままで周辺は植林と天然林が覆っている。さらに西側から南側の山麓は自然林よりも針葉樹の植林が多く、伐採後も植林され山林が維持されており、高台の平坦面や緩斜面においては大規模な造成や建物建設等の計画はない。

なお、史跡は、地図上で見る限り国道 278 号と同バイパスに挟まれ市道に隣接しアクセスしやすいようにみえるが、段丘下の国道からは隔絶され、国道から高台を結ぶ 2 本の市道は幅員が狭く急坂であり高台地区の利用者が少ないことから、交通量も限られる。バイパスはある程度交通量はみられるものの、最終工区が未着工のため全線開通までは現状のままの道路利用がしばらく続くものとみられる。

こうした高台地区のバイパスと臼尻漁港を結び、水産物の円滑な運送や通学路の安全確保、津波などの自然災害における避難路として、臼尻臨港道路が計画されており、一部は史跡の隣接地を通る予定である。



史跡周辺の土地利用区分図

ウ. 史跡指定地内の人工物

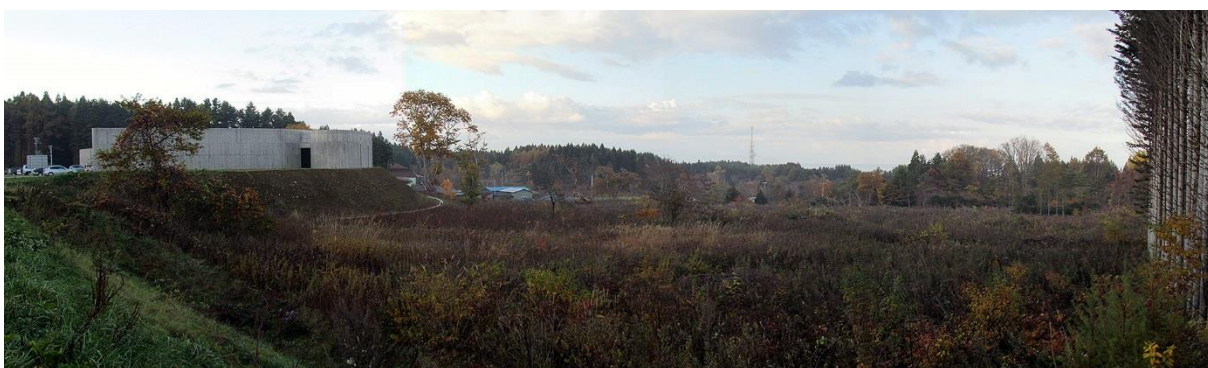
指定地内には建築物等は存在せず，指定地西側に盛土による造成地がある。なお，臼尻地区に供給している上水道管が指定地のほぼ中央を南北方向に埋設されている。

エ. 周辺地域の人工物

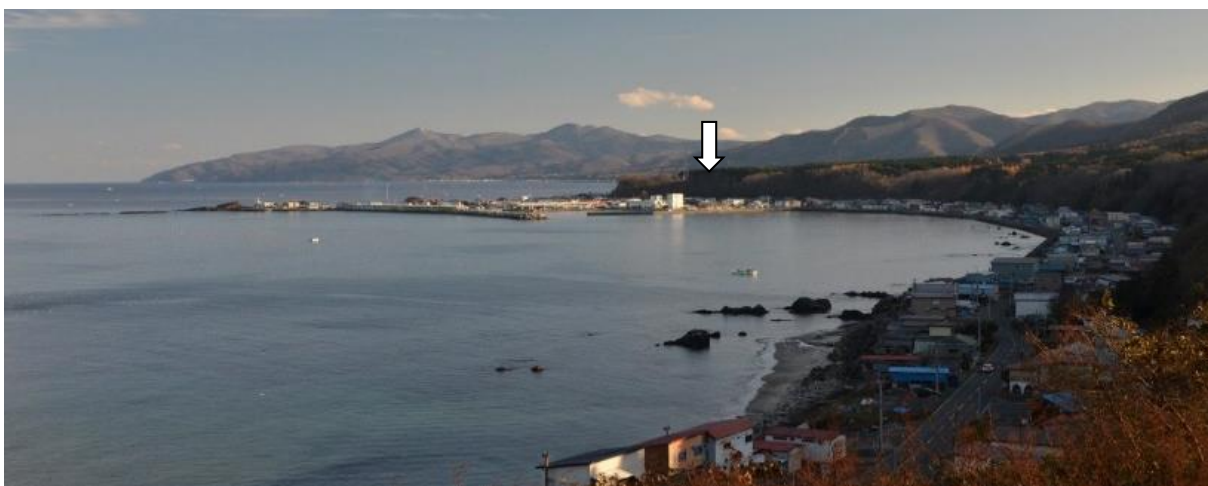
指定地に隣接地する人工物として，北から西側には市道臼尻東海線とこれに沿って電柱及び外灯が設置され，道路の対面には木工所やコンブ乾燥施設，太陽光発電施設がある。西端寄には製材用の倉庫がある。南側には，国道 278 号尾札部道路（バイパス）と道の駅を併設した函館市縄文文化交流センターがある。また，指定地の西側には，臼尻漁港臨港道路の整備計画が予定されており，最も近い部分で指定地から約 10m の距離となる見込みである。



史跡北西側より，市道臼尻東海線の左は史跡地，右は臼尻 A 遺跡



国道 278 号バイパスより，左は縄文文化交流センター，右は史跡地



臼尻地区北西側の豊崎地区の高台より史跡を望む

オ. 景 観

史跡は海岸段丘に位置しているため、指定地内からは木立の合間から北の海岸方向を望むことができるが、海岸沿いに形成される町並みは、段丘崖の直下のため視界に入らない。

南側の背後には眼前に亀田山地が迫り、植林されたスギやトドマツなどの針葉樹が多いものの、緑豊かな山林が広がっている。こうした山並みから視点を下げると、盛土して建設された国道 278 号バイパスや垣ノ島川にかかる橋の橋梁が視界に入るが、法面や道路周辺の草木が生育し、視覚的なインパクトは少ない。また、本道路と同一面に盛土して造成された函館市縄文文化交流センターは、指定地から高位置にあるコンクリート壁のため地点によっては視覚的なインパクトがある。

遺跡の北西側は市道臼尻東海線沿いには小規模な現代的な建築物がみられるものの、周辺は針葉樹の植林や二次林などの緑地も多いが、木立の上から大型の通信用鉄塔が聳えている。

概して史跡地周辺の景観は、隣接地に現代的な建築物等が点在するが緑地が多く、比較的良好に維持されているといえる。

カ. 動物・植物

史跡内および周辺には、エゾリス、キタキツネ、タヌキ、エゾシカやヒグマなどの野生動物が棲息する。樹木は、スギ、トドマツ、カラマツといった植林された針葉樹が大きく占めているが、同様に植樹されたクリやカツラ、クルミなどの落葉樹、イチイ、ツツジなどの庭木もみられる。また、ヤナギやイタヤカエデなどの二次林がみられる。草本類では、オオイタドリ、クマザサ、ヨモギ、シダ、ススキなどが多く繁茂するほか、セイタカアワダチソウなど外来種も繁茂する。



史跡から見た指定地西側の景観



指定地南側の亀田山地



史跡北端から見下ろす臼尻市街

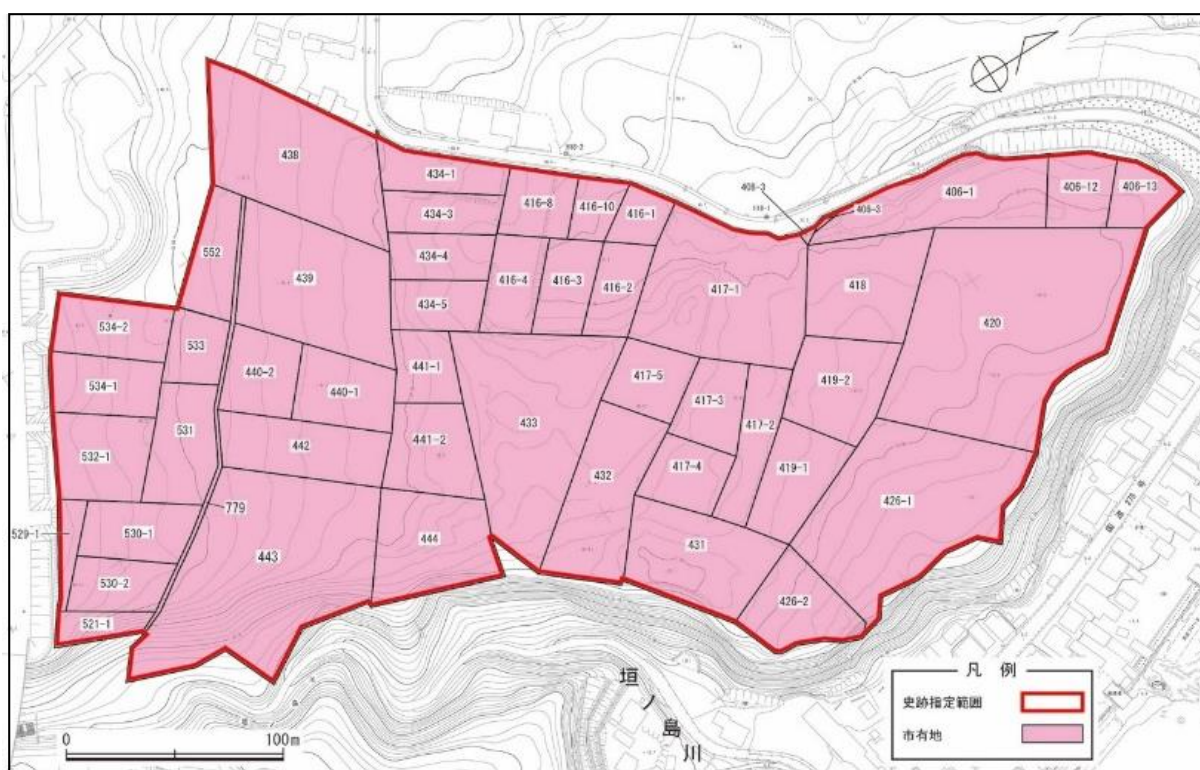


史跡南東を流れる垣ノ島川

(3) 公有化の状況

史跡指定地の所有区分は、平成 23 年 2 月の史跡指定時には 49 筆のうち国有地（財務省）の 1 筆を除く 48 筆は全て民有地であった。平成 24 年度の史跡垣ノ島遺跡公有化事業において国補助事業により民有地 48 筆（一部 25 年度に繰越）と、市単独により国有地の買い上げを実施し、全筆函館市所有として公有化を完了した。

なお、本事業に先行して、平成 23 年度に史跡地の一部と隣接地における筆界未定地の測量事業による面積の確定分及び、未登記であった国有地（函館市臼尻町 443 番と同 521 番 1 に挟まれ同 439 番と同 552 番に挟まれるまでの原野を含む、現臼尻町 779 番地）の登記に伴う測量の結果、史跡指定地の面積は指定時の 92,757.49 m²から 92,749 m²に変更となっている。指定後、ただちに公有化に着手したことから管理団体は指定されておらず、現在、49 筆、92,749 m²の指定地は、函館市が所有者として管理している。



指定地の地籍および公有化状況図

(4) 整備の状況

垣ノ島遺跡においては、現在のところ整備は行っていないが、平成 25 年度から整備を前提とした史跡内容確認の発掘調査を実施しており、早期の公開活用に向けて準備を進めている。

注 1：『南茅部町史』 上巻 南茅部町 1987

注 2：『日本地方地質誌 1 北海道地方』 日本地質学会 2010

第3章 史跡垣ノ島遺跡の価値

1. 発掘調査の内容

(1) 調査の経過

垣ノ島遺跡は、平成12年度から15年度にかけて南茅部町埋蔵文化財調査団が一般国道278号尾札部道路改良工事に伴って発掘調査を実施したところ、縄文時代早期から後期に至る集落遺跡であるとともに、縄文早期後半の足形付土版が副葬された墓域や、縄文後期後半の集落における住居の廃棄儀礼に伴う特殊土器の出土など貴重な発見が相次ぎ、多くの学術的成果が得られた。それらを踏まえ、平成15年度から遺跡全体の範囲や性格を確認するための発掘調査を実施し、大規模な盛土遺構の確認や時期別の土地利用の変遷等を捉えることができた。史跡指定を経て、平成25年度からは国庫補助事業により整備に資するための史跡内容確認調査を実施している。

これまでの調査の年次別事業内容は以下のとおりである。

年 度	区 分	概 要
昭和 53～54 年度 (1978～79)	一般分布調査	一般国道278号整備に伴い、縄文時代前期から後期の集落跡として周知資料整備。名称は垣ノ島A遺跡。(道教委)
平成 12～15 年度 (2000～03)	発掘調査	面積9,200㎡。竪穴住居跡37軒、墓を含む土坑730基等を確認。縄文早期後葉の墓から17点の足形付土版や、後期後葉の竪穴住居床面から朱漆塗り注口土器や香炉形土器など約89,000点の遺物が出土した。(南茅部町埋蔵文化財調査団(以下、調査団))
平成 15 年度 (2003)	内容確認調査	19 地点、面積計 200 ㎡。縄文時代後期初頭を主体とする「コ」の字形を呈する大規模な盛土遺構や、早期から後期初頭の竪穴住居を確認した。(調査団)
平成 16 年度 (2004)	内容確認調査	2 地点、面積計 24 ㎡。縄文時代前期後葉から後期前半の遺構や遺物を確認した。(調査団)
平成 17 年度 (2005)	詳細分布調査	面積約 14,300 ㎡を対象に盛土遺構を中心とした地下レーダー探査を実施した。盛土遺構に囲まれた内側に多数の遺構が存在する可能性が示唆された。(函館市教育委員会(以下、市教委))
平成 18 年度 (2006)	詳細分布調査	3 地点、面積計 19 ㎡。盛土遺構の屈曲部分に人為的な削平による道状の痕跡を確認した。(市教委)
平成 19 年度 (2007)	詳細分布調査	39 地点、面積計 225 ㎡。縄文時代早期前半から後期後半までの遺構・遺物を確認し、特に遺跡中央部には中期主体の竪穴住居跡が密集すること、東側の垣ノ島川に沿っては早期および後期の遺構・遺物が高密度に分布している様子を確認した。(市教委)
平成 20 年度 (2008)	詳細分布調査	3 地点、面積計 300 ㎡。盛土遺構の内側が整地・削平を受け、多数の遺構が重複していることを再確認し、盛土遺構の形成過程や全体の構造を捉えることができた。(市教委)
平成 21 年度 (2009)	詳細分布調査	18 地点、面積計 112 ㎡。遺跡全体における時期毎の集落変遷を捉えることができた。(市教委)
平成 22 年度 (2010)	史跡指定	名称を「垣ノ島遺跡」に変更。 平成23年2月7日付け官報告示により史跡指定。
平成 24 年度 (2012)	予備調査	史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会を設置。(市教委) カナダアルバータ州立大学A. ウェーバー教授と共同で、配石遺構擬定地の地下レーダー探査の予備調査を実施。地下遺構の存在する可能性が示唆された。(市教委)

年 度	区 分	概 要
平成 25 年度 (2013)	史跡内容確認調査	2 地点、面積計 96 m ² 。整地した地区から縄文時代後期前半期の配石遺構や土坑墓を検出したほか、水場擬定地から前期前半期とみられる土石流の痕跡を確認した。また、盛土遺構の詳細地形測量を実施した。(市教委) 史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会を 2 回開催。(市教委)
平成 26 年度 (2014)	史跡内容確認調査	12 地点(再調査含む)、面積計 232 m ² 。盛土遺構では旧地形が良好に保存されており、当時の状況を確認した。小丘地点で後期初頭の土坑や装飾品の出土を確認した。配石遺構では周囲にさらに多くの配石遺構が群集していることを確認した。(市教委) 史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会を 2 回開催。(市教委)
平成 27 年度 (2015)	史跡内容確認調査	16 地点(再調査含む)、面積計 182 m ² 。盛土遺構の調査に集約し、部分的に基底面まで調査し、規模が想定よりも大型で、さらに長期間にわたり構築されている可能性が示唆された。(市教委) 史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会を 2 回開催。(市教委) カナダアルバータ州立大学 A. ウェーバー教授と共同で、盛土遺構の地下レーダー探査を実施。(市教委)

(2) 調査の成果

ア. 平成 12～15 年度

一般国道 278 号尾札部道路改良工事に伴う緊急発掘調査を実施した。調査箇所は遺跡の主体となる台地中央の平坦面から約 200m 南に離れた標高 50m 前後の緩斜面にあたる。垣ノ島川寄りの調査区南東側からは、中期後半から後期後半にかけて 32 軒の竪穴住居跡と、プラスチック状土坑や土坑墓を含む 256 基の土坑、3 基の T ピットなど多数の遺構を検出した。

中期後半においては、同時期性のある遺跡主体部とは別の小規模な集落が形成されていたとみられること、後期後半の堂林式期においては、検出した 10 軒の竪穴住居跡から、立石を含む炉の形態や出入り口構造など住居構造を解明するうえで良好な成果が得られたこと、加えて住居床面からは、住居廃棄儀礼に伴う道具と考えられる朱漆塗り注口土器や香炉形土器など精巧な特殊器形の土器や、さらに周辺からは小型の板状土偶や土笛形土製品など、当時の精神性を示す貴重な資料が数多く出土し、それまで本地域では情報が少なかった当該期の様相が明らかとなってきた。

一方、さらに下層の包含層からは、早期後半(末葉)の東釧路Ⅳ式期を主体とした 474 基の土坑を検出した。これらのうち 76 基は土坑墓と認定され、さらにそのうち大型墓を含む 4 基から副葬品の足形付土版が合計 17 点出土した。全国的にも極めて出土例が少ない足形形土版のうち、当該期の資料は北海道の石狩低地帯周辺部に限定して出土していたが、渡島半島南部においてまとまって出土したことや、遺物の遺存状態が良く詳細な観察から、当時の墓域(墓制)や副葬品(葬制)の在り方について貴重な成果を得ることができた。

イ. 平成 15・16 年度

上記の貴重な調査成果を踏まえ、本遺跡の主体部と考えられていた台地中央部において、2 カ年にわたり緊急地域雇用創出特別対策事業を受けて遺跡主体部の内容確認調査を実施した。

平成 15 年度には 19 地点で合計 200 m²の発掘調査を実施したが、調査開始とともに、発掘および地形測量により、外形が 120m×100m以上に及ぶ大規模な「コ」字形を呈する盛土遺構の存在を確認した。盛土遺構は、周囲との比高差が最大 2m以上におよび、現地形で確認することができる。遺構の周辺からは縄文時代中期後半から後期初頭の竪穴住居跡 10 軒と屋外炉 2 基を検出し、多量の遺物が出土したことから、本区域に大規模な盛土遺構と集落跡の存在が明らかとなった。

平成 16 年度は、盛土遺構と周辺との関連を調べるために盛土遺構の北側の台地に 2 地点で合計 24 m²の発掘調査を実施した。調査の結果、両地点から中期前半の円筒土器上層式が出土し、合わせて 2 軒の竪穴住居跡と複数の土坑を検出し、盛土遺構の北側台地における土地利用の概要を把握した。

ウ. 平成 17～21 年度

これまでの調査成果に基づき、本遺跡の重要性について文化庁および道教委と協議を行い、遺跡の保存を目的とした詳細分布調査を国庫補助事業により実施した。

平成 17 年度は発掘調査に先立ち、盛土遺構および集落の概略を把握するため 14,300 m²を対象に地下レーダー探査を実施した結果、盛土遺構内側の平坦面（削平部）に多数の遺構が存在する可能性が示唆された。

平成 18 年度は、盛土遺構本体に関わる 3 地点、19 m²の発掘調査を実施した。調査の結果、盛土遺構の内側には昭和 4 年に降下した駒ヶ岳の軽石（Ko-a）が厚く堆積し、旧地形が現地形と比べてなだらかな斜面を呈することが明らかとなり、さらに盛土遺構が屈曲し窪んだ地形においては人為的な削平を受けたことを確認し、盛土遺構に伴う道（通路）の可能性が示唆された。

平成 19 年度は、緊急調査に実施した南東側から盛土遺構に挟まれた遺跡西半部の 40 地点で、計 225 m²の発掘調査を実施した。調査の結果、縄文時代早期から後期の竪穴住居跡 18 軒、土坑 8 基、Tピット 2 基を検出し、早期前半から後期後半にかけて長期にわたる集落跡の存在を確認した。さらに緊急調査で確認された早期後半の墓域や後期後半の住居群に対応する居住域が、垣ノ島川沿いの緩斜面に分布していることが明らかになった。さらに盛土遺構のすぐ西側の平坦面においては、現地表にみられる複数の窪みが、中期を主体とした竪穴住居跡の痕跡であることを確認した。

平成 20 年度は、3 地点、計 300 m²の発掘調査を実施した。このうち、盛土遺構に囲まれた平坦面の 2 地点の調査から、この区域が縄文時代当時の人為的な削平を受けていることや、遺構が密集して分布し、盛土遺構本体以外に多量の遺物が出土することを確認した。本地区の中で小さな高まり（小丘地点）が存在するが、配石遺構の検出や青竜刀形石器や石棒など祭祀儀礼に伴う遺物が出土し、本地点が削平時に意図的に削り残された空間であり、盛土遺構の主軸上に位置することから、盛土遺構や集落に伴う重要な空間であることが示唆された。これらの遺構・遺物は主に中期後半から後期初頭の盛土遺構と同時期性を示すものと考えられるが、さらに前期後半の竪穴住居跡やフラスコ状土坑も検出し、盛土遺構構築や削平が行われる前に存在したものとみられる。こうした成果から、これまでの調査成果と併せて、盛土遺構の時期や構造を概略的に捉えることができた。

一方、遺跡の南寄りに設定した地点においては、緊急調査時に検出した後期後半の堂林式期と同時期の竪穴住居跡を2軒確認したが、うち1軒からは深鉢形土器の上半部が床面に正立状態で出土しており、さきの住居廃棄の儀礼行為に伴う遺物と考えられるものであるとともに、当該期の居住域について新たな所見が得られた。

平成21年度は、遺跡の範囲確定のために台地の外周や、調査未実施だった海岸寄りの東側に18地点、計112㎡の発掘調査を実施した。調査の結果、各時期の竪穴住居跡9軒（うち焼失住居1軒）、土坑7基を検出し、遺跡の範囲を確定するとともに、台地全体の時期毎の土地利用を検討するための成果が得られた。

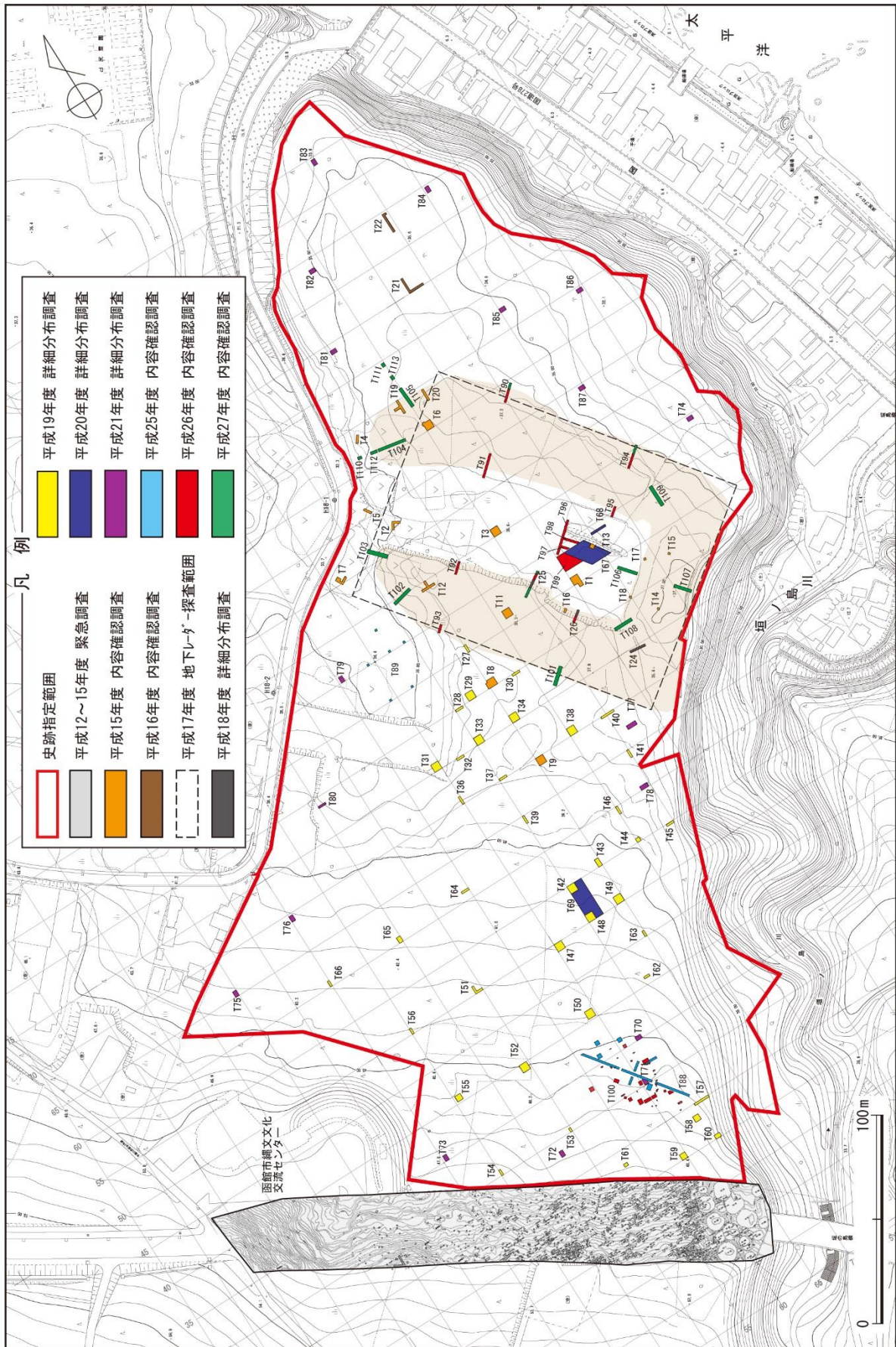
エ. 平成25～27年度

平成25年度は、史跡南東側の緩斜面において過去の調査と地表に数多く点在する大型礫から大規模な配石遺構が存在する可能性がある擬定地として調査を実施し、縄文時代後期前半と考えられる整地面の広がりをつえるとともに、配石遺構3基と漆塗膜片が出土した土坑墓1基を検出し、複数の配石遺構が存在する空間であることを確認した。また、史跡西側の窪み状の地点においては、史跡北側に向かう沢（現市道）から続く湧水点等の確認調査を実施したところ、沢地形や水場遺構等は検出しなかったが、前期前半期に発生したとみられる土石流の痕跡を確認した。また、次年度以降の調査に先駆け、盛土遺構の現況を委託により微細測量を実施した。

平成26年度は、まず盛土遺構の範囲や形状を確認するため盛土遺構の内側と外側の裾部分8地点の調査を実施した。その結果、盛土遺構の一部においてその範囲とともに、旧地形や遺存状態を確認することができた。また、削平部の小丘地点においては、その詳細な範囲とともに、周縁部に礫を配することや中央付近に後期初頭期の土坑1基を検出し、意図的な造作であることを裏付けることができた。

一方、前年度に引き続き、史跡南東側の配石遺構検出地点においては、さらに配石遺構が群集して分布することや、南側の外周に部分的な低い土堤状の高まりを確認した。こうした成果から配石遺構群として位置付けることができると考えられるが、全体としての配置や個別礫の配置の規則性、下部構造の解明などの課題が残されている。

平成27年度は、前年度に引き続き、盛土遺構の範囲や形状を確認することと、平成18年度に確認した盛土遺構屈曲部における通路状の構造の再確認を目的に、追加調査を含む16地点、計182㎡の調査を実施した。調査の結果、全体としての規模や形状をつえることができたが、当初想定していた規模よりも大規模で、長さが170m以上に及ぶことや、部分的に基底面まで発掘した地点からは前期後半の円筒土器下層式や中期前半の円筒土器上層式など、従来想定していた段階よりも古い時期の土器が出土するとともに、盛土遺構の基底面で重複する竪穴住居跡を検出するなど、構築時期や過程を再検討するための情報を得ることができた。さらに、盛土遺構北東部の先端付近で、土坑墓と考えられる人骨の可能性のある骨を伴う土坑を検出した。盛土の途中で掘り込まれていることから、同時期性を示すとともに遺構の性格・機能を検討するうえで重要な発見である。



年度別調査地点図

2. 史跡の本質的価値

(1) 長期にわたる定住性を示す拠点集落

南茅部地域のほぼ中心に位置する臼尻地区の海岸段丘は、垣ノ島川によって大きく二分される。史跡垣ノ島遺跡の所在する台地は、垣ノ島川左岸の海岸段丘上に位置し、北東側の段丘崖と南東側の垣ノ島川、北西側の沢地形に挟まれた舌状の台地で、南東側は山麓に続く緩斜面へと南北に延びる細長い地形を呈する。台地の北東側と中央には平坦面が広がり、北西側の沢地形から延びる浅い谷状の微地形が台地中央に向かって入り込み台地を二分する。

これまでの調査によって、縄文時代早期前半から後期後半のおよそ 6,000 年間にわたり、本台地が縄文人の生活の場として利用されていることが明らかとなったが、台地の利用は一樣ではなく、時期毎の特徴をみせる。

ア. 縄文時代早期・前期の遺構・遺物の分布

本台地の利用が始まる早期前半に標高約 36m の台地中央の平坦部付近に竪穴住居群が出現し、早期後半に垣ノ島川沿いに場所を移しながら竪穴住居群と墓域が形成された。墓域の中心からは大型の土坑墓を検出し、周囲に多数の土坑墓が分布している。そして大型土坑墓をはじめ 4 基の土坑墓から副葬品の 17 点の足形付土版が出土している。

これに続く前期前半には遺構・遺物は発見されず、約 5,800 年前の駒ヶ岳の大噴火により多量に降下した火山灰が生態系に大きな影響を与えたと考えられ、集落は一時的に断絶したことが窺える。

前期後半になると植生や生態系が再生され、再び集落の形成は活発となり、台地中央から東側の海側平坦部に濃密な竪穴住居群がみられる。

イ. 縄文時代中期の遺構・遺物の分布

中期には、前期後半に引き続き台地中央から海側平坦面の先端にかけて濃密な集落が形成される。前半には現地形に窪みが残る大型の竪穴住居跡をはじめ多くの住居跡が確認されており、集落の規模は前期を上回るものとみられる。

後半になると、主たる集落は前半と同様の分布を示す一方、この集落から離れた標高 50m 付近の垣ノ島川沿いの山側緩斜面に小規模な住居群も確認できる。この時期に画期となるのは、台地中央部で広範囲に及ぶ地面の削平・整地および大規模な盛土遺構の構築が開始されるとみられる。中心となる地点では、配石遺構や青竜刀形石器・石棒などの祭祀具とみられる遺物が出土しており、祭祀的な性格を持つ空間と考えられる。

ウ. 縄文時代後期の遺構・遺物の分布

後期初頭には、中期に引き続き台地中央寄りの海側の平坦面に構築した盛土遺構を中心に集落が形成され、盛土遺構の規模は最大になるとともに構築されなくなる。

前半から後半になると、盛土遺構のある台地中央付近の利用は途絶え、早期後半と同様に再び垣ノ島川に面した山側の緩斜面の利用が開始される。前半には標高 45m 前後の緩斜面を整地して土坑墓や配石遺構群が構築されることから、聖域としての空間利用が窺える。後期

後半には、この聖域とも呼べる空間を挟んだ南北それぞれの区域に住居群が形成される。また、後期後半の住居床面からは朱漆塗り注口土器や香炉形土器など特殊で精巧な土器が出土し焼失住居も多いことから、住居の廃棄儀礼が行われたものとみられる。

その後は、周辺の台地を含めて晩期以降の遺構・遺物は確認されず、以後、現代まで約 3,000 年間にわたって遺跡の形成は認められないことから、生活の場が海岸部の低地に移行したと推察される。

エ. 時期別による台地利用の変遷

次に台地を大きく 3 つの区域に分けてその利用状況を考察する。

(7) 山側緩斜面の利用

垣ノ島川に沿った標高 37m から 50m 付近の緩斜面における空間の利用は、早期と中期の一部、後期前半以降にみられる。早期後半の墓域や後期前半の配石遺構群など、聖域として利用するほか、中期後半と後期後半には居住域として利用され、垣ノ島川河口をやや遡った場所を船着き場などとして利用し、漁労や交易など外部との往来に利用したことが想定される。また、Tピットを検出していることから、前期以降に狩り場としての利用もみられる。

(イ) 中央平坦面の利用

ほとんどの時期において、西側の浅い谷地形を避けるような遺物の分布が見られ、谷の先端部にあたる標高 37m 付近の平坦面に竪穴住居跡が集中する傾向がみられる。これまでのところこの谷地形において湧水地などは確認されていないものの、水の利用や水切れの良さ、土石流の痕跡から推察して災害を避けるなど、一段高い平坦面は集落の立地として利用するには好適地とみられ、本遺跡で最も早い段階の早期前半にはすでにこの平坦面を選地している。

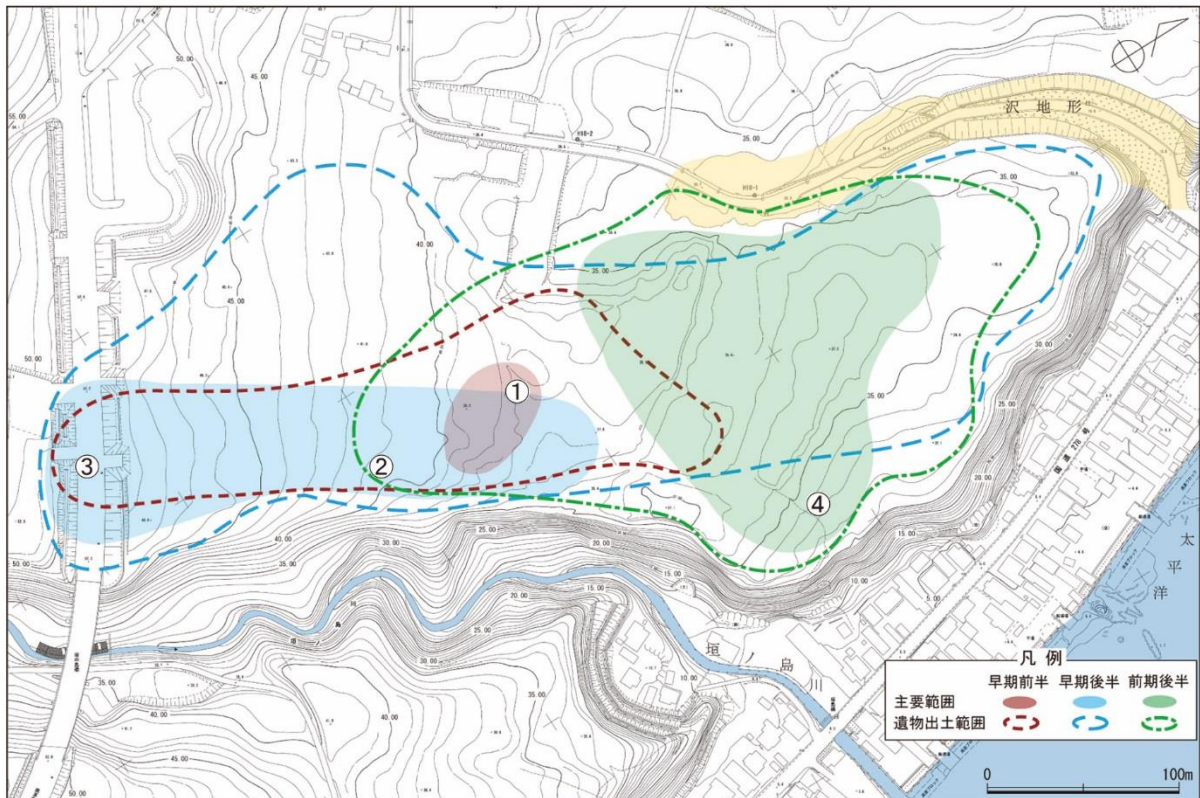
(ウ) 海側北東平坦面の利用

中央部から北東側の平坦面に大規模な集落の形成がみられる。これは前期後半から後期初頭にかけて継続的に利用されているもので、最終的には集落を囲むように大規模な盛土遺構が構築される。山側の緩斜面と比較すると、太平洋を眺望するには絶好の場所であり、垣ノ島川河口および北西側の沢地形の両方向から外部との往来が想定される。

オ. 南茅部地域における土地利用の典型

これまで 40 カ所以上の遺跡を調査してきた南茅部地域において、遺跡の在り方は概して次のような傾向にある。早期は山麓に近い比較的標高の高い緩斜面における土地利用が多く、前期から後期初頭の高密度な集落は、段丘の中央から海岸寄りを利用する傾向がある。後期前半以降は海岸寄りの台地利用とともに、早期と同様山麓に近い緩斜面の利用も多い。

こうした土地利用は、まさしく垣ノ島遺跡の土地利用の在り方にみられるものであり、地域の土地利用を典型的に示す縮図といえるものであると同時に、生業や居住空間、記念物の構築などあらゆる面で優位にあったのが本遺跡の立地する台地であり、長期間にわたり拠点となる土地利用が可能であったと考えられる。



時期別分布図1 縄文時代早期・前期



① T-9 早期前半の竪穴住居跡



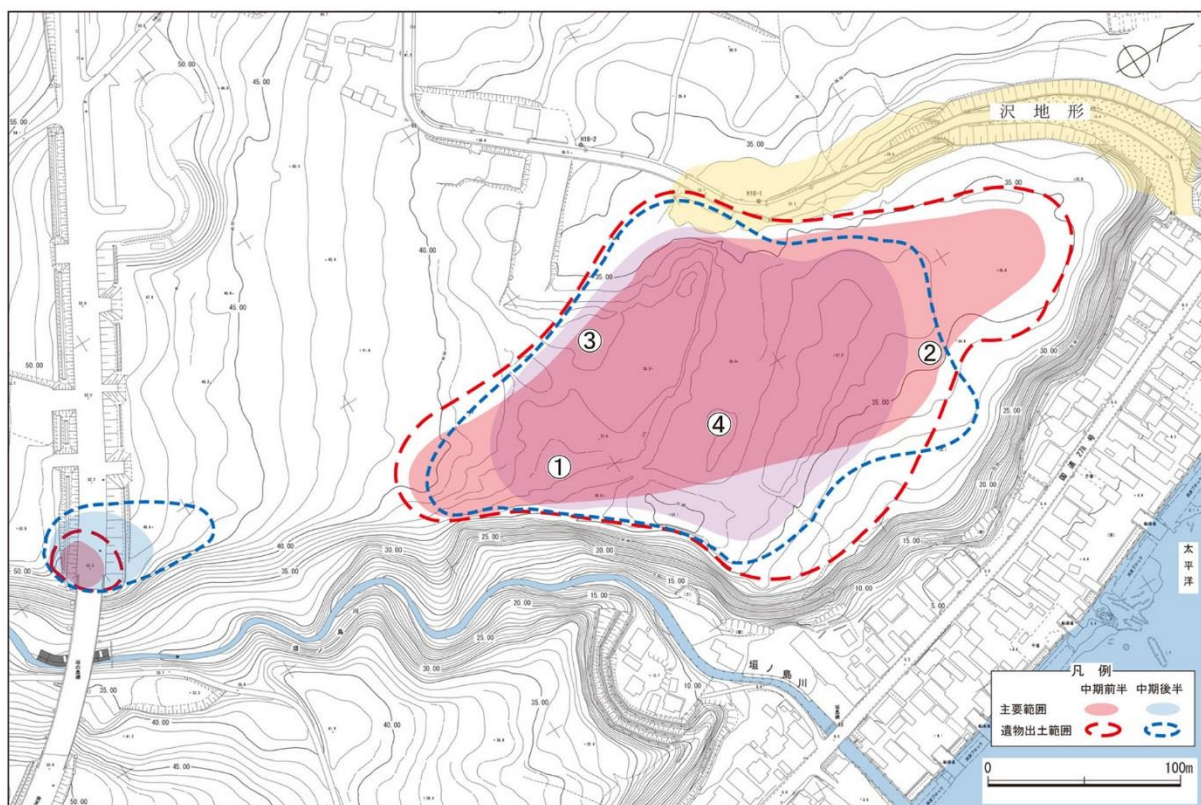
② T-49 早期後半の竪穴住居跡



③ 早期後半の大型土坑墓と足形付土版



④ T-74 前期後半の竪穴住居跡



時期別分布図2 縄文時代中期



① T-77 中期前半の竪穴住居跡



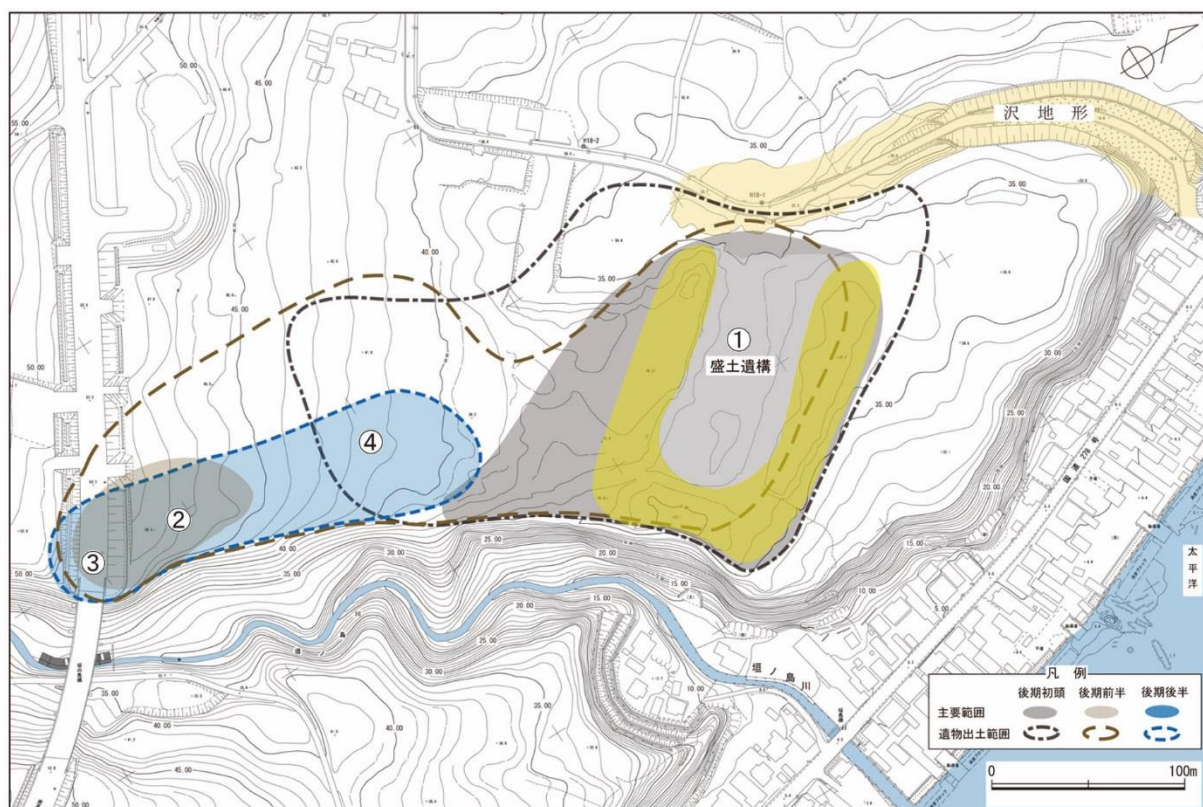
② T-85 中期の焼失住居跡



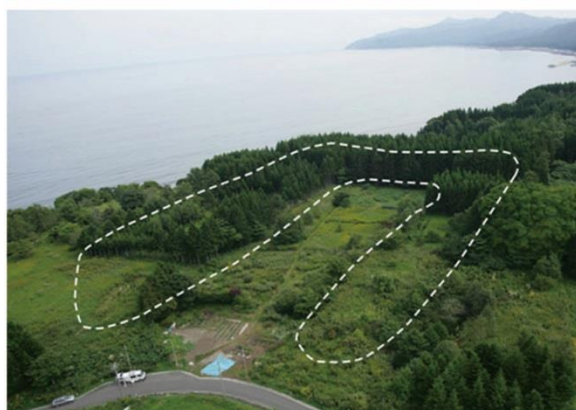
③ T-8 中期後半の竪穴住居跡と埋甕炉



④ T-67 小丘地点と出土した石棒



時期別分布図3 縄文時代後期



① 盛土遺構全景（北西から）



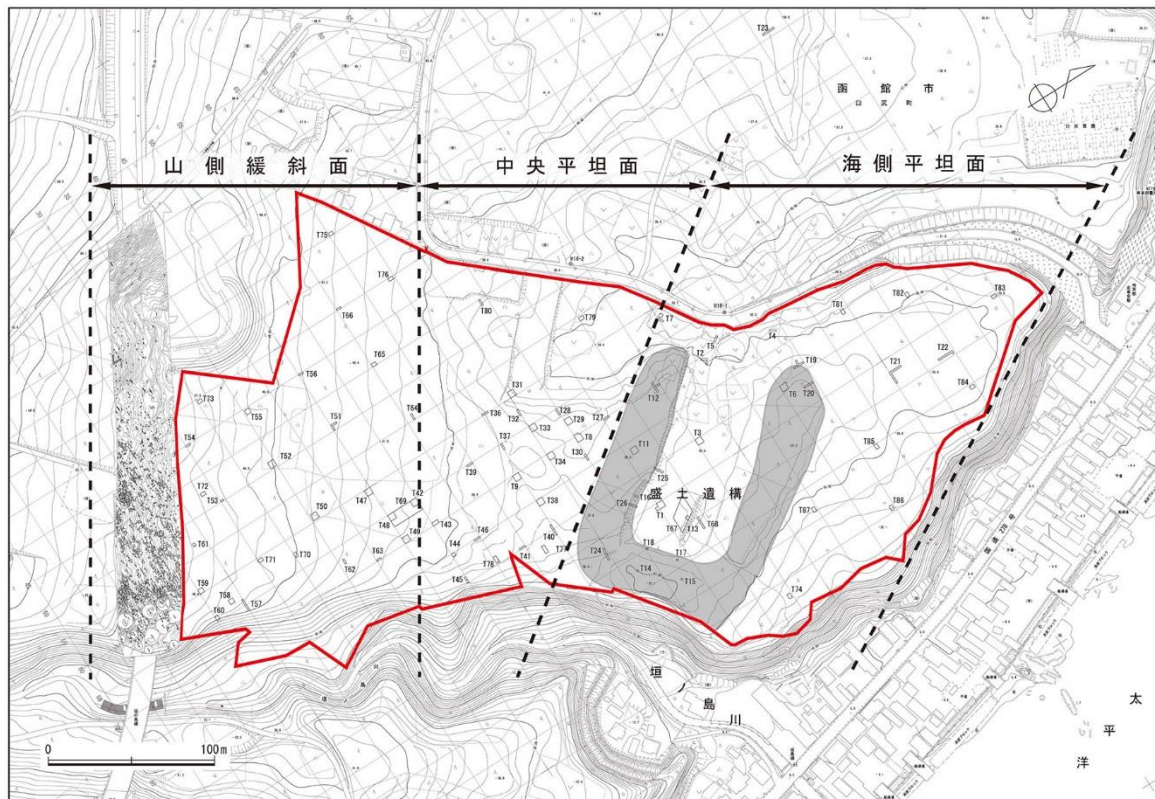
② T-88 後期前半の配石遺構



③ 後期後半の竪穴住居群



④ T-69 後期後半の竪穴住居跡床面出土土器



台地利用の区分

(2) 大規模な記念物－盛土遺構－

盛土遺構は縄文文化の研究対象としては比較的新しいもので、近年日本列島各地で数多くの類例が報告されているが、その分布は北日本に多く、縄文早期など古い時期から存在しており、大規模集落や記念物に伴う場合が多い。その規模や形状は遺跡毎に異なるが、特定の区域に人為的に土砂を盛り上げ、その中には夥しい遺物が包含されていることは共通する。その目的や用途についてはさまざまな所見があるものの、単なる土砂や遺物廃棄の場所ではなく、貝塚との類似点に着目して「モノ送り」など祭祀・儀礼に伴う空間とする見解が多い。特に本遺構から人骨を伴う土坑墓の可能性が高い遺構を検出したことは、盛土遺構の性格や機能を考えるうえで重要な発見である。

垣ノ島遺跡の盛土遺構は、長さ 170m 以上、幅 120m という大規模なもので、3 つの土堤状の盛土が「コ」字形に配された特徴的な形状となっている。高さは表土を含めた現況で盛土に囲まれた中央との比高差が最大 2m 以上あり、盛土そのものの層厚はおよそ 1m から 1.5m を測る。この盛土に囲まれた中央部は大規模な削平を受けており、盛土を形成する土砂の供給源となっている。また、盛土遺構の構築と同時期性のある竪穴住居跡をはじめ遺構が高密度に密集しており、概して集落を囲むような構造である。さらに盛土遺構の南東側の屈曲部（「接合部」と称する 2 つの盛土が直交する箇所）においては、人為的に削平して通路状の構造が存在し、盛土遺構（集落）の内と外を往来する場所と考えられる。また、盛土遺構の主軸線上には小規模に高まる地点（小丘地点）があり、配石遺構や祭祀・儀礼の道具である青竜刀形石器や石棒が複数出土しており、重要な祭祀的な空間と考えられる。

本盛土遺構の構築時期は、全体的に後期初頭のレンガ台式、天祐寺式を中心に膨大な遺物

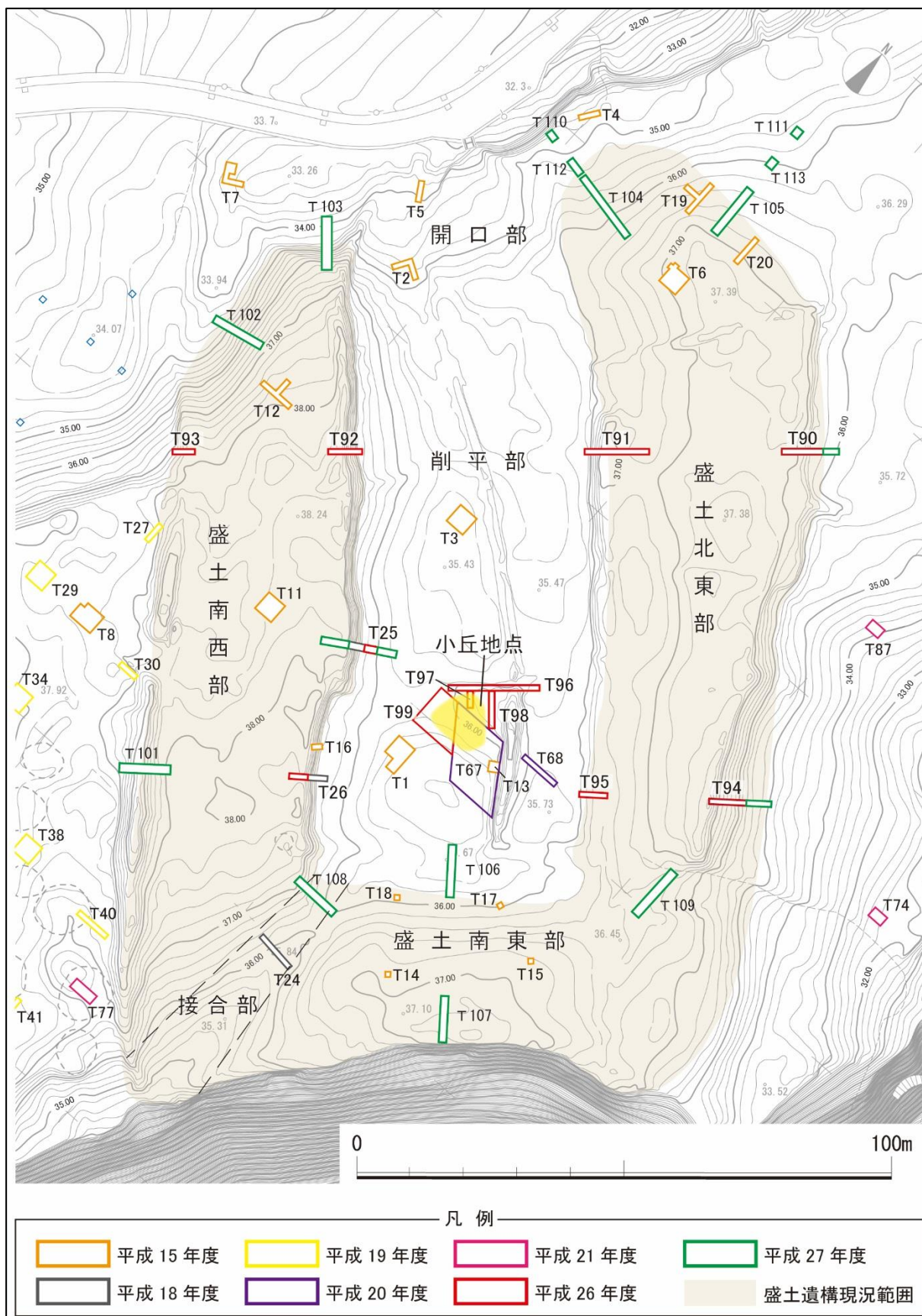
が出土するため、中期末葉から後期初頭と考えていたが、近年の調査成果から、中期前半や前期後半に遡る可能性が窺える。北日本においては、前期から中期の円筒土器文化期に大規模集落の形成や盛土遺構の存在が顕著になること、本盛土遺構が構築された地区は、前期後半から後期初頭まで連続的に大規模な集落が形成されていることから、集落の発展に伴い盛土遺構の構築が始まり、次第に計画的に大規模化し最終的に現在の形になったことも想定される。また、後期前半になると、本地区の利用は途絶えて標高 45m 付近の緩斜面に配石遺構群が構築されることは、この台地を利用していた集団の社会性や精神性が画期を迎えた現象を顕著に示すものと考えられることや、後期前半に道内各地で造られた盛土遺構や環状列石を含む大規模な記念物の系譜を考えるうえで非常に重要な位置付けができるものである。

史跡垣ノ島遺跡の盛土遺構は、集落と複合した当時の精神性を示す大規模な土木構築物として、今日なお視覚的に明瞭に確認することができる希有な記念物の事例である。

注：平成 20 年度に盛土遺構の内側を調査した結果、この部分の土が大規模な削平を受け、盛土に堆積する土の供給源と判断できるとの認識に至った。また、この内側には盛土構築と同時性を持つ住居跡やさまざまな遺構が存在し、この内側も従来の盛土と一体で捉えることが可能であるとの認識から、本書においてはこの内側を含む全体を指して「盛土遺構」と表現した。また、構造に関わる「接合部」、「小丘地点」などの表現は今後見直すこともある。



盛土遺構空撮（平成 26 年）



盛土遺構調査地点図



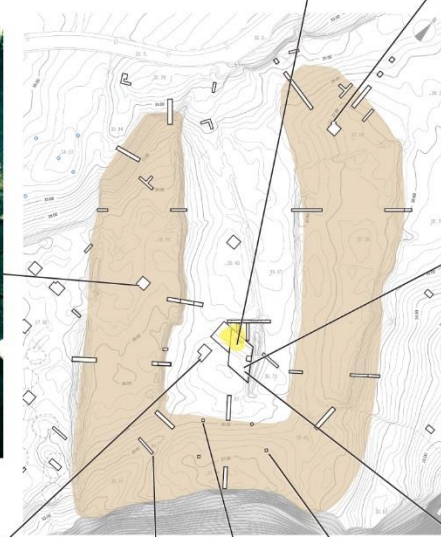
T-67 小丘地点と配石遺構（南東から北西の開口部方向を臨む）
削平部の主軸上に位置しており、緩やかな盛り上がりが現地地形から読み取れる。縁辺部から配石遺構（手前2基）を検出した。



T-6 盛土北東部の土層断面
盛土の先端部付近に当たり、基底面のIV層で傾斜した整地面が確認された。



T-11 盛土南西部の土層断面
盛土の堆積が最も厚い地点の一つ。



T-67 ローム層で確認された整地面
IIIb～V層が削平され、ロームの上にはロームベースの二次堆積層（XY層）が堆積する。



T-67 P-93 土層断面
縄文時代前期後半のフラスコ状土坑で、開口部は整地による削平を受け、覆土の下位には壁面崩落によるIV・V層が確認された。



T-1 削平部に重複する住居跡
削平部に5軒以上の住居跡が重なり、覆土から石組炉を検出している。



T-24 接合部の土層断面
削平部同様にIIIb～V層が削平され、VI層上面は窪んで固く締まる。トレンチ両脇からは2基の柱穴を検出した。



T-18 盛土南東部の土層断面
盛土の基底面から遺構を検出した。



T-15 盛土南東部の土層断面
盛土の基底面から遺構を検出した。

盛土遺構地点別状況

(3) 当時の精神性を示す遺構と遺物

垣ノ島遺跡の特徴として、長期間にわたる各時期にそれぞれ当時の精神性を示す遺構や遺物の存在が挙げられる。

ア. 早期後半の墓域と足形付土版

緊急発掘調査実施の際に、標高 50m 付近の緩斜面で縄文時代早期後半（末葉）の東釧路Ⅳ式期の合葬墓と考えられる大型の土坑墓とその周囲 3 基の土坑墓から、合計 17 点にのぼる副葬品の足形付土版が出土した。

足形付土版（手形付を含む）は、早期から晩期にかけて東日本各地で散見されるが、出土例は限定的で、19 遺跡 54 点を数える程度である。さらに早期末葉から前期初頭の同製品は、北海道の石狩低地帯周辺と渡島半島南部の函館から出土している 6 遺跡 31 点に限られ、中期以降の製品とは異なる特徴や出土状況から系統的には繋がらないとみられている。いずれも乳幼児から小児の足形、手形を粘土板に押しつけたもので、成人のものとみられる墓から出土している。時期や地域は限定されるものの詳細は未だ不明であるが、これらは子供に対する何らかの観念から製作、副葬されたと考えられ、当時の死生観に関わる精神性を示す貴重な資料である。本遺跡から 17 点もの一括資料を得られたことは他に例の無いものであり、当該期の拠点的な集落の在り方が窺える。

イ. 中期から後期初頭の盛土遺構と遺物

先述した盛土遺構においては、盛土遺構の中や小丘地点において、青竜刀形石器や石棒が比較的多く出土し、表採資料も多くみられることから、中期後半から後期初頭において盛土遺構で何らかの祭祀・儀礼行為が行われ、使用されたものとみられる。これらは多くの場合破損して出土することが多く、石棒においては焼成を加えられていることも少なくない。

青竜刀形石器については東日本各地から出土しているが、本州では研磨による精製品が多くみられるが、南茅部地域においては、ほとんどが未製品とみられるような粗雑なものであるが、垣ノ島遺跡をはじめ、史跡大船遺跡、臼尻 B 遺跡、川汲 A 遺跡など、ほぼ同時期の大規模集落において同様の傾向を示すものである。一つの地域、遺跡として見た場合はむしろ数量的には他地域に比べて圧倒的に多い。このことは生産地として他地域に供給するために製作されたものか、あるいは粗製状態で機能的には十分とされ、盛土遺構や集落において祭祀・儀礼が活発に行われたことを示すものかもしれない。

いずれにしても、こうした遺物の在り方は、当該期における拠点として位置付けることができるものである。

ウ. 後期前半の配石遺構群

後期前半の大津式期（十腰内Ⅰ式併行）には、標高 45m 付近の垣ノ島川に近い緩斜面において、配石遺構群が構築される。近代以降の耕作や植林等によって抜き取られた礫が地表に散乱していることや、平成 25・26 年度の調査の結果からみて、これらはおよそ 35m×20m の削平・整地を受けた空間に、大小複数の礫を組み合わせた配石遺構が群集しているもので、配石の形状や組み合わせ、配置などの規則性は捉えられていないが、部分的には列状に配置しているものもみられる。また、本地区の出土遺物は少ないが、大部分は後期前半に属する

と考えられるもので、ヒスイ製の垂飾品や、土坑墓からは漆の塗膜なども出土している。

この配石遺構群の位置付けとしては、後期初頭に盛土遺構の構築が最大化しかつ終焉を迎えた直後において、十腰内土器文化に伴う配石遺構の影響を受けたもので、社会性や精神性の転換を迎えたことが考えられる。さらにその後の後期後半の堂林式期において本地区を避けて集落を形成していることから、配石遺構群が構築後からしばらくの間、後世の縄文人に認識され、地域の中に記念物としての存在が知られていたと考えられる。

エ. 後期後半の住居廃棄に伴う遺物

垣ノ島川沿いの標高 50m 付近の緩斜面に、後期後半の堂林式期の 10 軒の竪穴住居跡を群集して検出し、これらのうち複数に火災の痕跡がみられた。住居の多くの床面や覆土下部からは、朱漆塗り注口土器をはじめ注口土器、香炉形土器、双胴注口土器、単孔土器、浅鉢、杯、ミニチュア土器などのほか胴下半部を欠損した大型の深鉢、各種石器類など豊富な数と器種の遺物が出土している。こうした状況は、他地域との類例や比較から住居廃棄に伴う儀礼行為に伴う遺物と考えられるもので、南茅部地域における当該期の豊富な情報を得られた好例となり、重要な位置付けができるものである。さらに標高 40m 付近の緩斜面においても同時期の竪穴住居群が存在し、床面から胴下半部を欠損した大型の深鉢が出土しているなど、当該期における台地の利用も活発であり拠点的な位置付けができるものである。

(4) 調査成果にみる遺跡の本質的価値

これらの調査成果から、垣ノ島遺跡の本質的価値は次のようにまとめることができる。

- 縄文時代早期前半から後期後半にかけて、遺跡の所在する台地において、土地利用の変遷を明確に捉えることができる希有な遺跡であり、一部の時期を除き、長期間にわたり人類の定住性を示す顕著な事例であること。
- 前期前半に発生した駒ヶ岳の大噴火に伴う多量の降下火山灰の影響により、一定期間生活の痕跡が途絶え、その後生態系の再生に伴い大規模な集落の形成がみられることは、人類と自然災害との関わりを如実に示す好例であること。
- 盛土遺構は、国内最大級である規模や独特の構造とともに、集落と記念物の変遷過程を示す重要な位置付けができること。さらに遺存状態が良好で、視覚的に明瞭に確認することができる希有な記念物として存在すること。
- 早期後半の足形付土版が副葬された墓域の形成や、後期初頭に最大化する盛土遺構、後期前半の配石遺構群、後期後半の住居廃棄儀礼がみられる集落の存在など、時期毎に当時の社会性や精神性を示す遺構・遺物が存在し、地域の拠点的な様相を示していること。
- 太平洋沿岸という地勢でつながる噴火湾を中心とした縄文遺跡の一つとして、当時の精神性を顕著に表す大規模記念物の存在を介してゆるやかに結びついた地域社会の様相を示す地域における重要遺跡として価値付けられること。



平成 20・21 年度調査出土土器



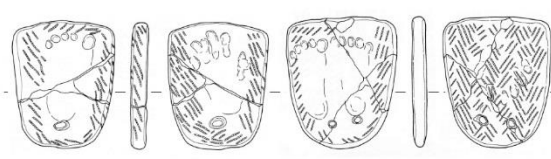
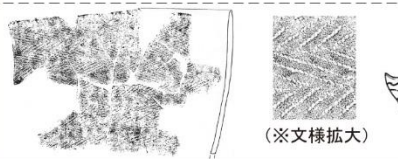
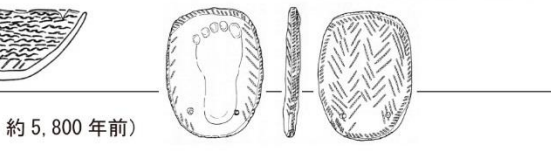
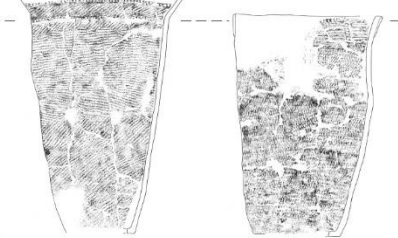
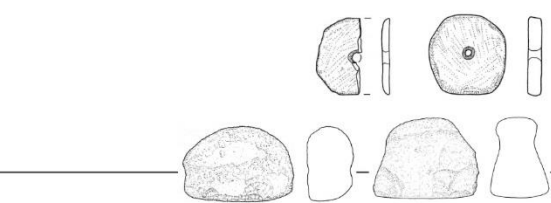
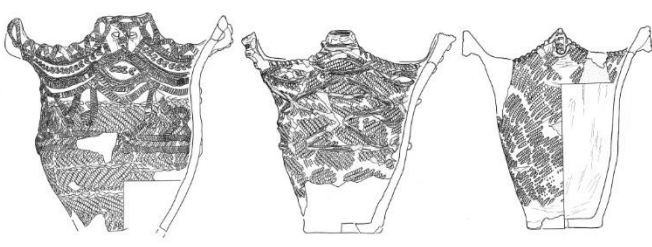
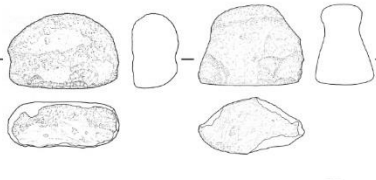
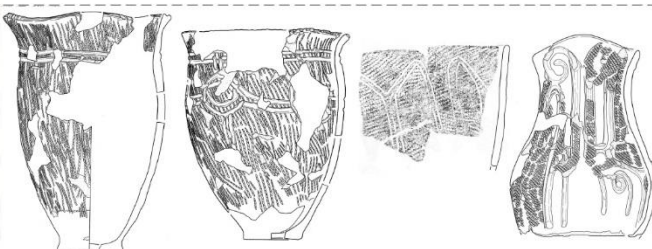
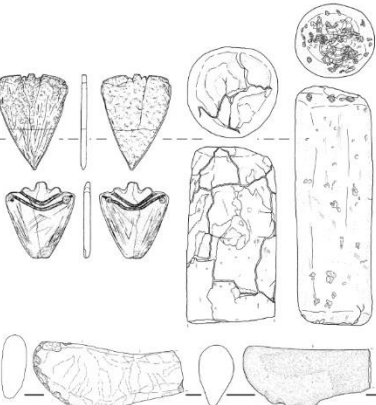
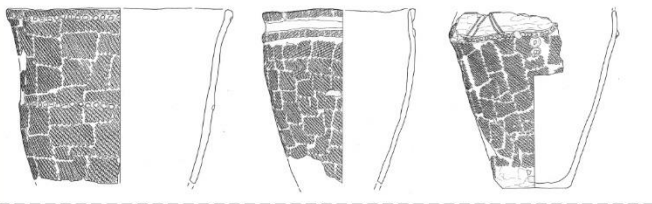
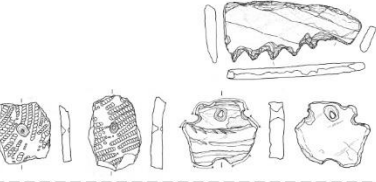
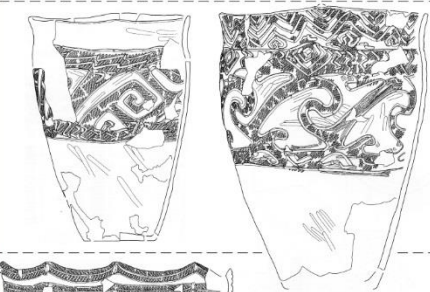
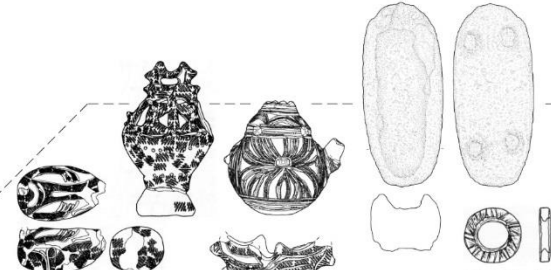
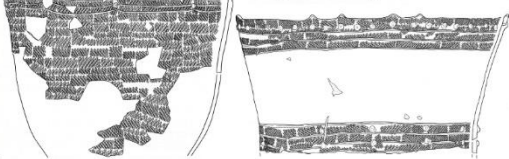
後期後半の土器



早期後半の足形付土版



中期から後期初頭の石棒・青竜刀形石器ほか石製品

早期 (Ⅰ群)	前半 (A類)				
	後半 (B類)	 (※文様拡大)			
前期 (Ⅱ群)	前半	※ 駒ヶ岳火山灰の降下 (Ko-g : 約 5,800 年前)			
	後半 (B類)				
中期 (Ⅲ群)	前半 (A類)				
	後半 (B類)				
後期 (Ⅳ群)	初頭 (A類)				
	前半 (B類)				
	後半 (C類)				

時期別主要遺物一覧

群		Ⅰ群(早期)						Ⅱ群(前期)						Ⅲ群(中期)										Ⅳ群(後期)												
類		A類(前半)			B類(後半)			A類(前半)			B類(後半)			A類(前半)					B類(後半)					A類(初頭)			B類(前半)			C類(後半)						
種		1	2	3	1	2	3	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	0	1	2	3	1	2	3	1	2	3						
調査 年次	地点 No.	日計式	住吉町A式	アルトリ式ほか	ノダグツブⅠ式	東銅路Ⅱ・Ⅲ式	中銅路式	コソタロ式	東銅路Ⅳ式	桔梗野式	春日町式	石川野式	円筒下層a式	円筒下層b式	円筒下層c式	円筒下層d式	円筒下層a式	円筒下層b式	円筒下層c式	円筒下層d式	円筒下層e式	榎林式	最花式	大安在B式	ノダグツブⅡ式	大木式	煉瓦台式	天祐寺式	涌元式	津式・白坂3式	トリサキ式・大	ウサクマイC式	手稲式	鯉淵式	堂林式	御殿山式
		△				△	◎						△								◎	◎	◎		◎						◎					◎
※一般国道278号線南茅部町尾札部改良工事(第2工区)に伴う発掘調査, 南茅部町埋蔵文化財調査団実施																																				
2005 (H20)	T-1	H-4～6・10・13「後期初頭の堅穴住居址5軒」(2003), H-4・7・10・14覆土からⅣA2, P-7床面からⅢA																																		
	T-2	H-6・12覆土からⅣA2, H-12床面からⅡB4																																		
	T-3	H-3「中期後半に属する住居」榎林式深鉢利用の埋燗炉(2003)																																		
	T-4	H-3「早期前半の堅穴住居跡」床面から住吉町式(2006), 「複数重複」H-28, H-30(2008), 床直からⅠA2																																		
	T-5	T-24P-1およびP-2覆土よりⅡB4																																		
	T-6	「縄文時代前期後半のベンチ状構造を有する堅穴住居(H-16)」(2008)																																		
	T-7	「縄文時代前期の堅穴住居(H-17)」覆土遺物はⅡB4(2008)																																		
	T-8	「縄文時代中期の堅穴住居(H-19)」覆土遺物はⅢA4, 早期堅穴住居(H-18)(2008), H-19床面からⅢA4																																		
	T-9	「縄文時代中期の堅穴住居(H-20)」覆土遺物はⅢA4(2008)																																		
	T-10	「縄文時代後期の堅穴住居(H-26)」(2008)床直からⅣC2, T-69参照																																		
	T-11	H-4～6・10・13「後期初頭の堅穴住居址5軒」(2003), H-4・7・10・14覆土からⅣA2, P-7床面からⅢA																																		
	T-12	H-6・12覆土からⅣA2, H-12床面からⅡB4																																		
	T-13	H-3「中期後半に属する住居」榎林式深鉢利用の埋燗炉(2003)																																		
	T-14	H-3「早期前半の堅穴住居跡」床面から住吉町式(2006), 「複数重複」H-28, H-30(2008), 床直からⅠA2																																		
	T-15	T-24P-1およびP-2覆土よりⅡB4																																		
	T-16	「縄文時代前期後半のベンチ状構造を有する堅穴住居(H-16)」(2008)																																		
	T-17	「縄文時代前期の堅穴住居(H-17)」覆土遺物はⅡB4(2008)																																		
	T-18	「縄文時代中期の堅穴住居(H-19)」覆土遺物はⅢA4, 早期堅穴住居(H-18)(2008), H-19床面からⅢA4																																		
	T-19	「縄文時代中期の堅穴住居(H-20)」覆土遺物はⅢA4(2008)																																		
	T-20	「縄文時代後期の堅穴住居(H-26)」(2008)床直からⅣC2, T-69参照																																		
	T-21	H-4～6・10・13「後期初頭の堅穴住居址5軒」(2003), H-4・7・10・14覆土からⅣA2, P-7床面からⅢA																																		
	T-22	H-6・12覆土からⅣA2, H-12床面からⅡB4																																		
	T-23	H-3「中期後半に属する住居」榎林式深鉢利用の埋燗炉(2003)																																		
T-24	H-3「早期前半の堅穴住居跡」床面から住吉町式(2006), 「複数重複」H-28, H-30(2008), 床直からⅠA2																																			
T-25	T-24P-1およびP-2覆土よりⅡB4																																			
T-26	「縄文時代前期後半のベンチ状構造を有する堅穴住居(H-16)」(2008)																																			
T-27	「縄文時代前期の堅穴住居(H-17)」覆土遺物はⅡB4(2008)																																			
T-28	「縄文時代中期の堅穴住居(H-19)」覆土遺物はⅢA4, 早期堅穴住居(H-18)(2008), H-19床面からⅢA4																																			
T-29	「縄文時代中期の堅穴住居(H-20)」覆土遺物はⅢA4(2008)																																			
T-30	「縄文時代後期の堅穴住居(H-26)」(2008)床直からⅣC2, T-69参照																																			
T-31	H-4～6・10・13「後期初頭の堅穴住居址5軒」(2003), H-4・7・10・14覆土からⅣA2, P-7床面からⅢA																																			
T-32	H-6・12覆土からⅣA2, H-12床面からⅡB4																																			
T-33	H-3「中期後半に属する住居」榎林式深鉢利用の埋燗炉(2003)																																			
T-34	H-3「早期前半の堅穴住居跡」床面から住吉町式(2006), 「複数重複」H-28, H-30(2008), 床直からⅠA2																																			
T-35	T-24P-1およびP-2覆土よりⅡB4																																			
T-36	「縄文時代前期後半のベンチ状構造を有する堅穴住居(H-16)」(2008)																																			
T-37	「縄文時代前期の堅穴住居(H-17)」覆土遺物はⅡB4(2008)																																			
T-38	「縄文時代中期の堅穴住居(H-19)」覆土遺物はⅢA4, 早期堅穴住居(H-18)(2008), H-19床面からⅢA4																																			
T-39	「縄文時代中期の堅穴住居(H-20)」覆土遺物はⅢA4(2008)																																			
T-40	「縄文時代後期の堅穴住居(H-26)」(2008)床直からⅣC2, T-69参照																																			
T-41	H-4～6・10・13「後期初頭の堅穴住居址5軒」(2003), H-4・7・10・14覆土からⅣA2, P-7床面からⅢA																																			
T-42	H-6・12覆土からⅣA2, H-12床面からⅡB4																																			
T-43	H-3「中期後半に属する住居」榎林式深鉢利用の埋燗炉(2003)																																			
T-44	H-3「早期前半の堅穴住居跡」床面から住吉町式(2006), 「複数重複」H-28, H-30(2008), 床直からⅠA2																																			
T-45	T-24P-1およびP-2覆土よりⅡB4																																			
T-46	「縄文時代前期後半のベンチ状構造を有する堅穴住居(H-16)」(2008)																																			
T-47	「縄文時代前期の堅穴住居(H-17)」覆土遺物はⅡB4(2008)																																			
T-48	「縄文時代中期の堅穴住居(H-19)」覆土遺物はⅢA4, 早期堅穴住居(H-18)(2008), H-19床面からⅢA4																																			
T-49	「縄文時代中期の堅穴住居(H-20)」覆土遺物はⅢA4(2008)																																			
T-50	「縄文時代後期の堅穴住居(H-26)」(2008)床直からⅣC2, T-69参照																																			

◎…数が多く、かつ各地点出土物の主体となるもの ○…まとまった数の出土が確認されているもの △…数は少ないものの、出土が確認されているもの

◎…住居址に伴うもの

○…住居址以外の移行に伴うもの

※各址で()内に年数を付したものは該当する過年度報告からの抜粋

時期別出土土器一覧表 (1)

群		Ⅰ群(早期)						Ⅱ群(前期)						Ⅲ群(中期)						Ⅳ群(後期)															
類		A類(前半)			B類(後半)			A類(前半)			B類(後半)			A類(前半)			B類(後半)			A類(初頭)			B類(前半)			C類(後半)									
種		1	2	3	1	2	3	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	0	1	2	3	1	2	3	1	2	3			
調査年次		日計式	住物見台式・A	ノダツプⅠ式・ほか	東銅路Ⅱ・Ⅲ式	中茶路式・コツタロ式・	東銅路Ⅳ式	栴檀野式	石川野式・春日町式	円筒下層a式	円筒下層b式	円筒下層c式	円筒下層d式	円筒下層a式	円筒下層b式	円筒下層c式	円筒下層d式	円筒下層e式	榎林式	最花式	大安在B式	ノダツプⅡ式	大木式	煉瓦台式	天祐寺式	涌元式	津式・白坂3式	トリサキ式・大C式	ウサクマイC式	手稲式	鯉淵式	堂林式	御殿山式		
2007 (H19)	T-43			○											○	○									○		○						◎	△	
	「縄文時代後期後半の堅穴住居(H-24)」(2008), 床面・覆土遺物はIVC2																																		
	T-44			○			○						○																					○	
	「後期初頭の堅穴住居(H-23)」※層位から判断? 該当遺物なし, 「縄文時代早期後半の堅穴住居(H-35)」(2008)																																		
	T-45																	○						○		◎									
	「縄文時代後期初頭の堅穴住居(H-22)」床面からIVA2(2008)																																		
	T-46	◎	◎			○	○																												
	「縄文時代早期前半の堅穴住居(H-21)」床面から物見台式・貝殻腹縁文を施した土器」(2008)																																		
	T-47																																		
	「Ⅲ層調査で堅穴住居と思われる遺構の一部を確認したが, 時期は特定できない」(2008)																																		
	T-48			△			○																			○								◎	
	「Ⅴ層上部に床面を持つ堅穴住居(H-27)」(2008)床面からIVC2, T-69参照																																		
	T-49			○			◎																			○		○		○			○		
	「縄文時代早期後半の堅穴住居」(H-25)																																		
	T-50			○			◎																						○						
	T-51						○																			△	△	△	○	△	△				
	T-52						○																					○							
	T-53			○			○																					○	△	△					
	T-54																																		
	T-55																																		
	T-56																																		
	T-57						○																						◎		△				
	「縄文時代後期前半の堅穴住居(H-32)」(2008), 床面からIVB1																																		
	T-58																			△								◎		△					
	「縄文時代後期の堅穴住居(H-33)」土坑(P-87)から手稲式に相当する土器片が出土」(2008), H-33覆土からIVB1																																		
	T-59						◎																					○							
	T-60																											◎		△		△			
	「堅穴住居(H-34)」(2008), 床面・覆土からIVB1																																		
	T-61																												○						
	T-62																												○						
	T-63			○			○																						△						
	T-64						○																					○							
	T-65						○																												
	T-66						△																												
2008 (H20)	T-67											△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	○		△				
	T-68												○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	△	△					
	T-69					○							△													◎	◎	◎	○	△	△			◎	
2009 (H21)	T-70			○			○																					○							
	T-71						○																												
	T-72						○																					○							
	T-73																																		
	T-74												○		○	○		○																	
	T-75																																		
	T-76																																		
	T-77			△	△		△						○				◎	◎	◎	○									△						
	T-78																									○	○	○							
	T-79																									△	△	△							
	T-80																																		
	T-81						△						○													○									
	T-82						○																												
	T-84						○																												
T-85						○							○		◎		◎		△			○													
T-86													○										○												
T-87													○		○	◎	◎	◎				◎													

◎…数が多く, かつ各地点出土物の主体となるもの ○…まとまった数の出土が確認されているもの △…数は少ないものの, 出土が確認されているもの

◎…住居地に伴うもの □…住居地以外の移行に伴うもの ※各址で()内に年数を付したものは該当する過年度報告からの抜粋

時期別出土土器一覧表 (2)

第4章 保存・管理

1. 基本方針

史跡の保存管理計画を策定するために、史跡指定の根拠および今日的な学術的観点により行った史跡の歴史的評価と現在の状況等を踏まえながら、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、史跡の価値を損なうことなく保存・活用を図るための基本的方向性を示した。

(1) 基本方針

史跡の保存管理にあたり、基本方針を次のとおり定める。

- 史跡の管理にあたっては、史跡の本質的価値と構成する諸要素を明確化したうえで、文化財保護法に基づき各要素の適切な保存管理を図る。
- 地下に埋蔵されている遺構・遺物の保存を図り、調査研究、保存、整備に資するために必要に応じて実施する発掘調査については最小限にとどめる。
- 整備に際しては史跡への影響を最小限にとどめ、整備を実施した箇所については、遺構、整備施設の保全や見学者への安全に留意して維持管理を行う。
- 史跡の指定範囲とともに史跡周辺においては、「史跡周辺の景観を保護する範囲」を定め、行政機関による既存の法令による保護はもとより、地域住民や関係団体等による管理体制を整え、土地所有者や土地利用者への理解と協力を求めながら良好な景観形成に努める。
- 史跡の適切な公開・活用については、平成18年3月に策定した「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」に基づいて各種事業の立案や計画策定を行う。

(2) 現状把握

保存管理に資するため、史跡および史跡周辺の現状を次のとおりまとめる。

- 史跡指定地は平成25年度までに全筆公有地化が完了しており、現在は函館市が所有者として管理している。
- 遺構については、発掘調査実施後に埋め戻され、現状保存を図っている。
- 指定地内は、植林地、雑木林、草地等で構成されており、一部の盛土による造成地を除き大きく改変された土地はなく、ほぼ現況を保っている。
- 史跡周辺においては、北西側に市道臼尻東海線が隣接し、周辺には木工所や乾燥場などの漁業関連施設がある。南側には道の駅を併設した函館市縄文文化交流センターや国道278号尾札部道路（バイパス）が接している。さらに南東側は垣ノ島川、東側は海岸段丘下に現国道278号沿いに家屋が連なり集落を形成する。海岸段丘上は主に植林地や二次林、草地等で構成される。
- 史跡周辺の西側において、臼尻漁港から国道278号バイパスに繋がる臼尻漁港臨港道路の整備が計画されており、一部は指定地の隣接地を通る予定である。

2. 構成要素

史跡の保存管理の方法とそれに基づく現状変更等に対する取扱基準を策定することを目的に、史跡の本質的価値を明確化するため、「史跡の構成要素」と「周辺地域の環境を構成する要素」に大別した。

「史跡の構成要素」は、「本質的価値を構成する要素」と「その他の要素」に区分した。一方、「周辺地域の環境を構成する要素」は、「史跡の価値および保存活用に関連する要素」と「史跡の価値および保存活用に関連しない要素」に区分し、それぞれの要素と具体例を示した。

（１）本質的価値を構成する要素

史跡を構成する要素のうち、本質的価値を構成する要素としては、縄文時代の遺構・遺物があげられる。史跡内には、長期間にわたる定住の結果、多数の竪穴住居跡や土坑、配石遺構などの遺構、土器・石器などの遺物が地下に埋蔵されているほか、特に大規模な盛土遺構や埋まりきらずに窪地として現状で確認できる往時の地形は本史跡の特徴を顕著に示すもので、さらにこうした集落を形成するうえで枢要の要素として海岸段丘や段丘緩斜面、沢地形などからなる自然地形が構成要素として挙げられる。

（２）指定地内におけるその他の要素

ア．史跡の価値および保存活用に関与する要素

史跡指定地内において、指定地と隣接地との境界に境界杭を設置し、指定範囲を明確に示している。また、クリやブナなど落葉広葉樹の自然林（二次林）は、往時の植生環境の理解に寄与する要素である。

イ．史跡の価値および保存活用に関与しない要素

史跡西側の市道沿いの一部には、廃車や町工場の加工資材などを置くために盛土された造成地がある。また、かつて畑地として利用されていた時期に構築されたとみられる、昭和4年（1929）に降下した火山灰を集積した土堤が史跡内の随所に存在する。さらに、昭和40年代に素掘りで埋設された上水道管が指定地内を南北に横切って埋設され、一部はマンホールが露出している。

一方、戦後に植林されたスギやトドマツなどの植林地は周辺を含め広く分布しており、史跡の価値には寄与するものではないが、周辺環境の緑化に一定程度寄与しているともいえる。

（３）指定地以外における周辺地域の環境を構成する諸要素

ア．史跡の価値および保存活用に関連する要素

周辺地域における本要素として、縄文時代の遺跡が挙げられる。史跡の西側には臼尻A遺跡、垣ノ島川を挟んだ東の対岸には、世界最古の漆製品が出土した垣ノ島B遺跡をはじめ、垣ノ島C遺跡、同D遺跡が存在する。

次に史跡を取り巻く自然環境として、垣ノ島川や現市道となっている沢地形、海岸（前浜）、

臼尻地区の海岸線の特徴を示す弁天岬（かつての弁天島）、海岸段丘の段丘崖とこれの一部には頁岩の露頭である地元で「鳴り岩」と呼ばれる岩、さらに南側背後の亀田山地は、往時の地形から大きく改変されることがなく維持されている。また、落葉広葉樹の自然林はもとより、スギやトドマツなどの植林地、草地は、緑地として自然的景観の形成に関連している。また、指定地の段丘下には、旧臼尻村役場跡地に昭和 20 年代に植樹された市指定天然記念物のヤマザクラの古木が往時の記憶として残されている。

臼尻地区においては、江戸時代から菅江真澄や松浦武四郎、幕吏らの記録の中に歴史や地名等が記されており、こうした記録や記述された旧地名にはアイヌ語地名がみられるなど、本地域の後史を示すものである。

このほか現代的人工物では、史跡の南側に隣接して平成 23 年 10 月に開館した函館市縄文文化交流センターがあり、縄文文化について情報を発信し、史跡のガイダンス施設機能をも果たすものとして運営されている。また、東側の段丘崖には、急傾斜地として土石等の崩落防止用のネットが設置されており、史跡周辺の保全に寄与している。

イ. 史跡の価値および保存活用に関連しない要素

本要素として挙げられる人工物として、木工所や乾燥場などの漁業関連施設、家屋などの建築物、市道沿いに設置されている電柱や外灯、北側にある対岸の台地には、臼尻霊園に隣接して大型の携帯電話用通信施設がある。このほか、史跡の西側に小規模な家庭菜園がわずかに残されている。

既存の道路および関連施設は、史跡東側の段丘下に国道 278 号、南側には国道 278 号バイパスと垣ノ島川に架かる「新垣ノ島川橋」、西側には市道臼尻東海線があり、これらに付帯して標識、案内板、ガードレールなどが設置されている。加えて、史跡の西側には、高潮や津波など自然災害発生時における避難路の役割を果たす、臼尻漁港から国道 278 号バイパスに繋がる臼尻臨港道路の建設が予定されている。史跡に近い部分は盛り土工となっており、視覚的インパクトは大きいものと想定される。（7 章 1 節(2)参照）

史跡垣ノ島遺跡の構成要素

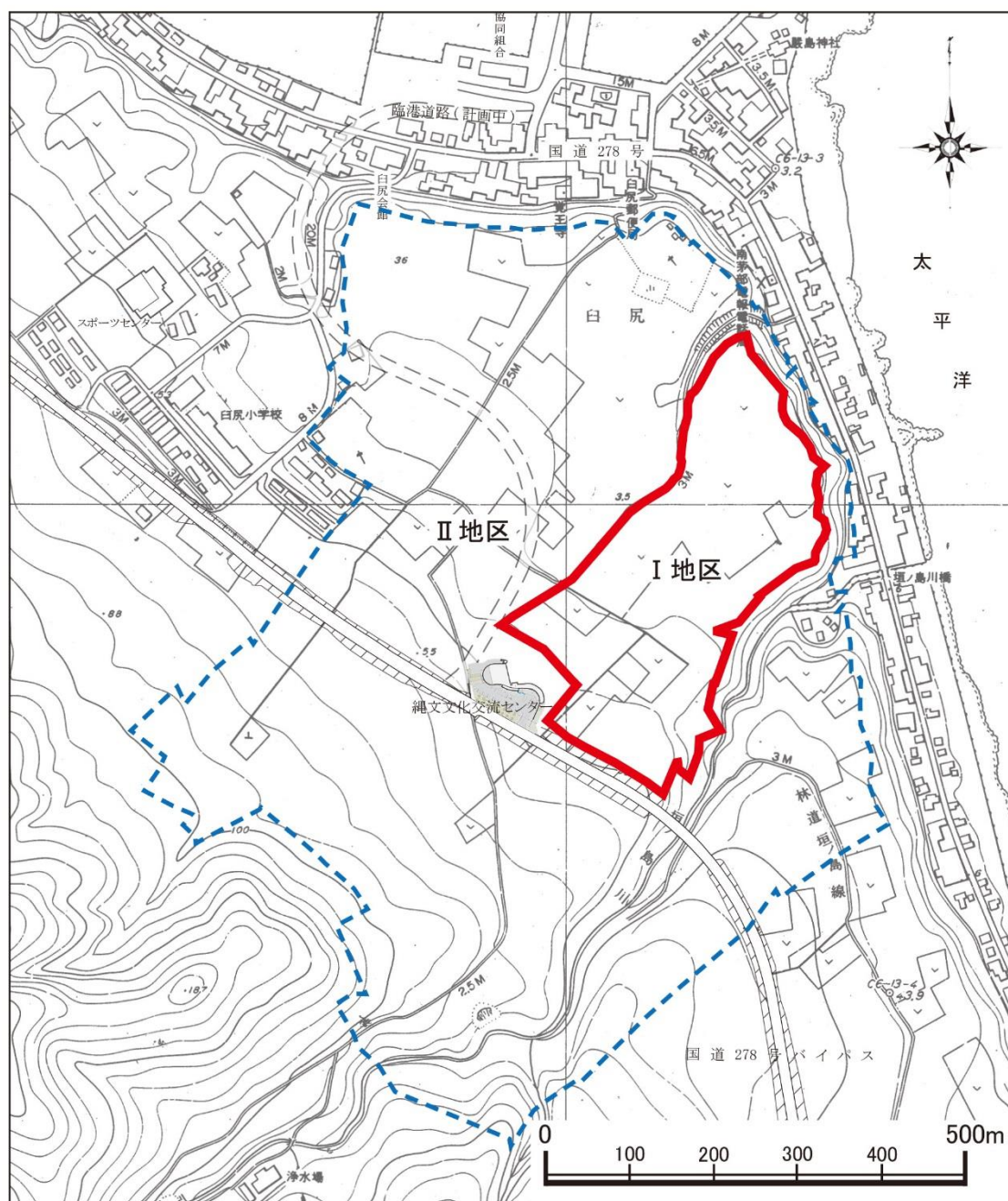
大別	区分		要素	具体例
史跡の構成要素	本質的価値を構成する要素		縄文時代の遺構・遺物	竪穴住居跡（集落）、盛土遺構、土坑、配石遺構、土器・石器等遺物、自然遺物
			自然地形	海岸段丘、段丘緩斜面、沢地形
	その他の要素	史跡の価値および保存活用に寄与する要素	文化財保存・活用施設	境界杭
			植生	自然林 クリ・ブナ等（二次林）
		史跡の価値および保存活用に寄与しない要素	現代的人工物	盛土による造成地、火山灰の土堤、上水道管、（スギ・トドマツ等の植林）
周辺地域の環境を構成する要素	史跡の価値および保存活用に関連する要素		周辺遺跡	臼尻A遺跡、垣ノ島B遺跡、垣ノ島C遺跡、垣ノ島D遺跡
			自然環境・景観	垣ノ島川、沢地形、海岸（前浜）、弁天岬、段丘崖、「鳴り岩」、亀田山地、落葉広葉樹林、スギ・トドマツ植林、雑草地、市指定天然記念物「旧臼尻村役場のエゾヤマザクラ」
			歴史・地名等	史料：『えぞのてぶり』（寛政3年[1791]），『東西蝦夷山川地理取調図』（万延元年[1860]，『蝦夷日誌』（弘化二年[1845]）など 地名：垣根シュウマ、カク子シュウマ、ウスジリコタン、ウスジリ、臼尻、弁天シマなど 市指定史跡「東エゾ箱館在六箇場所臼尻会所跡」
			人工物	函館市縄文文化交流センター、急傾斜地崩落防止ネット
	史跡の価値および保存活用に関連しない要素		建築物・構造物等	木工所、漁業関連施設、太陽光発電施設、墓地、家屋、電柱、外灯、売店（仮設）、携帯電話通信施設
			道路および関連施設	国道278号、国道278号尾札部道路（バイパス）、市道臼尻東海線、橋、道路関連施設（標識、案内板、ガードレール等）、臼尻臨港道路（建設予定）
			その他	畑（家庭菜園）

(4) 地区区分

史跡指定地の地形や周辺の土地利用の状況に基づき、保存管理の対象とする範囲を次の2地区に大分した。

- I地区：史跡指定地を対象とした範囲
- II地区：史跡の景観を保護する範囲

計画地はその特性等により大きく史跡指定地と周辺の史跡の景観を保護する区域に区分できるが、これらの地区区分に基づく管理を行う。



史跡垣ノ島遺跡地区区分図

3. 保存管理の方法

(1) I 地区の保存管理

ア. 本質的な価値を構成する要素の保存管理

史跡内の本質的な価値を構成する要素（地下に埋蔵された遺構や自然地形）は、原則として整備・保存管理上必要な部分を除き、現状変更は認めない。ただし、文化財保護法に基づく現状変更を行う場合には、別記取扱基準（次節）により取り扱うこととする。

イ. 指定地内におけるその他の要素の保存管理

(7) 文化財保存・活用施設

現在のところ当該施設は整備していないが、整備した際には、史跡の保存と価値を伝えるための諸施設においては、遺構や包含層への影響を与えないように十分配慮するとともに、来訪者への安全性の確保を含め施設機能の維持・管理に努める。特に施設等の経年劣化については、専門家による指導を受けながら必要に応じて復旧・修繕等の対策を講じる。

(4) 植生

二次林を含む落葉広葉樹については、往時の景観復元の一助となることから、安全管理等を目的とした伐採や剪定を除き、自然更新を妨げず現状維持とする。また、将来的に植栽等による樹木を管理する場合には、樹木の生育を促進させるとともに、その経過をモニタリングし、継続的な管理を推進し、日常的には下草等の除草や外来種の除去、柴刈などを行うものとする。詳細については別項に記載する。

なお、植生調査、モニタリング、植樹活動など植生の整備や維持管理については、史跡大船遺跡の整備や管理における実績などを踏まえ、市民ボランティアが積極的に参加して、学び、親しむことができるよう管理体制の整備を推進する。

(7) 現代的人工物

造成地および火山灰の土堤、スギ・トドマツ等の植林については、史跡の保存に負の影響が無い場合は現状を維持し、負の影響が認められる場合や整備等により支障となる場合は撤去する。上水道管については、臼尻地区を中心にライフラインとして利用していることから当面は現状維持とするが、設置から約半世紀が経過し老朽化が懸念されるため、管理者に対しては将来的に指定地外へ設置するよう促し、再設置等の更新は認めない。

(2) II 地区の保存管理

II 地区においては、良好な景観の維持や促進のため、現行法令等に基づいて対応することとする。

(3) 関係法令

指定地周辺は、道路用地等を除き、大部分が民有地である。

史跡指定地および周辺に関わる主な法規制であるが、I 地区内は文化財保護法によって現状変更行為が規制され厳格に保護されているほか、周辺地域を含めて環境や景観上の保全に

関わる主な法規制は次のとおりである。

ア. 文化財保護法

Ⅰ地区は文化財保護法第125条によって厳格に保護されている。

Ⅱ地区の周知の埋蔵文化財包蔵地においては、同法第93条が適用される。詳細については附編を参照。

イ. 関係法令

○ 都市計画法

史跡指定地を含む周辺地域は、都市計画法における無指定地域である。

○ 景観法・函館市都市景観条例

景観法は、良好な景観の保全や形成を目的として制定されたもので、本市は同法に基づく景観行政団体となっており、函館市都市景観条例を制定し、市全域を景観計画区域に定めている。

Ⅰ地区およびⅡ地区は条例において、都市景観形成地域以外の景観計画区域に位置付けられ、良好な景観形成に影響を与えるような一定以上の規模となる建築物・工作物などの設置行為に対しては届出が必要となっている。

- ・ 法第16条（景観計画区域内における届出等）
- ・ 条例第22条（都市景観形成地域以外の景観計画区域内における行為の届出）

○ 屋外広告物法、函館市屋外広告物条例

良好な景観や風致の維持、交通の安全や市民生活の安全を図ることを目的としており、Ⅰ地区およびⅡ地区においてはそれぞれ屋外広告物の設置に制限が設けられており、申請手続きを要する。

- ・ 条例第6条第1項（制限地域内における屋外広告物等の設置に関する許可等）

○ 森林法

森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、国土の保全や国民経済の発展に資することを目的にしたもので、史跡指定地および周辺地域には同法に基づく林班が設定されている。

史跡指定地内を含む周辺地域の一部は急傾斜地においては土砂崩壊防備保安林に指定されており、伐採などの現状変更等が規制されており、林班に指定されている森林についても所定の申請手続きが必要である。

- ・ 第5条（地域森林計画対象民有林）
- ・ 第10条の2（開発行為の許可）
- ・ 第10条の8（伐採及び伐採後の造林届出）

○ 急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを目的としたもので、史跡指定地の一部を含む北東側の海岸段丘崖は、同法における急傾斜地に指定されており、崩落による災害を誘発するおそれのある有害な行為が規制されている。

- ・ 法第7条（有害な行為〔切土、掘削、盛土〕の制限）

○ 河川法・函館市普通河川管理条例

河川の災害発生防止や環境の保全，適正な利用や整備等を目的としたものである。史跡指定地の東側を流れる垣ノ島川は函館市が管理する準用河川に指定されており，治水に関する制限がある。河川の開発行為や砂利の採取などの現状変更には制限がある。

- ・ 準用河川：法第 25 条（土石の採取）
：法第 26 条（工作物等の新築等）
：法第 27 条（土地の掘削等）
- ・ 普通河川：同上及び条例第 10 号（土石の採取，工作物の設置，掘削，盛土，切土等形状変更など）

○ 道路法

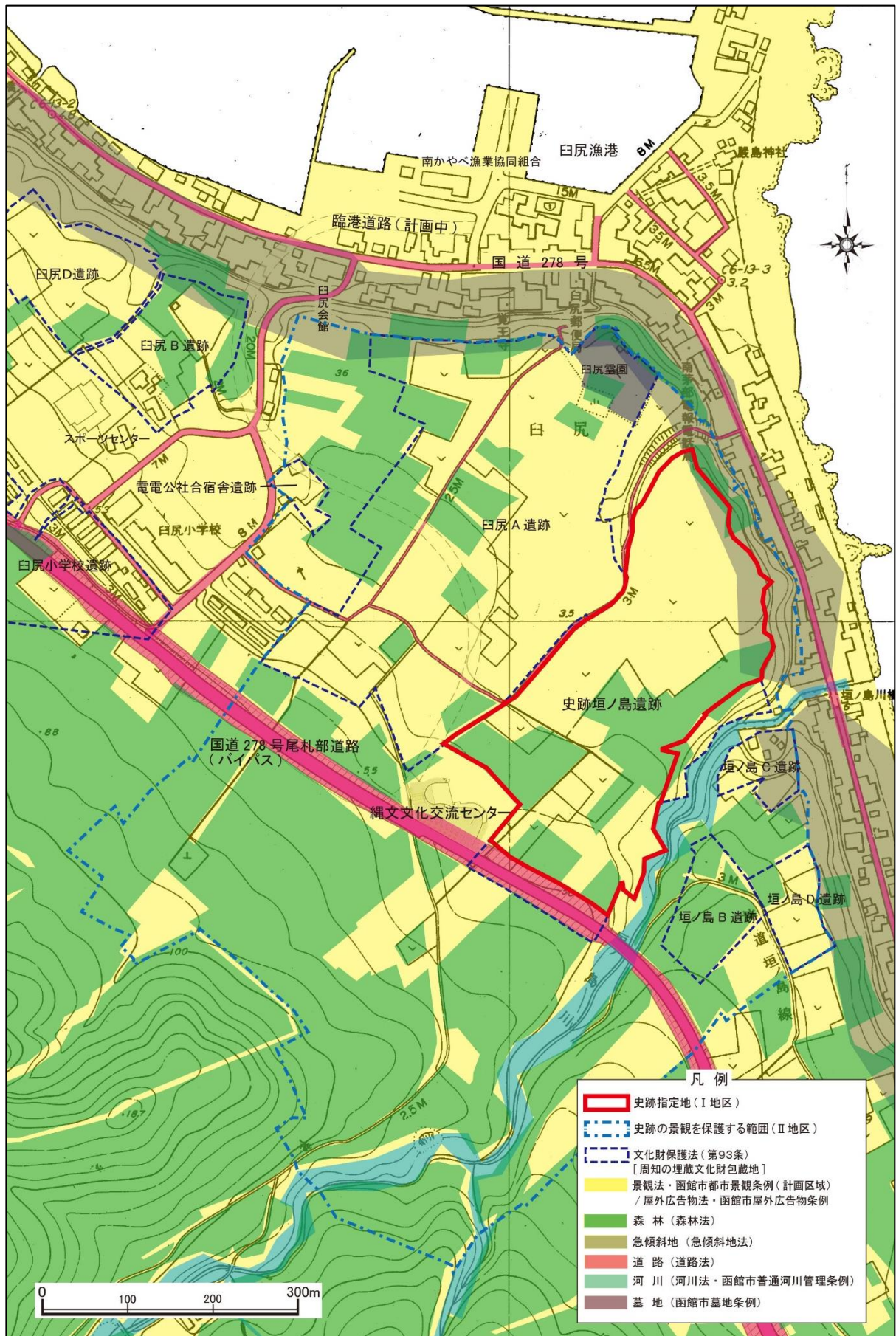
交通網の整備や発展を目的としたもので，その対象となる道路としては，国道 278 号および指定地西側に隣接する市道臼尻東海線をはじめ，市道臼尻霊園線が同法の適用となるもので，道路管理者以外の者の行う工事・占有などの許可を要する。

- ・ 法第 24 条（工事設計及び実施計画の承認）
- ・ 法第 32 条（占有の許可）

○ 函館市墓地条例

Ⅱ地区には，同条例が適用される臼尻霊園があり，区画数の制限や同地内における使用には許可を要する。

- ・ 条例第 8 条（墓地等における現状変更に係る使用許可）



史跡指定地周辺の法規制

4. 現状変更等の取扱方針および取扱基準

史跡は、国民共有の財産として保存・活用されるべきものであり、指定地は文化財保護法に基づき開発行為等から厳格に守られている。また、史跡指定地は全て公有化されており、函館市は管理団体となっていないものの、所有者として責任をもって適切な保存管理を行うものである。

そこで、史跡指定地および周辺の景観を保護すべき範囲について、それぞれ管理方針および現状変更に対する取扱基準を定め、運用する。

(1) 史跡指定地（Ⅰ地区）における現状変更等による制限

史跡指定地においては、必要な管理行為や史跡の保存・活用等を目的とした調査や整備を除き、現状変更は基本的に行わないこととする。ただし、以下の法令・規則に基づき、やむを得ず現状変更を行う場合にあっては、史跡の保存と住民生活との調整を図り、適切に対応することとする。

- 文化財保護法第125条第1項により、文化庁長官による許可を要するもの。
- 同条の但し書きに規定された「非常災害のための必要な措置」に該当するもの。（影響の軽微な場合や非常災害時の緊急措置を執る場合）
- 「特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第4条に規定された維持の措置に該当するもの。

(2) 史跡の景観を保護する範囲（Ⅱ地区）の保存管理

ア. 取扱方針

史跡周辺における景観を保護する範囲においては、史跡にふさわしい文化的景観の維持、向上に努める。

イ. 取扱基準

(7) 関係法令

現状変更等に伴う行為については、関係者に対して各種法令の遵守を求めるとともに、所管する関係機関との連携や調整を図り、良好な景観形成に配慮するよう努める。

(4) 所有権等の尊重

土地の所有者や利用者について、所有権その他財産権等を尊重するとともに、理解と協力を求めるよう努める。

5. 植生管理

史跡指定地および周辺地域における植生は、自然林、針葉樹等の植林、往時の環境・景観復元を目的とした落葉広葉樹等の植林など、さまざまな現状を抱えている。そのため、植生管理についての考え方や方法について示す。

(1) 植生管理

ア. 基本的な考え方

史跡指定地における植生管理の基本的な考え方については、次のとおりとする。

- 史跡の本質的価値を構成する要素の保護を図る。
- 適切な植生管理を行い、防災・安全性の確保に努める。
- 史跡指定地が縄文時代にふさわしい景観となるように植生を管理し、誘導する。
- 新たな植栽には、地域の歴史や風土に配慮し、在来植物の利用に努める。
- 史跡地内からの眺望において、周辺の現代的要素をできるだけ遮蔽し、修景に努める。

以上の基本的考え方に基づき、管理方針、管理項目および管理方法を示した。

イ. 方針および管理項目

植生管理の方針および検討が必要となる管理の項目について、以下に示した。

植生管理区分	管理方針	管理項目
I 地区 (史跡指定地)	・遺構保存と史跡にふさわしい景観形成の観点から、良好な植生環境を維持するため適切な植生管理を行う。 ・樹木の安全管理を実施する。	植栽植物の一般管理 草刈り等管理
II 地区 (史跡の景観を保護する範囲)	・史跡とともに、周辺景観の維持・向上を図る。 ・良好な景観形成は積極的につくっていくものであり、長期的な植生管理に取り組む。 ・人工物等の設置においては、可能な限り在来種による遮蔽・修景を行う。	樹林の伐採・植栽への指導・依頼

ウ. 方 法

管理方法については、項目別にその方法を次の表に示すことで整理を行った。

管理項目	管理方法
a. 縄文時代の景観にふさわしい集落域の植生管理	縄文集落内は人びとが日常的に活動する場であったという観点から、草刈りを定常的に行い背丈の低い草地として管理する。
b. 縄文時代の景観にふさわしくない集落周辺域の樹木・草本の除去と、落葉広葉樹林への誘導	スギ、カラマツ、トドマツ等の植林地を除伐し、自然発生している縄文的景観にふさわしい落葉広葉樹を保護してその生育を助け、また、適宜それらの苗を植えて縄文的景観を醸成する。
c. 樹林地の里山としての定常的伐採、草刈り	樹木は自然のままに成長させるのではなく、適宜伐採を行い、その萌芽再生により里山景観をつくり、維持管理する。林床は柴刈り・草刈りを定常的に行い、特に帰化植物等が繁茂することがないようにする。
d. 危険木等の除伐、落枝予防のための樹枝剪定	常に樹木の状態を把握し、傾斜転倒による被害が想定される樹木や枯損木等については、それを予防するため伐採管理を行う。また、落枝が予想されるものについては剪定を行う。
e. 園路の落枝等の定常的除去	日常的に史跡地を巡回し、園路の落枝等の除去に努め、特に強風等の荒天のあとは速やかに落枝等の除去を行う。

(2) 植栽計画

ア. 基本方針

史跡指定地内を計画対象とし、計画地内からの縄文時代の景観、佇まいを再現することを主眼とした計画とする。実施にあたってはそれぞれの目的性を明確にした地区区分を行い、周辺環境や主要整備ゾーンとの調和を図りながら、地区毎に応じ樹種や樹高などグラデーションを有する植栽とし、各種調査成果等を踏まえ、古植生の復元を目指すものとする。

(7) 植生の地区区分

指定地内の植生管理を実施するにあたり、現況と将来的な整備を勘案して次のような地区区分とした。

- 修景地区：史跡指定地西側から南側の外周にあたる地区。周辺の道路や建築物を遮蔽し、修景することを目的とする。
- 縄文の森：縄文時代の景観を再現し、遺構整備との調和を図りながら往時の佇まいを想起させることを目的とする。
- 二次林保全地区：現在自生する落葉樹などの二次林を現状で保全するとともに、海浜部への眺望や遺構整備との景観の調和を図ることを目的とする。
- 急傾斜地保全地区：急傾斜地法により伐採が規制されている地区で、急傾斜地の崩落防止を目的とする。

(イ) 地区別植栽計画

- 修景地区
 - ・ 指定地内の主要な視点場から周辺の人工物を遮蔽するため、往時の植生を基本とし、高木と低木のバランスをとりながら植栽する。
 - ・ 部分的にスギやトドマツなどの植林がみられ基本的には伐採の対象とするが、景観等を配慮して段階的に実施するなどの配慮をする。
- 縄文の森
 - ・ 縄文時代当時の植生を基本に植栽を進めるとともに、既存の落葉広葉樹は残し、また実生木等の成長を促し自然な形での森林形成に努める。一方、本地区の針葉樹や庭木などの植林は伐採を基本とする。
 - ・本地区には遺構が密集する堅穴住居群ゾーンが存在するため、遺構に対する樹根の影響を考慮し、必要に応じて防根処理を行う。また、眺望や周辺構造物等の遮蔽等も十分に考慮する。
- 二次林保全地区
 - ・ 基本的には、既存の落葉樹は現状維持とし植林は伐採とするが、経過観察を行いながら景観や眺望に配慮して伐採、枝払いなどを実施する。
- 急傾斜地保全地区
 - ・ 基本的に現状維持とするが、樹木の倒木や枯損木など安全上の対策が必要な場合には、景観への配慮も含め関係機関と調整し、樹林地の保全を図る。

(ウ) 導入候補樹種

各地区の導入候補樹種は、南茅部縄文遺跡群における植物遺体の調査結果や史跡大船遺跡における植栽の実績を考慮のうえ、整備の実施に向けて検討する。

<参考資料>

区 分	科 属	樹 種
木 本	マツ科	トドマツ, エゾマツ
	ヤナギ科	ヤマナラシ, ドロノキ
	クルミ科	オニグルミ, サワグルミ
	カバノキ科クマシデ属	サワシバ, アカシデ
	カバノキ科ハシバミ属	ハシバミ
	カバノキ科カバノキ属	シラカバ
	カバノキ科ハンノキ属	ケヤマハンノキ
	ブナ科	ブナ, ミズナラ, カシワ, クリ
	ニレ科	ハルニレ
	クワ科	ヤマグワ
	モクレン科	コブシ, ホオノキ
	ユキノシタ科	エゾアジサイ, ノリウツギ
	バラ科サクラ属	シウリザクラ, エゾノウワミズザクラ, オオヤマザクラ
	バラ科	ナナカマド, エゾノコリンゴ, カマツカ, アヅキナシ, ズミ
	バラ科イチゴ属	クマイチゴ, ナワシロイチゴ
	ミカン科	キハダ, サンショウ
	ウルシ科	ヤマウルシ
	ニシキギ科	ニシキギ, マユミ, ツルウメモドキ
	カエデ科	イタヤカエデ, ヤマモミジ, ハウチワカエデ, ミネカエデ
	トチノキ科	トチノキ(湿地縁)
	ブドウ科	ヤマブドウ
	シナノキ科	シナノキ, オオバボダイジュ
	マタタビ科	マタタビ, サルナシ
	ウコギ科	コシアブラ, エゾウコギ, ハリギリ
	ミズキ科	ミズキ
	モクセイ科	ヤチダモ(湿地), アオダモ
	スイカズラ科	オオカメノキ, ガマズミ
草 本	イネ科	ヒエ
	ユリ科	バイケイソウ(湿地), オオウバユリ, オオバギボウシ
	ユリ科ネギ属	ギョウジャニンニク, エゾネギ(ペンテンアサツキ)
	キキョウ科	

「南茅部縄文遺跡群における植物遺体調査」結果(資料編集)

6. 出土遺物・調査記録の管理

史跡からは、発掘調査によってこれまでに約 20 万点に及ぶ土器・石器などの遺物が出土している。これらは指定地にあつては本質的価値を構成する要素であり、取り上げられた遺物は史跡の価値を伝える貴重な資料である。また発掘調査で作成した、調査成果を直接的に示す遺構や遺物等の詳細を記録した平面図や断面図といった各種実測図や台帳類に加え、リバーサル・モノクロフィルムやデジタル画像等の写真記録もまた、本質的価値を補完する要素であることから遺物と同様に扱う。

これらは次の基本的な考え方のうえで、保存・管理を行う。

- 博物館等の公開施設において展示・公開し、積極的な活用を図る。
- 展示・公開しない資料については、埋蔵文化財保管施設等において適性に管理・保管する。
- 史跡の本質的価値に寄与するため、出土した遺物の調査・研究を推進する。
- 他の機関・館園・研究者等からの貸出や調査・研究への協力については、遺物の取扱いに支障が無い限り対応する。
- 特に重要な遺物が出土・認定された場合は、関係機関と調整を図りながらさらなる厳格な保存管理を行う。

なお、本遺跡の各種調査記録については、保管していた調査事務所が平成 14 年 12 月 28 日に火

災に遭い平成 14 年度以前の多くの資料が焼失し、遺跡の価値を証明するこれら貴重な資料の損失の影響は計り知れない。同様に貴重な出土資料も焼損した。この事実を教訓に、資料の保管管理体制の強化にいつそう努めていかなければならない。

7. モニタリングと負の影響を与える要因

(1) 経過観察（モニタリング）

長期間にわたって環境に耐えて現代に残っている文化財にとって、環境の変化は、時として決定的な崩壊の原因となる危険があり、土中にある埋蔵文化財にとってもそれは同様である。本史跡で発生が予見されるさまざまな要因を想定して、定期的な見回りや各種点検に加え機器を利用したモニタリングを継続する必要がある。

モニタリングの準備段階として、調査によって得られた知見と、各地区の立地する条件によって、どのような要因が起りやすいのかを想定し、地区ごとに重点的に保護に取り組んで行くことが重要である。そのためには、草刈りや清掃など日常的なメンテナンスによる監視を行った結果をデータベースとして日常的に更新し続けることが重要となる。特に地表面を保護する植生や移動する動物・昆虫については、専門的な知見を持った学識経験者による指導が必要であろう。

埋蔵文化財に影響を与える主な要因に人と水が挙げられる。具体的には、人の進入による破壊と酸性雨などの降水、冬期の凍み上がりによる土砂の崩壊、地下水位の変動による影響がある。遺構の中でも特に注意が必要となるのは地表に地形となって現れている「盛土遺構」であり、これらは、人の進入、凍結や風雨によって被害の発生しやすい場所と想定されるので、特に重点的な配慮が必要になる。こうした観点で経過観察を行っていくことが史跡の保護の基本原則である。

(2) 負の影響を与える要因

史跡の価値を確実に保護するためには、史跡に影響を与える要因を分析し、その監視とともに影響が及ばない方策を検討する必要がある。現状で想定される要因は次のとおりである。

ア. 環境問題による影響

酸性雨や地球温暖化に伴う温度や湿度変化は、地表および遺物包含層、植生などへ影響を及ぼすことが懸念される。

イ. 自然災害による影響

雪（凍結）、地震、台風、雨、落雷、干ばつ、火山噴火などの影響により、地形あるいは地表面を保護する植栽や遺構への直接・間接的な影響が考えられる。また、カビや苔類によって、配石など地表面にあるものは大きく影響を受けることが想定される。

ウ. 動物・害虫等による影響

植栽した樹木等について、史跡周辺に出没する野生馬やエゾシカなどの大型草食獣による食害や、病虫害の発生による悪影響が懸念される。また、野生動物やハチやアブなどの危険な昆虫類による来訪者への被害も想定される。

エ. 開発行為による影響

史跡周辺の開発による埋蔵文化財の消失や、視覚的な結びつきを妨げる景観阻害要因の発生が想定される。また、開発行為による地下水脈等の変化から、史跡に与える影響も懸念される。当面予見される開発行為として最大のものは、臼尻漁港臨港道路建設計画が挙げられる。(7章1節参照)

オ. 見学者の増加による影響

好意・悪意、意識・無意識にかかわらず、様々な形で人の進入は、遺跡への土圧、いたずらや盗掘、立入による土地形状の変化、ゴミの不法投棄や騒音、車両の不法進入、駐車などが想定される。

カ. その他の要因

上記原因等が複合して発生する場合や想定外の事態から、史跡指定地ならびに周辺住民への影響も想定される。

第5章 整備・活用

1. 基本方針

函館市南茅部地域は、太平洋に面した海岸段丘上に 92 カ所の遺跡が連なり、これらのうち 88 カ所は縄文時代のもので、これまで 50 年以上にわたる発掘調査によって縄文時代早期から晩期に至る大規模な集落跡が多く存在することが明らかになり、国宝「中空土偶」をはじめとする極めて貴重な考古資料が出土していることが特徴であり、「南茅部縄文遺跡群」として位置付けた。

こうした地域の歴史を学び、次代に引き継いでいくため、南茅部縄文遺跡群の保存・整備に努めるとともに、縄文時代から続く地域間交流の歴史を市民共有の財産として活かす活用事業の展開を図ることにより、個性豊かな地域づくりに寄与するほか、合併後の函館市に共通する縄文文化の情報発信と交流促進に向けた拠点づくりを進め、一体性の速やかな確立を図るため、地域の縄文遺跡を代表する史跡大船遺跡と史跡垣ノ島遺跡を核とした、「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」を平成 18 年 3 月に策定し、本構想に基づき垣ノ島遺跡の整備・活用を図るものである。

その根幹には、地域住民に身近な文化的資源を、地域の視点、地域の価値で取り上げ、その拾い上げた資産の管理を行政のみに頼らず、行政を含む地域社会全体が官民協働で守り継承しようとする考え方に基づき、史跡を「市民遺産」として位置付け、広く社会に浸透させるよう普及啓発に努める。

2. 整備

(1) 基本構想

ア. 整備目標

平成 18 年 3 月に策定した「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」においては、次のような整備目標とした。

- 縄文時代から、高度な文化が栄えていたという歴史認識を共有するとともに、縄文文化を学ぶ機会を高めることにより、市民のアイデンティティの確立に努め、郷土を想う心を育むことを目指す。
- 縄文時代から、広域の文化圏を形成し、当時から地域間の交流が盛んであったことを踏まえ、「北の縄文文化回廊づくり」（平成 15 年度北海道・北東北 4 道県知事サミットにおいて提唱）と連携し、縄文文化交流をテーマとした地域間交流や異文化交流など、さまざまな交流活動の一層の推進を図る。
- 縄文文化を通して地域の自然環境や一次産業に光を当て、遺跡や出土品を活かした魅力ある生涯学習の機会を創出し、広域な縄文体験ルートの形成を目指すとともに、水産業や観光など、地域産業の振興に努める。

イ. 整備基本方針

史跡垣ノ島遺跡の指定地はこれまで大規模な開発行為が行われず、長期間にわたる土地利用や定住を示し、大規模な盛土遺構をはじめ拠点的な集落の様相を示す遺構・遺物が良好に現状保存されている。こうした人類にとって貴重な文化遺産を後世に遺し、史跡の本質的価値を正しく理解されるためには公開活用が重要である。

そのため、史跡整備においては次のとおり基本方針を定める。

- 史跡の本質的価値を示す遺構・遺物・自然地形の保全を第一義とし、地下遺構等に極力影響を与えないよう配慮する。
- 指定地は広大な面積を有し、大規模かつ多数の遺構が密集して存在することから、全体整備については長期的に取り組む、必要かつ適切な時期に実施する。
- 史跡の本質的価値を伝えるため、調査研究の成果を踏まえて主要な遺構の復元を行う。
- 植生による往時の文化的景観を再生し、良好な景観形成を図る。
- 縄文の佇まいが想起され、市民や来訪者にとって憩いの場となるような環境の創出や安全性に配慮する。
- 史跡の価値や重要性を分かり易く伝えるため、それぞれの整備時期に最も有効な方法や技術を取り入れながら整備を行う。
- 整備や活用に際しては、市民が単なる利用者となるだけでなく、「市民遺産」として積極的にその取り組みに参加し、官民協働で取り組む環境を整える。
- より多くの利用者に親しんでもらえるよう、体験や各種イベントに供する空間を整備するとともに、隣接する縄文文化交流センターと一体となった活用を図る。
- 整備後において永続的に維持管理の負担を軽減するため、コスト面やメンテナンス性を考慮し、耐久性や省エネルギー、汎用品等の使用を積極的に進める。同様に、環境への影響に配慮する。

(2) 基本計画

「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」において垣ノ島遺跡は次のような位置付けがなされており、これに基づく「史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画」を現在策定中である。

- 中核的な遺跡の役割を担う
- 縄文文化交流・観光の拠点

(3) 整備事業の概要（予定）

現在策定中の整備計画に際しては、次のような整備項目を検討している。

ア. 基盤整備

- 造成、雨水排水施設、不要樹木の伐採
地下遺構への影響をできるだけ与えないよう配慮し、指定地ならびに周辺地への安全対策を実施する。

イ. 遺構整備

- 盛土遺構（旧地形の復元）、竪穴住居群（園路整備）
 - ・ 本史跡を代表する盛土遺構については、現地地形から視覚的に捉えることができる大規模なものであるが、後世に被覆された火山灰等により往時の形状とは異なるため、旧地形を復元する。なお、本遺構は特徴的な構造を有するが、詳細等については今後の調査によりさらに状況を把握してから実施する。
 - ・ 竪穴住居群については、現地地形においてその窪みが捉えられるもので、遺構埋没後の様子を直に見学できるようにするため園路を設ける。また、本区域は縄文の森の再生を図る予定地であり、往時の佇まいを体感できる。

ウ. 学習案内施設

- 解説施設、説明板・名称板、模型
 - ・ 史跡の本質的な価値を伝えるために各種施設を適所に設置する。

エ. 園地施設

- エントランス、体験・広場、園路、案内板、道標等
 - ・ 史跡への入り口にエントランス施設を設ける。
 - ・ 屋外における体験やさまざまなイベントを実施したり、ゆったりと憩うことができるよう広場を設ける。
 - ・ 各整備区域を結び、縄文の森を散策できるよう園路を設置する。
 - ・ 史跡地内のガイダンス用に案内板や道標等を適所に設置する。

オ. 休養便益施設

- トイレ・水呑み・休憩スペース、四阿（あずまや）、ベンチ、スツール等
 - ・ 管理棟を兼ねたトイレ・水呑み・休憩スペース用の施設を設置する。
 - ・ 景観や動線を考慮して適所に四阿やベンチ、スツール等を設置する。

カ. 安全管理施設

- 照明灯、柵、車止め、ゲート等
 - ・ 史跡内の適所に照明灯を設置する。
 - ・ 指定地周辺に柵、車止め、ゲート等安全管理上必要な施設を設置する。

（４）追加整備

史跡整備は、一過性に終わるものではなく、遺跡を取り巻くさまざまな環境の変化に適応しながら未来永劫にわたり、保全と活用に取り組むべきものである。特に新たな調査・研究の成果や市民・来訪者などの要望を反映させるとともに、維持・管理面においては安全性、経済性や環境への配慮が求められよう。

また、本史跡は広大な面積を有し、大部分の本質的価値である遺構・遺物が地下に埋蔵され、今後の発掘調査や研究によりさらなる発見が期待されることから、長期的に調査・研究

[illegible]

– 72 –

3. 公開・活用

(1) 普及・啓発

垣ノ島遺跡をはじめとする南茅部縄文遺跡群の調査・研究は今後とも継続し、その最新の成果を更新するとともに、広く公開することが重要である。

こうした情報をもとに、活用面においては、市民遺産として、地域住民自らが普及活動に積極的に参加するための機会を創出する。

ア. 基本方針

- 市民遺産として、史跡を活用した各種活動を地域住民が積極的に展開できるよう誘導し、官民協働で取り組む。
- 縄文時代から、高度な文化が栄えていたという歴史認識を共有するとともに、縄文文化を学ぶ機会を高めることにより、市民のアイデンティティの確立に努め、郷土を想う心を育むことを目指す。
- 本地域は縄文時代から広域の文化圏を形成し、当時から地域間の交流が盛んであったことを踏まえ、「北の縄文文化回廊づくり」と連携し、縄文文化交流をテーマとした地域間交流や異文化交流など、様々な交流活動の一層の推進を図る。
- 縄文文化を通して地域の自然環境や一次産業に光を当て、遺跡や出土品を活かした魅力ある生涯学習の機会を創出し、広域的な縄文体験ルートの形成をめざすとともに、水産業や観光など、地域産業の振興に努める。

イ. 方 法

(7) 縄文文化の学習

- 縄文体験講座の展開

子どもは次代の文化財保存・活用の担い手であり、早くから身近にある素材を活用して親しめるよう、縄文土器づくりやシカ角釣針づくりなど、さまざまな縄文体験講座を通じて、縄文時代の技術を伝えとともに、地域の貴重な歴史的財産である縄文文化の学習と普及を図る。また、自然観察会などを通して自然と共生し、命やモノを大切にする縄文人の精神性を伝えることで、いじめなどの社会問題や環境問題などへの啓発にも貢献するものである。

- 市民参加の推進

縄文遺跡を活用した地域づくりにおいて最も大切なことは、「市民遺産」として縄文文化を地域の財産として捉え、自らが普及活動などの市民活動に積極的に参加しようとする意



小学生の釣針づくり体験

識と力を育むことである（キャパシティ・ビルディング）。そのため、ボランティア組織の育成を行い、遺跡ガイドや普及活動において、多くの市民や児童・生徒が参加できる環境づくりを推進し、見学者に対するホスピタリティの充実を図る。

また、草刈りや清掃など史跡の維持管理や今後の整備に際して直接市民が参画できる機会を創出する。



地元ボランティアによる史跡整備支援

(イ) 縄文文化交流の推進

○ 民間団体の交流を推進

道内外においては、地元の縄文遺跡を守り普及活動や各種ボランティア活動を実施している民間団体が各地にあり、縄文文化を活用した地域づくりの基礎となる活動を行っている。特に、南茅部地域の「北の縄文クラブ」は、青森県の三内丸山応援隊など北海道・北東北3県の民間団体と連携を深め、共通のイベントなどを開催していることから、今後も民間レベルの交流活動を一層促進するとともに、地域に根ざした、縄文文化交流を図る。

○ 北の縄文文化回廊づくりとの連携

平成15年9月に開催された北海道・北東北知事サミットにおいて、この地域を「北の縄文文化回廊」として内外に広くアピールしていくことが合意された。これは、縄文文化の価値を地域の財産として見直し、地域間交流や情報発信を行いながら魅力ある地域づくりを推進するために、北海道知事が南茅部縄文遺跡群を視察し、地元の関係者や民間団体と意見交換を行っている。縄文遺跡群の活用にあたっては、こうした広域プロジェクトとの連携を図りながら交流活動を一層推進する。



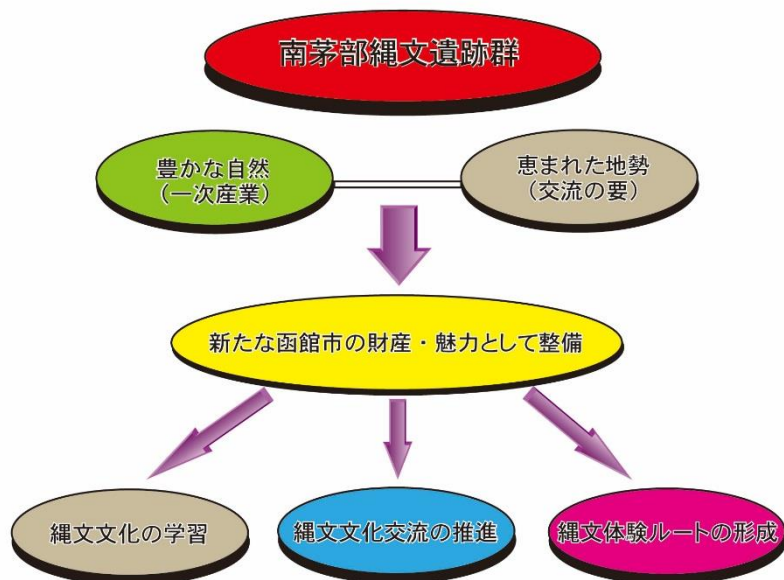
北の縄文クラブと三内丸山応援隊との交流

(ウ) 縄文体験ルートの形成

○ 縄文ネットワークの形成

ヒスイやアスファルト塊、黒曜石など、縄文時代の人々が交易を行った道、いわゆる「縄文の道」の追体験や、時間を遡ることにより歴史的な異文化体験ができるような新たな縄文体験ルートを創出する。また、地域資源の保全、改善に取り組むことにより、美しい景観づくり、活力ある地域づくりを図る「シーニックバイウェイ」構想により、道路沿いに広がる自然、歴史、考古資料などの地域の資源を活用するとともに、自然に育まれた縄文文化をキーワードとして、地域の自然環境と食文化を連携させた個性豊かな地域づくりを推進する。また、これらの地域がネットワークを組むことによって、観光ルートとしての魅力を高めることを推進する。

- (例) □亀田半島ルート： 縄文から続縄文へ（函館空港遺跡群，戸井貝塚，恵山貝塚）
- 噴火湾ルート： 国史跡などの縄文遺跡群（南茅部縄文遺跡群，森町史跡鷺ノ木遺跡，伊達市史跡北黄金貝塚，千歳市キウス周堤墓群）
- 津軽海峡ルート： 渡島半島と北東北地域に広がる円筒土器文化圏（特別史跡三内丸山遺跡他）



縄文ネットワークのイメージ



日本遺跡学会エクスカーションにおける垣ノ島遺跡の見学（平成 25 年）

ウ. 事業効果

(7) 教育的な効果

各種縄文体験講座や自然観察などの環境学習を通じ、今世紀の社会が求めている循環・再生の精神を学ぶとともに、地域の基盤となる活き活きとしたコミュニティの形成を醸成し、次世代につながる生涯学習の推進を図る。

各種縄文体験講座や自然観察などのソフト事業の展開により、次のような効果が期待できる。

- 最新の発掘調査成果による地域の歴史、文化の学習を促進し、郷土を想う心を育むこと。
- 自然と共生した縄文文化に触れて、自然や生命を大切にする心を醸成すること。
- 縄文時代の精神文化を学び、多様な価値観を知ること。
- 縄文体験講座を通じ、縄作りをはじめ現代に伝わる技術を地域の老人から学ぶなど、世代を超えた交流活動を図ること。
- 近年増加傾向にある海外からの来訪者との異文化コミュニケーションを図ることにより、広い視野に立って学ぶ機会が得られること。

(イ) 経済的な効果

南茅部縄文遺跡群を有効に整備・活用することは、函館の新たな観光資源を創出することにつながる。また、フォーラムの開催やコンベンション誘致による経済効果、さらに史跡整備や発掘調査による地域経済への波及効果は大きいものと考えられる。

史跡整備などのハード事業、およびイベント、発掘調査、PRなどのソフト事業の展開により、次のような効果が期待できる。

- 史跡の整備や出土品の展示により、地域の魅力を高め、新たな観光ルートの創出に寄与すること。
- フォーラムの開催、コンベンション誘致により経済効果を高めること。
- 発掘調査の成果、イベント情報などを発信し、PR効果を高めること。
- 発掘調査の継続による、地域の雇用促進や商工業活性化などに寄与すること。



土笛づくり体験（縄文文化交流センター）



遺跡からの公開放送



火起こし体験

(2) 調査・研究

ア. 基本方針

本史跡においては、当初の開発に伴う発掘調査と遺跡の保存を前提に詳細分布調査が行われ、史跡の本質的価値を構成する要素である竪穴住居跡や盛土遺構、墓域、配石遺構など、特徴的な遺構とともに時期毎の集落変遷の概要が捉えられている。今後は、各遺構や土地利用などの詳細について、史跡の保護を図りながら継続した調査・研究が必要となる。また、この調査・研究の成果を普及活動に生かしていくことが重要である。

イ. 国際的視野を持つ研究

南茅部地域の縄文遺跡においては、昭和53年から海外の大学等による国際的な学術調査を進めた経緯があり、近年ではドイツ考古学研究所との交流のなかで縄文文化をテーマとした国際シンポジウムなども行われている。日本の基層文化と言われる縄文文化の研究には、一層グローバルな研究が必要であり、縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた世界的な合意形成に資するためには、今後とも国際的な研究活動を継続していくことが望まれる。



2012年カナダアルバータ州立大学
A. ウェーバー教授とのGPR共同調査

一方では、海外の遺跡調査や考古学的な研究、学会への参加により世界的な観点から縄文文化を捉え、地域の遺跡を新たな視点から見直すことも有効であろう。

ウ. 国内における共同研究等への参加

南茅部地域のこれまでの考古学的成果は、国内のさまざまな分野の研究者から注目され利用されており、こうした研究に専門職員が参画することにより、その成果が地域に還元され活用されるものである。特に史跡をフィールドとした研究は、本質的価値をさらに高める効果が期待されるとともに、地域住民への関心を高める機会となる。

第6章 運営および体制整備

1. 基本方針

本史跡はその歴史的価値はもちろんのこと、地域の風土を理解し地域のアイデンティティの醸成にとって重要な資源でもあることから、地域住民をはじめ、広く市民に親しまれるよう地域社会全体として官民協働により守り継承していくべき「市民遺産」として取り組むことが必要である。そのため、史跡の保存管理は保存と活用をバランスよく実施しなければならず、そうした観点で捉えると、史跡の持つ本質的価値をいかに社会に向けて情報発信するか、さらにその情報を享受した市民をはじめ利用者が満足するサービスは何かという視点に配慮する必要がある。

情報発信においては、史跡の調査・研究・整備等に直接携わる職員を筆頭に、博物館等の学芸員やボランティア等の関係者が史跡の持つ情報を正確かつ共有しながら整理し発信するかというインタープリテーションが重要となる。その一方で、来訪する利用者の特性やニーズも多様であり、かつ近年ではインターネットをはじめ情報媒体もますます複雑かつ高度化しているため、ステレオタイプの固定的な対応では限界がある。

そこで史跡の管理運営においては、その必要性・有効性・達成目標・効率性などについて短期的な戦術と併せて長期的な戦略によりさまざまなニーズに選択的に対応する努力とともに、史跡としての普遍的な価値を次世代に引き継いでいくための体制整備が重要となる。

2. 体制の整備と役割分担

本史跡の保存管理を推進し、その価値を次の世代に確実に引き継いでいくために、史跡を管理する函館市を中心とした組織体制の整備が必要である。

市教委は史跡の保存管理全般に関わる調整を行い、それに加え、史跡の調査・整備・活用に関わる各事業を実施している。また、史跡の活用や史跡周辺の保全などについては、民間団体や地域住民などと積極的に関わり理解と協力を求める必要がある。特に史跡周辺における開発等に関しては、函館市の関係各課が届出や事前相談の窓口になっていることから、開発行為許可事務担当課と市教委文化財担当課とが情報を共有できる体制をとっている。さらに、上位機関である文化庁および道教委との連携を強化し、調査・保存・活用等に関する指導、助言を得ながら進めていくとともに、必要に応じて財政的・技術的な支援を求める。

このように市教委は、総合調整機関・実施機関としてより適正な史跡の保存管理体制の維持、整備活用を行うために、専門性を備えた職員の配置を強化することが必要となる。

現在、本市は史跡大船遺跡と史跡垣ノ島遺跡を「北海道・北東北の縄文遺跡群」として世界文化遺産の正式登録を目指している。そのため、史跡ならびに周辺環境の保全と活用を図ることを目的に、「函館市南茅部縄文遺跡群保存活用協議会（仮称）」の設置を進めている。本協議会は、北海道・北東北の4道県、関係市町において設置予定の「縄文遺跡群世界遺産保存活用体制」の企画実施機関という位置付けとなる。構成員は、史跡および周辺地の景観を保全する地区における法令等を所管する市の関係部局と、NPOやボランティア団体、町会などの地域住民、経済界や観光関係者、教育関係者などを予定している。保存と活用の観点から明確な目標と実効性のある体制を整備し、継続的に運営することを目指すものである。さらに、関連する分野の専門家や有識者による指導、助言を得るための機関として「史跡調査・保存・活用検討委員会（仮称）」を

を設置し、史跡を後世に遺し価値を高めながら広く市民に親しまれるよう、行政と民間、学術分野との連携による保存管理体制の構築を図る。

3. 体制の維持と運営

本協議会の大きな命題として、史跡とその周辺の景観を保護することが挙げられる。土地の利用に関しては関係法令に基づくとともに、土地所有者等の権利や利益を尊重しなければならないが、できる限り開発行為の抑制や良好な景観誘導を行うための方策を検討し実施するものである。開発行為等に関しては、情報を速やかに共有するとともに関係者に対し理解と協力を求めるためには、組織間の連携が持続的に機能するためのガイドライン作りが必要である。

一方、史跡の活用においては、来訪者に向けたボランティアガイドや各種イベントの開催などのサービスを、市民や民間団体がさまざまな立場から行政と連携あるいは、さらに主体的に企画・実施することが期待される。

縄文文化発信の拠点として平成23年度に整備した函館市縄文文化交流センターにおいては、地元のNPO法人との連携による管理運営を図っており、その実績を踏まえ、史跡の活用についても地域団体との協働による運営や保存活用が可能であることの一例である。

大船遺跡においては、縄文の森の植樹や盛土遺構の復元事業には多くの市民が参加し、史跡地内の除草作業や清掃作業などあらゆる場面でボランティア団体の協力を得ている。また、市民や民間との連携は、縄文文化発信と利用者へのきめ細やかなホスピタリティの向上を図りながら、史跡の有効利用と効率的な運営を促進することに貢献するものと期待される。

こうした活動は、市民が自らの意思で参画し実践することが望ましいが、使命感や過大な負担を強いては持続することは困難であるため、当初は市教委が主導して、楽しみながら充足感を味わうことができる環境の整備を図ってきたところであり、現在は、市民団体などの取り組みに対する意識も浸透してきている。今後は史跡管理上のモニタリングや、調査・研究においても市民参加への取り組みについて検討する。



ボランティアによる大船遺跡
「縄文の森」の植樹



ボランティアによる大船遺跡の清掃活動

第7章 今後の課題

1. 保存管理について

(1) 史跡指定地（Ⅰ地区）

ア. 上水道施設

指定地内中央を南北に上水道管が埋設されている。本管は臼尻地区および周辺地区に飲料水を供給しているが、設置から約 50 年近く経過し、老朽化による漏水や近い将来新たな水道管の設置が想定される。4 章で触れたように史跡の保全上再設置は認められないものの、漏水等の緊急時の対応が求められることが想定される。

そのため、施設管理部局に対し、早期に移設されるよう協議を進めていく必要がある。ただし、史跡地周辺においては周知の埋蔵文化財包蔵地が存在することから、ライフラインの確保と文化財保護の両面から取り組むことが求められる。

イ. 急傾斜地の保安林

指定地東側の海岸段丘周辺は、急傾斜地法により現状変更が規制されている。ここにはスギやトドマツなどが植林されているが、一部は立ち枯れているものもあり、倒木等による地下遺構への影響が懸念される。また、崖下には住宅が建ち並んでいることから急傾斜地の保全や、海浜部への景観にも配慮した対策が必要である。

対策として、現樹林を伐採後、落葉広葉樹の植栽による当該地の保全が可能か関係機関と調整を図り、取り進めるものとする。

(2) 史跡の景観を保護する地区（Ⅱ地区）

ア. 臼尻臨港道路建設計画

史跡の西側に計画されている。臼尻漁港と国道 278 号バイパスを繋ぐ漁港漁場施設として位置付けられているが、津波などの自然災害時の緊急避難路や付近の通学路への安全対策上必要な道路である。路線は地形や道路構造令の制約上指定地の近くを通り、この付近では盛土による施工となることから視覚的なインパクトは大きいことが想定されるため、良好な景観形成上の対策が必要となる。

本件については、現在開発者である函館開発建設部の理解と協力により、道路設置後の史跡周辺地の良好な景観について、保全上および景観上ふさわしい樹木の植林により修景を図るよう検討を進めているところである。

イ. 景観に関する関係条例等の整備の検討

史跡から見渡せる眺望は、海、山が間近に迫り緑豊かで、都市部と比べて人工物が少なく大きな地形改変を受けていないため、縄文時代当時をイメージさせる良好なものである。

本市は景観行政団体として都市景観条例を制定しており、Ⅰ地区、Ⅱ地区においては都市計画区域以外の区域に位置付けられ、建築物や工作物等の設置には一定程度の規制があるものの、今後の市民生活やさまざまな土地利用により、当該規制や各種関係法令による現状変更等だけでは良好な景観の維持にとって十分といえるものではない。

そのため、史跡と共存しながら地域住民が誇りをもって生活や土地利用が行えるよう、地

域に相応しい調和のとれた魅力ある景観形成を目指し、史跡として相応しい景観誘導の目標、史跡地を中心とした区域の設定、具体的な基準など規制のあり方について、条例改正や新たな条例の整備など、制度上明確な位置付けとなるよう検討を進めていく必要がある。

2. 整備・活用について

(1) 整備

ア. 一般公開

現在の指定地はそのほとんどが樹林や草地であり、史跡の保全や来訪者の安全管理面から原則非公開としているが、遺跡見学会の開催や団体等による事前の依頼に対しては、限定的に見学コースの除草や準備を行い対応している。そのため、早期の史跡整備と一般公開が期待されており、現在整備に向け準備を進めている。

イ. イベント等への対応

地元経済界や有志による縄文まつりが隣接する縄文文化交流センターを会場に毎年開催されている。世界遺産登録の早期実現や、北海道新幹線開業後の観光ルートとして地元の活性化の一助となる縄文遺跡の活用が期待されているが、現施設ではスペース的な制約があるため、史跡の活用としてイベント開催が可能な広場の整備は欠かせない。

さらに、今後予想される来訪者の増加に対し、現在道の駅を兼ねた縄文文化交流センターの敷地だけでは限界があり、駐車スペースの確保は大きな課題である。利用者の利便性や交通安全の確保、史跡の保全や景観の保護などバランスの取れた周辺環境の整備が求められる。

(2) 活用

ア. ボランティアガイド等の養成

本史跡は、現段階では公開日等を除き非公開としているが、未整備ながら史跡への見学希望のニーズは高い。そのため、整備後を見据えたガイドの養成が必要であり、見学者への十分な安全対策を含め検討している。

3. 調査・研究について

(1) 指定地内における遺構等の調査について

これまでに指定地内で実施した発掘調査は全体の 2%程度である。これまでに確認されている遺構の詳細調査とともに、時期ごとの土地利用の実態をさらに究明していくことが必要である。さらなる史跡の価値を解明するために外部機関や研究者との連携を含め、長期的な調査研究体制づくりが必要である。

(2) 指定地周辺の埋蔵文化財包蔵地の確認について

平成 21 年度までの範囲確認調査を踏まえて指定地となっているが、今後さらに周辺の分布調査を行い、本質的価値を示す範囲の広がりを確認し、必要に応じて追加指定等の措置をとる必要がある。また、史跡周辺を含む地域の遺跡との比較検討を深め、拠点集落としての位置づけを明確にするための調査研究を深めることが必要である。

関連資料

1. 関係機関設置要綱

(1) 史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会要綱

(設置)

第1条 史跡垣ノ島遺跡の発掘調査について調査・審議するため、教育委員会に史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、考古学、生物学、生態学、建築学等の学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に、委員長および副委員長各1名を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月28日から施行する。

ア. 史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会委員

委員長 菊池 徹夫 (早稲田大学名誉教授 考古学)

副委員長 佐藤 一夫 (元特定非営利法人 函館市埋蔵文化財事業団理事長 考古学)

委員 鈴木 三男 (東北大学名誉教授 植物学)

同	西本 豊弘	(国立歴史民俗博物館名誉教授 考古学〈動物〉)
同	鷲谷 いづみ	(～H26 東京大学教授, H27～中央大学教授 環境生態学)
同	小杉 康	(北海道大学教授)

イ. 指導・助言機関および出席者（敬称略）

文化庁文化財部記念物課文化財調査官	水ノ江 和同
北海道教育庁生涯学習推進局文化スポーツ課主幹	長沼 孝（平成 24 年度）
北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課調査グループ主幹	西脇 対名夫
同	主査 藤原 秀樹
歴史環境計画研究所所長（史跡垣ノ島遺跡保存管理計画書作成受託者）	秋山 邦雄（平成 24 年度）

（２）北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会設置要綱

（函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町教育委員会、森町）

（第 1 章 総則）

第 1 条 本委員会は、「北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会」（以下、実行委員会という）と称する。

第 2 条 本委員会は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を推進するうえで、道内構成資産である 6 件の史跡の各々に保存管理計画策定が求められているため、史跡の所有者または管理団体である関係 5 市町が合同で会議を開催し、学識経験者等の出席を求めて計画策定上の課題を統一的・効率的に検討整理するために設置するものである。

第 3 条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 学識経験者等で構成する検討会議の開催と運営
- 2 その他、上記事業実施のため必要な事業

（第 2 章 委員会の構成及び事務局）

第 4 条の 1 本委員会の構成及び体制は、次の通りとする。

- 1 委員 関係自治体（函館市、森町、洞爺湖町、伊達市、千歳市）の教育委員会の管理職を委員とする。
- 2 役員 委員の互選により、実行委員長 1 名、副実行委員長 2 名を置く。実行委員長は本委員会の会務を総理し、副実行委員長は実行委員長に事故があったときその職務を代理する。
- 3 監事 事業及び予算の執行について監査を行うために、監事 2 名を置く。

第 4 条の 2 本委員会の事務を処理するため、本委員会のもとに関係自治体の担当職員で構成する事務局を置く。事務局の構成は、別表のとおりとする。

（第 3 章 予算及び会計）

第 5 条 本委員会の予算は、本委員会を構成する自治体が負担するものとする。

第 6 条 各自治体の負担金については、全体経費を構成資産数で按分した額とする。

第 7 条 負担金は実行委員長が各自治体から徴し、予算の支出は、実行委員長の指示のもとに事務局長が執り行うものとする。

第8条 会計年度については、4月1日から3月31日までとする。また、予算については、繰り越すことができるものとする。

(第4章 その他)

第9条 本委員会は、事業の完了後ただちに解散する。

第10条 解散時に残金のある場合は、構成資産数で按分し精算する。

第11条 この要項の定めがない事項については、委員全体の協議によって決定する。

附則

この要綱は、平成26年3月4日から施行する。

この要綱は、平成26年5月21日から施行する。

(別表 省略)

(3) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議設置要綱

(北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会)

(設置)

第1条 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会（以下「実行委員会」という。）の依頼に基づき、関係史跡の保存管理計画策定について検討するため、北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

2 検討会議は、前項の検討の結果を意見として文書にまとめ、実行委員会に示す。実行委員会を構成する各市町教育委員会事務局は、関係史跡の保存管理計画策定に当たって当該意見が尊重され、計画に反映されるよう務めなければならない。

(組織)

第2条 検討会議は、委員6名以内をもって組織する。

(委員および任期)

第3条 委員は、史跡の保存活用等に関する学識経験者のうちから実行委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第4条 検討会議に、委員長および副委員長各1名を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により決する。

3 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、検討会議の議長となる。

3 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、文化庁・北海道教育委員会・史跡の所有者及び管理団体その他関係史跡の保存管理に密接に関与する機関あるいは個人に検討会議への出席を求め、また会議での発言を求めることができる。

(費用弁償)

第6条 委員が検討会議に出席したときは、予算の範囲内でその費用を弁償する。また、委員長が会議への出席を求めた者についても同様とすることができる。

(その他)

第7条 検討会議の庶務は、実行委員会において処理する。

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月4日から施行する。

北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書

平成27年3月

北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議

はじめに

函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町、森町の5市町では、北海道と北東北3県とともに縄文遺跡群の世界文化遺産への登録推進に取り組んでおられると承知いたしております。しかしながら、その資産を構成する5市町の6史跡（大船遺跡、垣ノ島遺跡、キウス周堤墓群、北黄金貝塚、入江・高砂貝塚、鷲ノ木遺跡）の保存管理計画については、まだ作業途上にあり、早期の策定が望まれています。

平成26年3月に、各史跡の保存管理計画を統一された内容で策定するために、5市町が合同で北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会を設立し、本北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議に対して、保存管理計画策定のための内容検討が指示されました。

本委員会におきましては、それを受けて、6史跡の本質的価値や公開・活用の方策などについて4回にわたり検討し、ここに提言書としてまとめました。

史跡は、わが国の歴史と文化を知るうえで欠くことのできない国民共有の財産であり、その保存管理計画については、史跡を保全し後世まで確実に引き継ぐことはもとより、適正に公開し活用を図るための指針となるものであります。5市町におきましては、本提言を踏まえて、昨今求められている地域住民に愛される「市民遺産」としての観点も取り入れながら、適切な保存管理計画の策定とその実施を強く望む次第です。

平成27年3月19日

北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議

委員長	越田 賢一郎
副委員長	小杉 康
委員	西山 徳明
委員	吉田 恵介

1 基本理念

今回、「北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議」で検討した5市町の6史跡（大船遺跡、垣ノ島遺跡、キウス周堤墓群、北黄金貝塚、入江・高砂貝塚、鷺ノ木遺跡）の保存管理計画について以下の通り提言する。

各市町にあっては、次に述べる北海道縄文遺跡群の主要な価値の提言に基づき各史跡の特性を把握し、保存管理計画におけるマネジメントの必要性、市民遺産としての活用などについて認識され、議論を重ねてきた内容を汲み取って、保存管理計画を速やかに策定されたい。

なお、これらの史跡は、現在世界遺産暫定リストに登録され、世界遺産申請を目指す状況にあり、その価値を各市町が相互に理解し、保存管理計画策定にあたっても共同で取り組まれることを望むものである。

（1）「北海道縄文遺跡群」の主要な価値について

縄文文化は、氷河期の終わりから後氷期にかけての地球規模での温暖化とそれともなう海水準の上昇・海進といった自然環境の変動の中で、新たに形成された湿潤・温暖な中緯度森林帯の海浜環境に適応し展開した人類文化の一つである。その最大の特徴は、一万数千年に及ぶ長期間にわたって、移動性の高い生活から本格的な定住生活にいたるまでの変化に富んだ居住様式を呈しながら、狩猟・漁撈・採集を中心として、一部に栽培も組み込んで多種多様な食料資源を開発した生業を基本としていた点である。その後半期には、分布域の東半にあたる日本列島東部・北部地域では、小地域を中心とした社会的な統合を強めるために祖先観念を象徴する大規模記念物が盛んに構築され、またそれらを介して地域社会間のゆるやかな交流が維持された。

北海道南西部から道央にかけて位置する「北海道縄文遺跡群」は、噴火湾沿岸の垣ノ島遺跡、大船遺跡、鷺ノ木遺跡、入江・高砂貝塚、北黄金貝塚と、石狩低地帯のキウス周堤墓群とからなる。入江・高砂貝塚と北黄金貝塚は、主に縄文文化前半期の海浜環境に適応した狩猟・漁撈・採集生活の様相として、また、垣ノ島遺跡と大船遺跡、鷺ノ木遺跡、キウス周堤墓群は主に縄文文化後半期の祖先観念を象徴する大規模記念物を介してゆるやかに結びついた地域社会の様相として、後氷期における多様な自然環境の日本列島において展開した人類文化の実態を具体的に示すことが史跡の最も主要な価値の中心である。

（2）保存管理計画におけるマネジメントの重要性について

史跡の保護は保存と活用がバランスよくなされなければならない。そうした史跡保護の原点に立つ時、二つの点からマネジメントに対する配慮が必要である。一つは史跡の持つ本来的な価値をどのように社会に情報発信していくか、もう一つは情報発信された側つまり利用者や納税者が満足するようなサービスはなにかというマーケティングという視点である。

情報発信については、史跡が実物として現地に存在することのリアリティを学芸員とい

うインタープリターあるいは発掘や整備に関わるボランティア等の関係者がどのように情報を整理し発信するかが重要である。特に今日のような高度情報社会において、様々なメディア技術の変貌への対応は困難を極めるが、史跡情報のヴァーチャリティ以上に実物の持つリアリティの説得力は高い。またそのようなリアリティは学芸員ら史跡の調査や整備に関わる人々と史跡との関わりや活動から発信されることが多いと推察される。たとえば博物館や研究機関の研究室や発掘現場で行われる「こと」自体が多くの来館者に興味を持たせた情報発信の事例として、琵琶湖博物館の研究室の再現展示、多くの水族館や動物園のバックヤードツアー、旭山動物園の来園者に対するホスピタリティあふれるサインや展示方法など、多くの事例が見いだされる。

また史跡を訪れる利用者もその属性（学生か職業人か、観光客か住民か、男女の別、年齢・年代など）によって異なるニーズを持っており、史跡の本来的な価値と同様に公共(的)施設運営を行う際にはこれらのニーズにも関心を持ち、運営事業自体の必要性、有効性、達成目標、効率性等について、長期的な戦略と短期的な戦術を持って様々なニーズに選択的に対応可能な運営管理に努力することが重要である。商品開発を行う上でマーケティングという手法が存在するが、史跡を訪れる人々がどのような行動を経て史跡を訪れるのか、どのような体験が満足度を生むのかなどを知ることはマーケティングを行う際の必要条件である。そのような視点からニーズ分析を行う際には、官公庁や観光、産業、交通といった関連分野との連携や彼らの知見に学ぶことも必須である。

史跡の保存管理計画を作成する際には、整備あるいは再整備された時点の姿をイメージするだけでなく、持続可能な形で地域の文化資産を次世代に手渡すことが重要である。そのためには過去の史跡から未来の地域や社会の知見を学べるような多くの人々が関わることのできる運営管理の計画作成が望まれる。言い換えれば、整備された姿を固定化するのではなく、それに至る過程や、整備後の利用者との関係を、史跡の価値と状況に応じて多様に、動的に構想していただきたい。

(3)「市民遺産」としての活用

各遺跡の整備活用に当たっては、「世界遺産」の構成資産としてふさわしい整備を目指すと同時に、地域住民にとっての「市民遺産」となることを目指すべきである。「市民遺産」とは、地域住民に身近な文化的資産を、地域の視点、地域の価値観で取り上げ、その拾い上げた資産の管理を行政のみに頼らず、行政を含む地域社会全体が官民協働で守り継承しようとする考え方、運動論である。つまり、世界遺産の包括的保存管理計画の中では、遺跡を地域再生の資源として戦略的に位置づける一方で、遺跡は市民の遺産として代表されていくべきである。こうした近年重視されている、市民遺産でないものは世界遺産になるべきでないという先端的視点を、広く社会に浸透させるよう普及啓発に努めることが肝要である。

2 課題への対応について

これまでに関係自治体において作成された各史跡の保存管理計画案に関し、全体的な課題や記載すべき事項等については次のとおり整理し検討を深めていただきたい。

(1) 保存管理計画の構成や様式等について

5市町6遺跡の保存管理計画の策定については、北海道或いは縄文遺跡を代表する史跡として、今後の保存管理への嚆矢となるものと捉えることができ、さらに世界遺産登録を見据えたものでなければならない。そのために、5市町村が合同で取り組むべきは、各遺跡に共通する本質的な価値を見出すとともに、各史跡の持つ個別の価値を明確にし、それを利用者に最大限理解してもらえるよう、保存管理計画を策定することにある。

そのため、計画全体の構成や様式等については、関係する全ての計画で共通することが肝要で、用語等についても可能な限り整理・統一を図られたい。

(2) 各遺跡の本質的価値と史跡を構成する諸要素について

はじめに、本縄文遺跡群を構成するそれぞれの遺跡がもつ本質的価値が、「縄文文化」という一つの括りとしてどのような繋がりがあるかを把握することが重要な意味を持つものである。これらの一つの柱として、遺跡群が主に噴火湾を中心とした海岸沿い及びその周辺域に位置していることから、「地勢」をキーワードとして、当時の生業や動線などの関係を明記するとともに、学術的担保を持った新たな視点で縄文文化を評価し、新しい価値観を各遺跡から見いだし位置づけられたい。

個別の史跡においては、その本質的な価値を豊かに把握する必要と方法を身に付けるとともに、「主要な価値」と「副次的な価値」に整理するなど工夫されたい。

(3) 史跡周辺の環境・景観について

史跡の本質的価値を保全し、あるいは利用者に対して理解を促進するうえで、周辺環境・景観は不可分な関係にあり、地域住民や所有者或いは関係機関が連携を図りながら良好な景観形成を図ることが望ましい。その際には史跡の内側から見た景観と、外側から史跡を見た景観という視点から、何を保存し何を優先するかを踏まえ検討を図られたい。

また、周辺環境の保全には景観法に基づく景観条例が有効であり、第一に目指すべきと考えられるが、その他法制度をも使いながら周辺環境の保全を図るよう検討されたい。

(4) 保存・整備・公開・活用について

言うまでもないことであるが、史跡を保護することは、単に現状を保存すればよいのではない。国民共有の財産として活用を図ることが肝要である。すなわち現代の人々に過去の遺跡の情報をいかにインタープリテーションするかが重要である。また、「市民遺産」という観点から市民・地域住民との連携や民間団体等との協働による長期的な取り組みを見据え、将来的にいかに貴重な歴史的、文化的資産の本質的価値を顕在化させ伝えるかとい

う視点で、保存・活用について検討されたい。

また、すでに一定の整備が実現し、利活用に供されている史跡にあっても、直面する諸課題を抽出し、その課題解決の方向性を明示されたい。

(5) 史跡の管理について（災害、植生、モニタリングなど）

史跡の保全に際しては、地下水や雨水、大気汚染、動植物による影響などによる遺跡、遺構等への影響の経過観察など日常的な管理とともに、近年の異常気象等による風水害や地震、火山噴火などさまざまな自然災害についても考慮した管理を図られたい。

一方、史跡整備後における見学者による遺跡への影響や変化などを考慮した、適正な保存と活用の両立を図るよう留意されたい。

(6) 世界遺産との整合性について

史跡の保存管理計画は、いかに史跡本来の本質的価値を踏まえた保存や利活用を図るかについて示すことが原則である。一方で、世界遺産登録は、史跡としての利活用の延長線上の一形態として捉えることができるものであることから、史跡の保存管理計画と世界遺産に求められる包括的保存管理計画におけるさまざまな視点は、矛盾することなく整合性を図ることは可能であり、保存管理計画の策定にあたり留意されたい。

文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生産、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生産及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生産の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用

に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係

者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（略）

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（解除）

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記

念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅したときその他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第十二章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を

受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のために必要であると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のために必要であると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないときと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し

ては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第二百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第二百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第二百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第百十一条第一項の規定を準用する。

第二百三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第百十一条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県教育委員会が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通

知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和五十年九月九日政令第二百六十七号）
最終改正：平成二七年三月一八日政令第七四号

第五条

４ 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条 及び第百七十二条第五項）において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第百三十条（法第百七十二条第五項）において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）

（昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号）
最終改正：平成八年一〇月二八日文部省告示第一八五号

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡

五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡

六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

七 墳墓及び碑

八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類

九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

一 公園、庭園

二 橋梁、築堤

三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所

四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所

五 岩石、洞穴

- 六 峡谷，瀑布，溪流，深淵
- 七 湖沼，湿原，浮島，湧泉
- 八 砂丘，砂嘴，海浜，島嶼
- 九 火山，温泉
- 十 山岳，丘陵，高原，平原，河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

一 動物

- (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (四) 日本に特有な畜養動物
- (五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (六) 特に貴重な動物の標本

二 植物

- (一) 名木，巨樹，老樹，畸形木，栽培植物の原木，並木，社叢
- (二) 代表的原始林，稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯，特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉，温泉，湖沼，河，海等の珍奇な水草類，藻類，蘚苔類，微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物

- (一) 岩石，鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地層の整合及び不整合
- (三) 地層の褶曲及び衝上
- (四) 生物の働きによる地質現象
- (五) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (六) 洞穴
- (七) 岩石の組織
- (八) 温泉並びにその沈澱物
- (九) 風化及び侵蝕に関する現象
- (十) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (十一) 氷雪霜の営力による現象
- (十二) 特に貴重な岩石，鉱物及び化石の標本

四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則 (抜粋)

(昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号)

最終改正：平成一七年三月二八日文科科学省令第一一号

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百十九条第二項で準用する法第三十一条

第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)，名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡，名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項
(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡，名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡，名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項
(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡，名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡，名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番，地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。
(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡，名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡，名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項
(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡，名勝又は天然記念物の別及び名称

- 二 指定年月日
- 三 史跡，名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は，その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

（史跡，名勝又は天然記念物の滅失，き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第百十八条，第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡，名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し，き損し，若しくは衰亡し，又はこれを亡失し，若しくは盗み取られたときの届出の書面には，次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡，名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡，名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は，その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は，その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失，き損，衰亡，亡失又は盗難（以下「滅失，き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失，き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失，き損等の原因並びにき損の場合は，その箇所及び程度
- 十 き損の場合は，き損の結果当該史跡，名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
- 十一 滅失，き損等の事実を知った日
- 十二 滅失，き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には，滅失，き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は，前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在，地番，地目又は地積及び異動後の土地の所在，地番，地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて，異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番，地目又は地積の異動が分筆による場合は，当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（国の所有に属する史跡，名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）

第八条 国の所有に属する史跡，名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については，法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を，法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を，法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抜粋）

（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号）
最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一四号

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十七条第一項の規定による届出は，次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含

む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

- 二 指定年月日
- 三 史跡，名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は，その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は，その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には，左に掲げる書類，写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは，所有者及び権原に基く占有者の意見書（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し，又は表示した事項を変更しようとするときは，あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は，届出に係る復旧が終了したときは，その結果を示す写真及び図面を添えて，遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は，次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡，名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡，名勝又は天然記念物の復旧の通知には，第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号 括弧書の規定により史跡，名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は，次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

（昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号）
最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一四号

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は，次に掲げ

る事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号 及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。））第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等が必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をするようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号 及び令第五条第四項第一号）の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条 及び第二条 の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条 の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項 で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 令第五条第四項第一号ヌの管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抜粋）

（平成一二年四月二八日庁保記第二二六号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

I 共通事項

（一） 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

（二） 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認

められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和五五年法律第二一四号。以下「法」という。)第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和五五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合

③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。))。

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。))。

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③ 小規模な観測・測定機器

④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二十七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となつてその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。))。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則 (抜粋)

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号)

最終改正：平成二十七年九月一日文部科学省令第三〇号

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号。以下「法」という。)第一百五條第一項(法第二百十條及び第二百十二條第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

史跡に建立する石碑の取扱について

（昭和43年1月文化財保護委員会通知）

最近、史跡に石碑を建立したいという申請が多くありますが、これを安易に許可することは、史跡の性格上、好ましいものではありません。したがって、県教委におかれては、こ

れまで通り原則として許可しないよう指導して頂きたい、もし万一止むを得ないと判断されるものについては、史跡全体の整備計画の進行に応じて、左の条件を付して、申請書を受け付けられるようお取り計らい下さい。

申請条件

1 建立の主旨及び内容

建立の主旨及びその内容が当該史跡に関係ぶかいもので、史跡の品位に十分合致するものに限る。

2 建立団体

当地域社会より十分な支持を受ける団体に限る。

3 建立場所

重要遺構を避け、かつ史跡の景観を害しない場所に限定する。

4 石碑の高さ

3メートル以下

5 石碑の占有面積

10㎡以下

なお、申請にあたっては、建立場所、碑文はもちろん、設計図面を添付すること。

昭和43年1月

文化財保護委員会事務局 記念物課

文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について（抜粋）

（平成一二年三月一〇日庁保伝第一四号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

第三 史跡名勝天然記念物関係

一 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する事務（法第八〇条）は、次のとおり、都道府県又は市の教育委員会が決定受託事務として行うこととしたこと（法第九九条第一項第二号並びに令第五条第一項第二号、第四項第一号、第五項及び第六項）。
○ 都道府県又は市の教育委員会が史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりよるべき基準（新地方自治法第二四五条の九）については、追って定める予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する資料の提出については、別途依頼する予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに対する裁決又は決定は、公開による意見の聴取をした後でなければしてはならない（法第八五条の三）（第八 二参照）。

○ 都道府県又は市の教育委員会が行った史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務であることから、国が行うこととなる（法第九九条第四項）（第八 四参照）。

（一） 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

（i） 史跡名勝天然記念物に関し、指定地域内において行われる次に掲げる現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県（市の区域内における現状変更等については、当該市）の教育委員会が行う（法第九九条第一項第二号及び令第五条第四項第一号イからへまで）。

① 三か月以内の期間を限って設置される小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が一二〇㎡以下のものをいう。②において同じ。）の新築、増築、改築又は除却（同号イ）

② 指定面積が一五〇ヘクタール以上の史跡名勝天然記念物の指定地域内の第一種及び第二種低層住居専用地域における小規模建築物の新築又は建築後五〇年以内の小規模建築物の増築、改築若しくは除却（同号ロ）

- ③ 土地の形状を変更しないで行われる、i)建築物以外の工作物の設置若しくは設置後五〇年以内の建築物以外の工作物の改修若しくは除却又はii)道路の舗装若しくは修繕(同号ハ)
- ④ 管理団体等による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識その他の施設の設置、改修又は除却(同号ニ)
- ⑤ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修(同号ホ)
- ⑥ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物に関しては、危険防止のため必要な伐採に限る。)(同号ヘ)

屋外広告物法（抜粋）

（昭和二十四年六月三日法律第百八十九号）
最終改正：平成二三年六月三日法律第六一号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第二章 広告物等の制限

（広告物の表示等の禁止）

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓地

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 橋りよう

二 街路樹及び路傍樹

三 銅像及び記念碑

四 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないことその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観計画との関係）

第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

主な参考文献

- ・『南茅部町史』上・下巻 南茅部町 1987
- ・『八木A遺跡Ⅲ・八木C遺跡』南茅部町埋蔵文化財調査団 1997
- ・『大船C遺跡－平成8年度発掘調査報告書－1996』南茅部町教育委員会 1998
- ・『垣ノ島A遺跡発掘調査概要報告書』南茅部町埋蔵文化財調査団 2001
- ・『垣ノ島A遺跡発掘調査概要報告書』南茅部町埋蔵文化財調査団 2002
- ・『垣ノ島A遺跡 一般国道278号南茅部町尾札部道路改良工事に伴う発掘調査報告書』南茅部町埋蔵文化財調査団 2004
- ・『垣ノ島A遺跡 平成15年度緊急雇用創出特別対策推進事業』南茅部町埋蔵文化財調査団 2004
- ・『垣ノ島A遺跡 平成16年度緊急雇用創出特別対策推進事業』南茅部町埋蔵文化財調査団 2005
- ・『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想 未来をひらく縄文文化交流の道』函館市教育委員会 2006
- ・『史跡大船遺跡復元整備基本計画』函館市教育委員会 2006
- ・『垣ノ島A遺跡－平成17年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書－』函館市教育委員会 2006
- ・『垣ノ島A遺跡－平成18年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書－』函館市教育委員会 2007
- ・『垣ノ島A遺跡－平成19年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書－』函館市教育委員会 2008
- ・『垣ノ島遺跡－平成20・21年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書－』函館市教育委員会 2010
- ・『史跡大船遺跡保存整備事業報告書』函館市教育委員会 2010
- ・文化庁文化財部監修「史跡の指定 垣ノ島遺跡」『月刊文化財』569号 第一法規出版 2011
- ・『北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書』北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議 2015
- ・『北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会実施報告書』北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会 2015
- ・『北海道・北東北の縄文遺跡群推薦書素案』縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 2015

関係図書

- ・阿部千春「垣ノ島A遺跡の足形付土版」『考古学ジャーナル』No.490 ニューサイエンス社 2002
- ・阿部千春「地域の特性を生かした埋蔵文化財保護行政(12)・北海道南茅部町」『考古学ジャーナル』No.497 ニューサイエンス社 2003
- ・斉藤慶吏ほか『三内丸山遺跡などの盛土遺構の研究－予稿集－』三内丸山遺跡などの盛土遺構の研究会編 2010
- ・福田裕二「北海道における盛土遺構研究の現状～道南地方を中心として～」『2011年度研究大会資料集 北海道の縄文研究の今』北海道考古学会 2011
- ・福田裕二「垣ノ島遺跡」『遺跡学研究』第11号 日本遺跡学会 2014
- ・福田裕二「円筒土器文化以降における集落と盛土遺構の変遷－垣ノ島遺跡の盛土遺構の調査から－」『日本考古学協会2014年度伊達大会研究発表資料集 貝塚研究の新視点/墓とモニュメント』日本考古学協会2014年度伊達大会実行委員会編 2014

史跡垣ノ島遺跡保存管理計画（平成 27 年度改訂版）

発行日 平成 28 年 3 月 16 日

発 行 函館市教育委員会

〒040-8666 北海道函館市東雲町 4 番 13 号
